

甲府市史研究

第 3 号

- | |
|-----------------------------------|
| 憲政本党内訌時代の犬養毅と乙黒直方……………竹山護夫(1) |
| —大貴の乙黒直房と『続中日報』の記事から— |
| 太宰治と甲府……………白倉一由(18) |
| 若尾家の地主的土地位所有の推移=動向……………齊藤康彦(26) |
| —若尾財團經營史研究序説— |
| 座談会「米軍占領下の甲府市を語る」……曾根康夫/保坂忠信/(40) |
| —昭和20年~開港年— |
| 横木愛子/福島昇/小林静/奈良進・他 |
| 明治中期における甲府の学校沿革史……………清水小太郎(55) |
| 甲斐府中概観 一版複数文批評……………なかざわ・しんきち(65) |
| 一の森跡発掘調査報告……………田代幸(76) |
| 甲府市内における先土器時代研究の可能性……………保坂康夫(99) |
| について |
| 河西学 |
| 甲府にみられる墓碑・墓石の変遷……………小沢秀之(109) |
| 高芙蓉における絵画的側面と出自に関する……………守屋正彦(121) |
| 若干の考察 |
| <hr/> |
| 市史の広場 ……(130) 市史編さん関係者名簿 ……(135) |
| 市史編さん関係 ……(133) |
| 出版物のご案内 |

1986.11

甲府市市史編さん委員会

憲政本党内訌時代の大養毅と乙黒直方

——犬養の乙黒宛書簡と『峡中日報』の記事から——

竹山護夫

はじめに

甲府市と大養毅の関係というと、直ぐに思い浮かぶのは、立憲国民党、革新俱楽部、政友会の三つの政党の時代に亘る大養と交流を持った今井家のことであろう。昭和十四年刊行の木堂先生伝記刊行会『犬養木堂伝』下巻には、大正初年から昭和初年に至る間の、今井茂右衛門・新潟死の大養の書簡が三通ほど載せられている。

しかし、案外に顧みられていないのは、甲府市錦町に本社を置いていた『峡中日報』の乙黒直方のことである。今井茂右衛門らの甲府至誠会が甲府市の上中層ブルジョアジーの結社として、大養に親昵しつつも中央政局における党派色の浸入することを嫌い、また、後に新進兄弟が地元の政友会を応援して欲しいという大養の要請を謝絶せざるを得なかつたのに対して、乙黒は古くからの民族運動家として明治三七年（一九〇四）の第九回衆議院議員選舉に憲政本党より立候補し、これに敗れ、その後は非改革派の首領としての大養に頭を立て続けた。晩年は同志派と袂別して、立憲国民党に归する姿で死去した。

『峡中名士伝』と犬養・乙黒のあいだ

乙黒直方の履歴は、大正七年発行の甲府興信所『山梨人事興信録』には次のようにある。

君ハ東八代郡相模村前戸士直右衛門ノ長男ニシテ、文久元年十
二月二十一日ヲ以テ生レ、明治三十年一月家督ヲ相続ス。小学校卒業後臨済宗海會甲斐田立道ニ就テ漢学ヲ修メ、明治十三年相模村役場書記トナリ勤務中同村ニ私塾ヲ創立セル林僕ニ就テ漢語ヲ講修シ、後書役ヲ辞シテ加賀美平八郎ノ設立ニ係ル八代成義会教員ニ聘セラレ、次イテ相模高等小学校長トナリ教鞭ヲ執ル事數

年、明治二十四年八月都制施行第一回東八代都々会議員ニ当选。

同二十七年八月半數改選ニ際シ退職。其後日刊新聞社中日報社主
席トナリ、明治三十四年同社長トナリ、爾米統意同社ノ發展ヲ企
画シ、引続キ今日ニ至ル。

乙黒は、郡会議員退職後は相興村より出て、住所を甲府市錦町下
八番地（電話甲府百七十一番）に定め、最晩年の一年間、病弱を容
れる為に郷里に引取った他は、ここで『候中日報』の經營に当つ
た。大義の彼に宛てた書簡は、すべてこの甲府の住所に送られたも
のである。

さて、大義と乙黒との交流を眺めようとする時、興味深いのは、
両者の性格の共通性である。乙黒は、漢文・詩文に長じ、読書・書
画を好み、熱情あふれ、好惡の念深かつた。さらに、根っからの官
僚縁い、敢為にして毒舌であった。これらのこと聞き及ぶと、大
義のことを少しでも知る人は、彼と大義との性格の暗合に驚かされ
る。

中村重造による『候中名士小伝』（明治四二年）には、蘇峰を真似
た文体で県内の著名人達の性格、業績を巧みに評したものである
が、この対象の中に乙黒が入っている。この種の月刊集の中に乙黒
が取り上げられているのは珍しいことなので、長文ではあるが關係
の全文を次に掲げる。

「 候中日報社長 乙黒直方氏

◎乙黒直方氏は前半生政黨員として進歩党の為めに奮力し、後ち加
賀美常兵衛氏等と共に甲府市に候中日報を起し、入て筆親の人とな

り、暫くにして社長として推さるゝに至れり。

◎氏は其矣中日報に於て、一時猛烈なる毒筆を駆つて、盛んに当代
紳士の非行を擧げて之を攻撃したり。故に一部の人は氏を見る恰か
も蛇蝎の如し。

◎然れども是れ一部の非行紳士の瓶酒のみ、新聞記者の木領は世間
の愛好聲譽に耳を傾くるなく、超然且つ政治として苦行は之を貲
し、惡行は之を懲戒筆誅するに在り、氏は露骨に正直に陥面もなく
之を憲成したるに過ぎず、自己の天職を実行したるに過ぎず、其勇
氣其能剛毅う質すべきものあるに非らずや。一部人士が氏を悪罵す
るは、猶ほ此れ彼の犯罪人が嚴格なる警察官司法官を憎悪するが如
きもの乎。

◎氏は熱の人也、最も感情に強き人物也。水の如く冷徹にあらず、
火の如く燃ゆるの性也。怒る時は鉄鎗を推^(推)き、和ける時は婦人小兒
之れに馴る、甲府に新聞社長としては五人あり、森木逸菴、辻秀
造、野口英夫、關善次及び乙黒の五氏是れなり。而して此五氏中最
も熱の人は乙黒氏と辻氏と為す、野口、關の二氏は感情的の人と言
はんよりも、寧ろ理性の人たり。森木氏は情と理とを混和したる中
間に在り。

◎乙黒氏は其れ此の如く、熱の人也、情の人也、故に氏は其味方
に対しては最も同情心を有す、己れの味方の面倒は能く見てやる方
なり。敵は苦と雖も、之を踏し、味方は恩と雖も之を扶ぐ。若し氏
と深交を結ばば氏は、意外に善き人物也。

◎世間、氏を悪評する者、全く謂れり、氏の眞實を知らざるの致す
處、アゝ世間ハ全く氏を誤解せり。吾人は其誤解の多きだけ、其れ
だけ多くの同情を寄せざるを得ず。然れども氏は毫も社会に招ふる

ことなく、人の歓心を貰はんとする事なく、俗情に投せず、一世の風潮と逆行し、断々以て自己の所存を実行するに至ては、誠に好んで新聞記者として推称するに足るべし。

◎氏は深く道徳に涉獵し、殊に歴史学に通じ、文章また佳也。往時は酒を飲み、美人の膝を枕にして、青燈に眠ることも、甚だ多かりしが、近時は殆んど之れを廃し、常に新聞社に在て、編輯及び營業事務の一切を監しつゝあり。

◎若し氏が為めに露骨に言ふ時は、其新聞紙の勢力は往時は隨に比して、頗る沈没せしものゝ如し、映中日報は實に本縣に於ける新聞界の古豪なり、先駆なり。然るを今や創造新聞の凌駕せられるとするに至る、誠に惜むべきに非らずや、是れ氏の力、能はざるに非らず、為さるなり。若し氏にして「たひ手に睡して起たば、何为れぞ往時の勢力を挽回する能はざるあらんや、誠に金玉を空しく廟中に藏すると一轍なり。乙黒氏たるもの、当年勇猛の筆を厭つて、

地主重来、峠中の山川を闘志せしむるの勇氣ありや否や。」

乙黒がそうであったように、大義もまた毒舌の人であり、露骨で正直で腹面もなく直言する人であった。後の人には、それを回顧して、「議会の初年には、色々な熱名を政客につけることが流行し、其の傑作になると疑ね本堂作とした。……唯だ惡口ならナンでもカソでも大賣だと冤罪を被せられたのは、畢竟口の悪い張りだ」と語っている。第一次憲政運動の当時、周囲では活動資金調達のために「木堂毒舌集」を編集しようという声も起つた由である。

乙黒がそうであったように、大義もまた、熱の人であり、情の人であり、敵と味方とを辨别する人であった。子息の純は、大義の家

族が一家の主人の日常的な「皮肉」と「毒舌」の被害者となつてゐるだろうと同情してくれる間際に対して、その実は彼は「個人のつきあひに於て甚しく遠慮勝ち」であったとして、次のように述べている。

「敵に対しては、無暗と外づしが強く、味方一株に長年の同志には恐ろしくもろい。こゝに大義の秘密がある。くまの咽喉雷に弱点があり、上佐大の足に弱点があるやうに、こゝに大義の急所がある。もしも、この急所から脱脱し得たならば、政敵合戦の際にも、世間から見て、もつと脚切れのいゝ行動をとることが出来たであらう。」

漢学者の家に生まれ、また、梁川屋根の門下の詩を得意とする儒者と、古学に近い經学者との家学に学んだ大義が、編輯、歴史を好んだことは勿論であるし、實ては直方同様に新聞記者として頼ら文章を書いた。アルコールは若い時からほとんど用いなかつたし、他人にもそれとなく禁酒を勧めるようなことをしていたから、これだけは、壯年以後の直方のみに共通する。

そして最後に、乙黒直方の性格が、新聞の経営には必ずしも向いていなかつたように、大義も世情に巧みに順応する志向と技術とを持たなかつた。徳富蘆花は「大正政局史論」の中で、大義は立憲国民党を九二名から二七名まで、まるで擂粉木をすり潰していくようになつたと評した。しかし、大義は「白分の完員を麻らず事にかけては、一種の天才を持つてゐる大義木堂」と、妙な賞め方をしている。新聞経営については、大義自身も次のように回顧している。

「尾崎と吾弟が關係した新聞は、必ず讀れたもので、兩人は實に

新聞演しの名人であつた。朝野を演す、民報を演す、報知も亦演れ
るばかりにして人手に渡すと、それが演れる所か、如て大に繁盛す
るんだから妙なものだよ」。

大正八年三月に直方が死没すると、大義は相模村の乙黒義岡宛に
左の書簡を贈った。大義は義岡を直方の弟と勘違いしている如くで
あるが、義岡は同じ東八代郡の黒崎村に生まれ、明治四五年に直方
の長女よしと結婚して婿養子に入った人である。因に彼は、明治四
〇年に山梨県師範学校を卒業し、その後、御所、御代、英
小学校等に校長として勤務した。また、相模村に産業組合を創設し
て組合長を勤め、村役会副会長にもなつた。

〔宛先〕

山梨県東八代郡相模村

乙黒義岡

本文ニ中上医揮毫一紙ハ御生前ニ贈る能ハざりしものニ候得共折角
想候ものニ付記念として可益上候

〔差出人〕

東京市牛込区馬場下
大義

大義は大正四・五年頃までは、盡んに墨を揮つたといふ。しか
し、揮毫の要請が余りに多過ぎ、起居に苦しむ支えるに至つたので、
「卒然老生持病の手指關節ロイマチス再発全く執筆不能に相成り網
紙の揮毫は勿論書翰の往復も代筆に委ねる事に致し候、失礼御海怨
可被下候勿々不具」の紙札を墨塗の卓上に出して、これを謝絶す
ることにした。この時期に彼が一紙を運送したのは、並々ならぬ好
きの現われと考へてよい。彼と乙黒とは、常に肩を共にするという
形の友人どうしでは決してなかつたが、別介な乙黒の一生を振り返
つて「尊家兄之一代ハ逆境ニ處し孤軍奮闘せられ候精力絕倫敬服之
外無二」と記した時、大義は一ことにこの時期の大義は「娘らの妻
の一端をこの年下の同志の生き様の中に見い出した自覚があつたで
あるう。彼は、小糸においてより大きな規模で総圖官僚と、それに
身を充つた自由党である政友会、そして、憲政本党の中で官僚に接
近しようとする改進派に対して「孤軍奮闘」し、立憲同志会結党を
機とする分裂によつて立憲国民党が減少した後は、政界の一隅で孤
島を守る日々を過していた。また彼は、中江兆民から、「其状貌を
相るに精神の氣素然外に淡る」と形容され、中里介山から、「絶倫
の風貌」「信長去り、秀吉去り、家康去つた泰平時代に、伊達正宗
や、立花宗茂の生存を見るやうな心地がする」と評された。彼が乙

三月十五日夜

大義

乙黒義岡

黒に就いて語った教説は、彼自身の簡單な口頭でもあつたろう。

明治四一年第一〇回衆議院議員選舉の中で

大義から乙黒への寄稿は、明治四一年四月一四日付の書簡が最初

のものである。前年四〇年九月の暴風雨による熱下全城の大水害に際しては、憲政本党の常議員である大義も視察の為に来京した。當時報告の最も大きかった場所の一つは東八代郡であり、教説に奔走していた乙黒とこの時に接触を持ったものと思われる。

この書簡および同じ問題について書いている四月一七日付書簡を次に掲げる。なお、大義自身の記した日付には年の記載がないが、これは消印によつて判明した。以下、他の書簡についても同様であ

〔宛先〕

山梨県甲府
乙黒直方殿

製農

拝啓　過日芳書拝見の後直ニ根津氏ニ書状を出して勧説致し尚今日面会色々相談致候。同氏ハ辟退して洋行スル計画也但し絶対ニ因辞スルニモ非ルヤニ見受られ。二付類の元老ノ相談次第ニ融通も付ケベタ又同志の出港スルニナレハ同氏ハ応援スルニハ力ア用フルヲナラントと併候。右ノ次第ニ付差向キ秋山市川浅尾の三君ニ書状宛置候。三君主トナリテ諸同人の小集ヲ催シ急ニ問題ヲ次せられ度合下よりも御促し被下度候誰れか一人南方の開拓（昭月征討）のため候補ニ起りて山梨県下二三名の当選ヲ得度ものニ御座候元老連中皆免ヲ避ケられて誰よても相当の人を推し立て元老の応援と申事ニ相成候ハ必ず成功スルトと彼存候此際非常御盡力被下度候。

草々 製農

四月十七日

乙黒君

小生明日新潟縣ニ向ケ出立月末ニハ帰京の旨ニ御座候

四月十四日 製農

乙黒君 机下

〔差出人〕

東京牛込馬場下町

大義殿

拜候小生過日米岡山ニ参り居只今（十四日午後二時）帰京芳書拝読來渝之件ハ早速根津氏より勧告司仕候 同氏の如キ有力者ノ候補詳思ハ尤も恐れ、所ニ御座候早々不一

乙黒君 机下

〔差出人〕

東京牛込馬場下町

この二つの書簡は言うまでもなく、明治四一年五月に施行された第一〇回衆議院議員總選舉に關しての、山梨県における憲政本党の候補者の選定についてのものである。結果は結局、二七年の第九回選舉で無所属で當選している根津と天野萬平が原本から立候補して再度両名が當選することになるが、当初根津は出馬に氣乗りせず、憲不縣支部ではこれを説得するのに難儀した。

この選舉では、対立する相手である政友会の諸候補、また、猶興会に籍を置いていた國小太郎らの出足は比較的順調であった。

「峠中日報」は四月一二日付で、若尾民為が大橋新太郎の勧告によつて今回立候補するかも知れないとの揣測を載せたのを皮切りとして、他党よりの立候補者の続々たる出現を次々と報じている。一六日付の紙面は、伊藤政重（政友系）、竹内友治郎（政友）、龍月小太郎、林闘（政友系）の山馬を報じ、二四日付の紙面は、加えるに森国藏（政友）、手塚正次（政友）の動静を伝え、翌二五日付紙面はさらに大木義命と佐竹作太郎の意向を報じている。しかし、この新聞にとって勤心な立候補者についての記事がこの間なく、二八日付に至ってやっと、「根津前代議士 同士若の飛電に依り本日帰郷入市の旨である」と報道した。だがこれは、根津立候の報紙にはなつておらず、「根津氏來り天野氏來り此れに蓬夢派の有力名会合せば同派の陣営は始めて活氣を帯び来るであらう」と、希望的觀測とも言える文方が統一しているのみであった。

大義の書簡で見ると、根津は洋行の意図があつて今回の立候補を取り止めたく思っていた。これに対して乙黒らが必死で講立運動をしたが翻意させることができず、大義に説得を依頼した。大義はこ

れに応じて、根津に手紙を書き、さらに四月二七日に面会した。ここで多少の見込を得た大義は、秋山元成、市川文成、浅尾長慶など県の領袖に書面を送り、根津にしろ他の者にしろ、とにかく候補選定を急ぐよう促した、ということであろう。ちなみにこの書面によれば大義は、望月が出身地南巨摩郡を中心に巨摩に奮闘しているのを試落して憲本三名立候、当選という目標を農支部がもつことを希望していたようである。この「南方の開拓」は實際には着手されなかつたが、「峠中日報」紙上では「望月征討」の為の言論展開がはげしい。

帰申した根津は、まだ立候補を肯ぜず、「同士の出戦」を期待する。二九日付の「峠中日報」は次の如く報じてある。

「多額納税者と飼育氏 別項記事の内藤多額納税者報告会の席上に於て内藤加賀美丙氏外一同より飼育平祐氏に向つて參議院議員の候補たることを切に勧めたので同氏も何れ熟考の上確定すべく答へたとのこと」

しかし、飼育出馬工作も順調に行かず、「峠中日報」は以後四日間憲政本党の候補者について沈黙し、五月二日付に至つてようやく

「選挙立候補者決定 過日来より佐藤幸にて協議を継続した結果各方面の部署定め前代議士たる根津喜一郎、天野萬平の兩氏を候補に推薦することになり昨夜決表直に各方面の運動に着手した」との記事を出すことができた。この間の事情は、翌々五日付の紙面に次のように比較的克明に発表されている。

「根津喜一郎君、天野萬平君と共に携へて逐處場所の人となる丙氏共に非増税派の第一たる勿論二十四議会の民軍として確派の

節制を守持したのは今更頗々の弁を持つ迄もなく我日報愛護諸氏の知悉する所たれば放て蛇足を加ふるに及ばぬが今次の総選挙に当り誠然起つて反対候補等と角逐するに至つたは元は愛党の熱烈通りて茲に至つたのである今其根津氏が陣営に顧はるゝ迄の経過を記んじ

進歩派の候補は何を繕さう、互に推諉して至難度であつたは実事である、何人も辯護して容易に決せぬ間に日はズンズンと経過して仕舞ふ、其處で在京の根津義一郎氏に打電して入県を促し更に熟議を継続した結果根津氏は小林彦太郎氏を回復して北巨摩郡塩崎村の納倉平輔氏を訪ひ候補者たらんことを懇願勧説したが聞く説して其任に當らぬ、去らば他に何人をかと搜した所で前記の如く悉く譲り合つて之に応するものがない、根津氏は歴史漫遊の業志動かすべからず、また一面には東山梨郡の事情と他の各候補者に対する情説の上から承諾せず結局無候補の形とならんとしたが、左ありては我山梨進歩派の消長にも關し加るに中央本部に対しても面目と面白か

らずとあつて木崎佑謙監に集会し居た後尾長蔵、市川文藏、秋山元成、乙馬直方、小林七朗、梅津第八、金丸伝四郎、納倉平輔、小林彦太郎、乙馬武十郎、秋山喜蔵、田辺富吉、秋山源兵衛、小宮山内義、矢崎良吉、河西豊太郎、平賀延高、納倉賛の諸氏は更に商議を重ねたる後今日となつては致力なし根津氏が断じて辞退さるゝも此席に列席する一同に於て責任を帯ぶることにして、同氏が承諾不承諾は擇いて間はず、支那の推進候補として據立することに決議し此意味を以て根津氏に諮詢したので、氏も余儀なき結果として一昨夜に至り、略ぼ承諾することとなり更に一昨朝に至り熟議懇談の上候補者たるべく快諾するに至つた、此の如き事情もあれば文部の有志には有形無形共に大なる責任を有することである、根津氏の

決心の定まる同時に天野氏に向つて事情を語り支那推進の候補者たるを勧説し氏も又根津氏にして承諾の上は聊か異存のあらう筈なしと、茲に於て根津天野二候補の確定を見るの運びとなつたこれが毛頭猶豫のない事実である」

以後、根津・天野両名は、非増税の主張を中心として西園寺内閣批判を揚げた運動を行ない、一〇日には人石正巳と合田禪太郎が入換して甲府市役所で応援演説会も開催されるなど、選舉競は順調に進んだ。乙馬も佐渡寺にて走って三四六臂の活躍であった。

一五日の投票の結果は、都第一位が一、三七一票の森、二位が二、〇五五票の根津、三位が一、九六五票の手塚であり、次点は一、六四〇票の鍋島であった。根津の票は三、〇〇〇以上にのぼる筈であったが、憲本県支部の元老達が巧みに計画して天野に分けて両名共の当選を得た、とされた。

憲政本党の内訌と『朝日新聞』の立場

第一回衆議院議員總選挙の前後、大義にとっての最大の躍進は、憲政本党の内訌への対処であった。この問題は日露戦争以前より潜んでおり、この時期に表面に露呈し、立憲国民党の分裂に至るまで続いた。基底となつた官僚系との妥協・非妥協の選択という争点は、さらにこの後、彼のほとんど一生を通じての課題ともなつた性格をもつものであった。

明治二二年の憲政内閣の成立と瓦解の後、憲政第一政友会と藩閥勢力との間で比較的円滑な提携の形態が定まつた中で、憲政本党は常に野党としての立場に甘んぜざるを得なかつた。政權から逐出された同党的党勢は急速に振わなくなり、ことに第一次西園寺内閣

が成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚しく侵食されると至った。政友会地方支部の再建・新設は盛んとなり、四〇年九月に行われた地方選舉における当選者の色分けは、政友七三八名、准政友一〇九名、憲本二六三名、准憲本二九名、大同俱楽部二七名、維新一六五名、中立二三二名というものになり、両会の勢力の伸張を見せつけた。また、衆議院議員選舉の当選者は、明治三七年の第九回選舉では、政友一三三名、憲本九〇名、帝國党一九名であったものが、第一〇回選舉では、政友一八七名、憲本七〇名、大同俱楽部二九名、憲明会二九名となって、政友と憲本との間には大差が生じ、そのままで憲政本党は政友会と五角の相撲が取れる存在ではなくなった。

このような状況の中で、以前から平岡信太郎や鶴川和夫を中心として、議園と妥協して政權に近付こうとする考え方を抱いていた人々は、大蔵恭武を実質的な中心とする官僚の党である大同俱楽部はじめとして、諸小会派と非政友大合同を行ない、株内閣に接近しようと構思した。彼等は結局、人義の盟友であった大石正巳を首領にして、議園と妥協して政權に近付こうとする考え方を抱いていた人々も開會中より地方より全党的議員上京致候ニ付小生の主張ニ同意のものイツモ多數ニ相成候跡ニ御座候ソレ故開期切迫スル時ハイツモ彼等の策略として新聞ニ虚報を伝へて地方議員を疊感せんと勧むること半々常例と相成候眞珠ニ本年ハ物選舉後ニ付新顔も沢山ニ相成候故彼等ヨ取りてハ尤も重要の時機として極き廻り候事と被存候ツマリ大同クラブ及戊申クラブと聯盟の働きを以て政府ニ接近せんと欲する考と毅然として慎重の態度を取らんと欲する考との差別ニ御座候

と称された。

犬養は四〇年一月から翌四一年一月にかけて中國に遊んだが、

その間に改革派は党内の指導権をほぼ握った形となり、犬養は苦境に陥った。明治四一年秋から一年間に亘る書簡は、いずれもこの時の彼の苦闘を物語るものである。先ず四一年一月二日付のものを見よう。

〔宛先〕

甲府市 錦町 读中日報社

乙黒寅方殿 謹啟

芳書拝見不相変御聖力之及爲謝之至御座候
党内之紛糾ニ付て新聞ニ掲載スル所多くハ一部のものゝ製造ニして
事実ニハ相違のものニ御座候御承知之如ク所謂改革派と称する一派
の團體有之在京の代議士の十の八九ハ之ニ属し久敷鷗山氏の□□と
平岡氏とのものなれど（昨日以来ハ大石正巳氏陰も其首領と相成り
候ものニテ議会中地方議員の上京中を除くの外ハイツモ彼等の團体
が多数を占め居るものニ御座候只其正反対ニ立つものハ（党内の主
立たる者と称する虚名ある者の中よりハ）小生一人ニ御座候左れど

も開會中より地方より全党的議員上京致候ニ付小生の主張ニ同意の
ものイツモ多數ニ相成候跡ニ御座候ソレ故開期切迫スル時ハイツモ
彼等の策略として新聞ニ虚報を伝へて地方議員を疊感せんと勧む
こと半々常例と相成候眞珠ニ本年ハ物選舉後ニ付新顔も沢山ニ相成
候故彼等ヨ取りてハ尤も重要の時機として極き廻り候事と被存候ツ
マリ大同クラブ及戊申クラブと聯盟の働きを以て政府ニ接近せんと
欲する考と毅然として慎重の態度を取らんと欲する考との差別ニ御
座候
結局へ玉石混淆ニ終り可申其黨ハ正派が多數ナルガ故ニ彼等ハ一時
ハ而して時機を待つ事ニ可相成候正派が多數ナレバトテ在京の重立
タル人々ハ彼等の争党若クハ曖昧の態度ヲ取ル人々ナレハ幹部ニ於
て断然の處置ヲ為ス迄ニハ至ラサルベシと被存候波多野氏の死亡江

藤氏の病氣以来在京の同志中ニ纏き子ナク遂ニ斯ル始末ニ相成居候
左レド地方ハ延全ニ御座候

根津氏延京次第訪問の上相談可仕候

「一行分欠」
（一）御取止め被下度

我党の多額納税議員ハ多く土曜会より居候間此方よりハ如何や尚
相談の上可申上候

右不取改御答申上度

早々不宣
十一月二日

大義報

乙黒波方様
党内の事情ニ關スル所丈ケハ御一覽の上御火中を乞フ

〔差出人〕

東京牛込馬場下町
大義報

改革派は、明治四〇年の第三三および三四議会においては、憲政
本党的從米の民力休業政策を單純充實政策に「底懸變更」させるこ
とに成功し、大同俱樂部と結んで官僚系との間を密接にして、一方
で、非政友大合同の新党出現の布石は着々と打たれていた。波多野
岱三郎と江藤新作という同士を二人共に失なつたこともあって大義
は苦慮に立つたが、これを発かに教つたのが第一〇回総選挙であつ
た。ここで新たに選出された議員の中の多くの者が非改革派を支持
する態度を取り、改革派の路線に批判を加えた。この為に大義は全
党的議員が在京する時期には党の指導権を持つことができたのであ

る。一一月二日にこれらの人々の斡旋で大義、大石の間を調停し
ようとする領袖連の会合が紅茶館で開かれているが、これに先立ち
一〇月六日には仲裁に乗り出した大隈重信急本党前總理を前にし
て、大隈邸で両者の対決が行なわれた。この大義の書簡はあたかも
初步的な知識を持たない者に説明するような筆致でかれているが、
當時周知のこととしており、大隈邸での出来事に至るまでに
ついては二日前の『岐中日報』は次のように正確に報じている。

「隈伯調停の結果 進歩党改革非改革兩派が新たに一場の橋脚を
起し端なくも其内容を暴露するに至りしより或は是れ遂に進歩党分裂
の兆なりと假すもありて其の如何なる結果に送らし進むべき乎
は多少の注目に値する者の如くなりしが此の紛争も今や宇都宮の老
伯起ちて彼等の間に調停し懇かに其局を結ぶに至る

元来改革・非改革兩派の感情の齟齬は一朝一夕の事にはあらざる
も今回の騒動の起因に至ては殆んど言ふに足らず既にも記せる如く
合田福太郎氏が大義氏の命を承けて両派を調停すと称しながら別か
に地方新議員を自派に説得せんとしたりと改革派が岡氏を捉へ私
間する所あり改革派の少壮派は岡氏遂に事實を白状したりと云ひ合
田氏は之を否認して左の事実なしと言ひ張り何等居著する所なきよ
り流説紛々として生ずるの有様なりしが其間にありて大石、大義の
岡氏は初より極めて平靜なる態度に出で殆ど世の騒々に煩はさるゝ
形跡だら無かりき

然も世の騒々は終に大隈伯を勧かし二十六日大石、大義、武富、
箕浦、加藤氏等同党領袖連の早稲田邸会合とは為れり席上伯は先づ
其の招集の理由を述べ予は今まで進歩党の首領にもあらず何等の關係
は無けれども近頃進歩党の内部に就て余りに面白からざる事を新聞

紙上に伝へらるゝは胸に座況するに忍びず固より双方の間に何等の
阻隔あるべき苦もなければ以後胸襟を開けて再び斯る行進なきやう
党の為め勘考の態度を取られたしと告げしに一同は固より之に対し
て何等異議あるべき苦なし

難談に時を移して会の将に散せんとする頃は更に曰く畢竟新る
約々たる取沙汰をせられ惹いて党内の破綻まで暴露するに至るも早
速鞋々しく言説を漏らすが為めなる可し今後は成るべく言論を慎む
やうにし時々此の会合を統けて重要な事件は其の席上に於て議する

本としては如何との提議あり一同之れに賛して解て散会しぬ因に第
二回の平稻田邸の領仙会は来月匆匆開會せらるべしと」

一月二日付の大糞の返事に先立つて彼の前に送られた乙黒の書
簡には、この記事に盛られている内容に就いての質問が満載されて
いたことだろう。大糞の返事は、いさざか興腐なことを述べている
ような感がある。なお、この書簡の最後の根津に触れた部分は、そ
の具体的な内容が今のところ少しく評らかでない。

この後、第一五議会召集を前にして年末の一月二十日に関かれ
た憲政本党代議士議会は、新議員団の提案した、院内倫理二名と
して大糞、大石が共にこれに就任する案をめぐって紛糾し、大石は
ついにこの地位に就くことを受諾しなかつた。越えて明治四二年一
月十九日に開催された憲政本党大会では、常議員の母体となる評議
員の選出方法をめぐって改革・非改革の両派が大乱闘を演じたが、
結局劣勢の非改革派は退席して、常議員の選出は改革派の手に握ら
れることになった。一月二十四日の常議員会では、大糞は改革派の攻
勢の中で孤立し、同二七日の常議員会ではついに彼の脱党を勧告す
ることが決定された。この時、常議員会を代表して大糞に勧告をも

たらした使者は、角田真平と今一人は根津萬一郎である。大糞は脱
党を拒否した為、同会は彼を除名する処置を取ったが、代議士会に
おいては先に見たとおり非改革派の勢力の方が勝っていたので、代
議士議会はこの除名が不当であるとの決議を行なつた。そこで彼は、
依然として院内倫理の座に就いたままであった。

次に、一月十九日の憲政本党大会に関する大糞の書簡を掲げよう。

〔宛名〕

甲府市 錦町

乙黒直方殿

芳書拜見致候十九日之深夜宿宅致候處荷下より電話御懸被下題基謝
念之至御座候
此度ノ大会ニ彼等ノ多數を占めたルハ該費日當を与へて代議員等を
召集した結果ヨリ形式より體系の勝利ナンドモ實質ハ依然我々
の勝利也
但し現在ノ過半數を永久ニ保持スルハ中々困難也是ハ懸念スル所ニ
御座候此上御懸力之段切頭致候早々不一月廿二日

大糞

乙黒直方殿

〔差出人〕

東京牛込区馬場下町

大糞

乙黒は、大義を意識して大会の当日に馬場下町に電話を入れたらしい。この大会について『映中日報』は二日付紙面に、「進歩党の大会△大義・慶昇・政友派・大敗」という見出しで報道しているが、両派に対して中立的な記述で、暴力沙汰についてはかなり残念した表現を用いている。また、この前後の紙面の見出しを見ると、「一月一五日付に『大義氏新政党談』、一七日付に『我輩の立場（大義説）』、同日に『大石氏の質問』とあり、両派に対して気を遣つた配分の報道をしているようである。但し、大義の「新政党談」は、言葉は柔かいが来たる大会に備えて改革派を牽制する為のものであり、しかもこの記事の後には、「某人由政党視」という見出しへ、「……我國の政界は本だ政友会に対立すべき新政党の組織を要求するの機運に到達し居らざるのみなれば今日に於て之れが樹立を企てるも到底之を現実に能はざるべく併に一步を踏りて非政友派一部分子の合同成立し得るとするも素々牢国たる政見主義の合致によりて團結するものにあらざれば一朝或種の干涉若くは誘引に遭へば忽ちに瓦解離散すること明かなり云々」という談話が掲載して、これを後援させている。また、「我輩の立場」が、「……森し西族をして万歳を叫ぶしなるのも畢竟在野政治家が多く開族との戰闘に疲れられた訳でもあらうが是といふも政党的主なる者が腰が弱くなつて昨日消極主義を唱へて今日は積極主義に変じ更に明日他の主義に転ずると云つた様に主義主張の一貫を欠くから連つて未然も之に化せられるのである我輩は度分苦しい立場に居る訳だが併し自分の體裁より云へば初めより官僚政治の打破立憲政治の樹立に有るのでソレソその出発点が他の一派と違つてゐる……」という其方に至つて直哉に大義が自分の立場を闡明したものであるのに對して、大石氏の

質問は、これに対する答弁を含めて四段に亘つての記事で割かれている紙面は大きいが、第二回帝国議会の予算委員総会における大有の質問を報道したものに過ぎない。ちなみに、この記事の中にはかなりのスペースを占めた形で大石の、「……特に立憲政治の精神は政党に在り有効なる内閣は必ずや政党の後援に待たざるべからざるに現内閣は一視同仁などと称し居るは大に憲政の本旨に逆ら、政党の憲政に於けるは電流の電車に於けるが如し政党なき政府は停電にも皆ふれし故に現内閣は停電内閣なり政府は何故政友会と云ふ大教黨の車に乗らざるや然るべきは此に真正なる政府党と共に反対党も成立し始め憲政の真価を發揮すべきを得べきなり」

という台詞が入れられている。名台詞であるから当然のこととも言えるが、ここにも多少の意図的なものはあったかも知れない。改革派としては、非政友の大合同を希望していることは勿論であるが、桂内閣全体を正面の敵に同せば元も子もなくなるので、この大石の発言は少々苦しいものである。もともとの苦しい事態は、同じ第二回議会の最中、翌四二年一月二九日の桂と西園寺の会見をきっかけに、全くこのとおりの現実として出現してしまうのであるが。

大義が常議員会で除名された後、憲政本党代議士会は緊急審議であるとして常議員会の権力を奪つた形で親らの名儀で党大会を三月二二日に召集し、この大会は常議員会の引責処決、大義除名合議、憲政本党の改造を決議した。しかし、大義の苦闘と乙黒の気遣いとは、まだ続く。同年九月一一日付の大義の書簡は次のとおりである。

〔宛先〕

山梨県甲府 錦町

乙黒直方職

親属

候ニ付是以外ニ存知不申候
平々不一 謝
九月十二日

乙黒君 桜下

〔差出人〕

東京牛込馬場下町

犬養毅

芳書拝見益御清健奉賀候
據此國改革派ノ名ドモの運動ニ付御懇念之件ハ実ハ小生の手許にて
真相相分リ不中候

御承知之通被等ハ道義ヲ棄て廉恥ヲ棄テ如何ナルニテモ自家ニ利
益ト見レハ何事デモ為シ禁子サル述中ニ付聲言ハイツデモ取消ス
モ出来ベク取消シタリトテソレモ又當ニナリ不申ソレ故承り及候事
實文ケを申述レハ彼等ハ密使ヲ地方ニ派シテ遊説シ居ルトノ事ニ御
座候其遊説ハ

地方黨員成ル可ク中立ノ地ニ立テ兩派ノ調停ヲ為シクレ度
トノ主旨也是ハ寧ろ非改革派ノ側ニ立フ者ニ對スル勧説也。

ソレハ大会ハ彼等丈ヶの大會ヲ開き(勿論一夜作りの地方本部もあり)先ツ役員の懇話會ヲ行ヒ一切ヲ大會ニ任せて幕後策ヲ為サシム
ル考の如し
ソコテ此策法ヲ以て可成我々の同志中ノ歎喫者ヲ中立として各地方
員を誘惑し大會の決議ト云フ略策ヲ以て我々ニ對戦する積ナルベシ
老人連中と少壮派トノ爭論ナドハ眞赤ナ魔説也コトサラニ此説ヲ流
伝セテ地方の眞面目ノ人々をして大石眞治等の説惑ニ便ナラシメ
ントスル一極ノ八百長的喧嘩ナリトノ趣ニ承知

改革派・非改革派の和解と「映中日報」の報道

要之愛党ノ誠意ハ寸毫モ無之、テニ仕事と被仔賛其余ハ御推量被下
度小生ハ彼等ノ舉措ヲ一ノ滑稽芝居ト視ルが故ニアリ研究モ不致

大日本製糖株式会社が營業不振の打開策として、輸入原料砂糖灰

脱法の期限延長と砂糖業官営化の為に代議士二〇名を貢収した所謂日糖事件の捜査は明治四二年四月から開始されていたが、七月に公判が終結、憲政本党の議員六名にも有罪の判決が下った。これら判決を受けた者は以外にも演説の長いを持たれた同党的議員は改革派の人々であった。また、改革派との連絡の任に当つて合同を策していた大同俱楽部の日井哲夫も事件関係者となり、二万円の罰金を徵されたが、木下謙次郎等の罪を一身に引き受けた為と言われば、改革派の発言力およびその抱くところの官僚系との合同構想のもつて、いた説得力は一時に消え失してしまつた。この為、改革派は自派の常議員を辞職させ、一〇月一八日に開かれた党大会では、官僚主義批判、懸念改廃、地租軽減の要求、均衡ある軍備と財政の主張を宣言することに賛成、全面的に非改革派に屈服して党内は融和した。

改革派の急速な降伏決意と党内融和成立までの大詰について、『毎日新聞』の紙面を追うと次のとおりである。

〔九月二九日付〕 「進歩党常議員会」

進歩党にては二十七日午後常議員会開会大石、角田、箕浦、加藤、武藏、鹿児島、大津の諸氏出席（荒谷氏は辞職山田氏は欠席）村松、佐々木の二氏は出席せざるも委嘱衆議院に從ふ旨申し来れりしと党の發展策に就き協議の上満場一致を以て左の通り決議す

決議

一党的平和を恢復し其融合一致を圖るは目下の急務なる事

一其方法は広く全党に謀り衆議院の決する處に従ふを以て相当なりとする事

一右につき常議員及評議員等役員全部の改選を行ふ事必要なるが

故に本年大会の開期を経上げ十二月二日を以て大会を開く事
一評議員会は十一月一日に開会の事

説明

本党的現状は常議員の所しるを運営がござる所にして教正改善の急務たる事務を使ひず而して其方法は公正真摯なる全党衆議院の決する所に従ふより穏當なるはなく衆議院の表決は役員の選舉に依つて其実行を期すべきものなれば宜しく大会を開きて適当の処置を取るべき成は常議員の總選挙に依り直ちに評議員会を開いて幹部の改選を行ひ之を以て足りりとせば事は極めて簡易なりと雖も苟も革新の趣旨を貫かんと欲せば常議員の改選を行はざるべからず斯くして役員全部の改選を行ふ為には通常大会を開く事必要なり（以下略）。

〔一〇月一日付〕 「非改革派の通牒」

非改革派にては常議員会の決議に対し同志代議士前代議士院外同志支那地方同志新聞社へ向け左の通牒を発送す

即ち時下益御清榮賀候本党改選に於ては昨日開会の常議員会に於て来十一月一日俄に大会を開き評議員及常議員の改選により両派の論争を解決する方針に決定致候山の處等は畢竟自同派を現在の窮境より脱出せんとする一時の手段にして若し改革派諸氏にして眞に融合の誠意あらば先常議員及幹事総評議院の上充分兩派の協定を述べたる後ち大会を開くを当然の事と存候然るに今日迄当事務所に對しては一切何等の交渉も無し改革派の専断を以て大会を開き之に依りて解決の途を求めるとするは愈よ本党的幹部を占有する便宜を借りて今春試みたる一種の手段に依りて多數

を制し以て同派に利益ある結果を得んと欲する者にして改革派に毫も交渉妥協の精神なきは此一事に従事するも明かなりと存候且此の如き手段的方法に応ずるは適々紛争の上に力争を重ねるの端を開くものにして到底真正なる融和の目的を達し得ざるのみならず

寧ろ一種の挑戦的態度と云ふの外無の目的を達し得ざるのみならずする者の賛成せざるところに御座候就ては当事務所に於ても不日

党務委員代議士会院外同志会開会の上本党從来の歴史と主張とに鑑み夫々適当の手段方法相立て以て本党永遠の平和と発展とを期する旨に有之誠其際は更に詳細なる御報告に及び可申候へ其不取敢前記の次第御含み置け下度得貴意候様是

明治四十二年九月二十八日

〔一〇月一四日付〕 「非改革派総会（調和問題討議）」

進歩党非改革派にては予て改革派の懇請に係る調和問題に付同派の態度を決するため十一日午後二時より代議院上及び実行委員会合

総会（秘密会）を衆議院議場にて開く会するも三十四名小山内鉄通氏会長席に着き先づ合田福太郎氏は各地方文部の決議及び意見書を報告し堀越見介氏より此場合我々同志は主義本領を貫徹するため總て一致の態度を執りたしと免譲して滿場に之に決し夫れより本問題の討議に入るや久保田與四郎、森止の兩代議士は大石、角田、肥塚氏等と会見したる點末を報告すると共に真先に討論を唱へ之に対して硬派は正式分離論及び大会出席不必要論を主張し或は折衷説条件附調和論を呴る等議論百出して容易に決せざるより結局衆議院は進歩党の幹事を詳職せしむること井に左委員に一任し十二日午後一時より重ねて總会を衆議院議場にて開

くことに決し左の七名の代議士を委員に推選して六時散会夫れよ

り松本楼の懇親会に赴けり

坂口仁一郎、石田仁太郎、福本誠、浜田飛雄太郎、久保田與四郎、藤井善助、森正

右委員は十二月十二日午前九時より丸館に会し各實行委員の意見の大体を取調べて一の草案を作製し同日の総会に提出する旨なり

〔同日付〕 「進歩党和解案（十一日の實行委員会）」

進歩党非改革派は十一日に引続き十二日午後一時より院内に於て実行委員会を開きたり出席者は領袖連以下二十五名にて前日の例

に依り小山内鉄通氏座長席に着き特別委員なる坂口仁一郎氏は委員七名は諸石の委託により改革派に対する交渉案を起草したりとて左の覚書に付き逐条説明を為し且つ同記者團より両派の融合に関する意見書の提出ありたりとて之を簡易報告し夫れより同覚書を議題とし逐条審議に移り満場一致を以て之を可決せしむ

第一条 明治四十二年三月二十六日宣誓書の趣旨に基き我同志の起業したる大会宣誓書案に同意せしむること

第二条 常議員会に於て大會の餘名決議を取消す事

第三条 常議員は總詔職をなす事

第四条 大会の期日を変更する事

第五条 大会に於ける評議員の選舉は我同志に一任する事

尚ほ附帯事項として現任改革派の幹事を詳職せしむること井に左の一項を申合せたり

申合

此の覺書の全部を承諾せざる時は断然交渉を断ち我同志は現状を維持す

(以下略)

かくて、翌一〇月一五日付の紙面は、「改革派意よ詫城」という見出しの下に、改革派が大石、箕浦、肥塚龍らのリーダーシップによつて加藤政之助、大津洋一郎、木下謙二郎ら強硬派の面目を貰く論を抑え、左の覺書の作成を決議したことを報じている。

「一、全部非改革派の覺書に同意する事。二、常議員は本日總辭職の事。三、十五日を期し奉達引渡す事。四、常議員会の決議を以て本日地方各文部代表者前代議士前代議員に対し常議員の連名にて此如末を報告する事」

翌一六日、一件すべてが落着した証しに、「進歩党の将米（犬養氏の眞話）」が次のように載る。

「……然るに改革派の諸氏が進歩党二十余年の歴史を尊重し其の主義政見を遵奉するの意見を探るに至りたるを以て吾人も亦同志と共に欣然之を迎へたるものにして一時疎闊せる旧友が再び、主義政見の下に一堂に会して握手交歓し将米の大局に処せんとするかと思へば胸中自から快感に禁へざるものあり而して茲に深く許諾すべきは我同志が政治家としての進退を重んじ主義政見の為めに懸念せることにて尚敢後に感謝すべきは克く一切の感情を一掃して融和の誠意を表せる改革派諸氏の雅量なり……」

しかし、実際の大義の心中は、勿論このように夷かなものではない。乙馬もこのようない行に對して不満であった。「進歩党の将米」が最もまでタチエを述べたものであることを読者に駄目押しする

よう、『映中日報』の一〇月二〇日付紙面には、「本社員が頃日非改革、改革内派融和の前途に付大糸木堂氏の所見を叩けるに同氏の答ふる所左の如し」として「大糸木氏の所見」が掲載されている。この記事は、大糸が降伏した改革派に對してまことに諷刺に寄成と悔薦の念を抱いていることを見せつけるものであるが、実は一〇月一五日付で乙馬宛にかかる大糸の書簡をそのまま掲げたものである。記事に出しているものと読み方が少し異なる部分もあるが、この書簡を次に載せておこう。

山梨県 甲府 錦町

乙馬方段

方書拝見致候此度之作付てハ貴意ノ通如何とも不可解の處も有之候得共彼等ハ全ク其主張ヲ抛ちて昨年來絶対ニ反対し來れる我等の主張ニ服従ヲ誓ふのみならず幹部ヲモ全ク明渡し且つ小生ニ對スル決議ヲ取消して其不当処置の責ヲ引て辞任する以上ハ其心術の如何ハ姑く置き政事上の問題としてハ其降伏ヲ許可する外無之ソノ故遂ニ融和スル「ニ相成候様

若し今後彼等が其野心ヲ遂タルが為め再び党内を擾乱スル」を可有之候得共然ル時ハ彼等が宣誓ヲ破りたる許諾の実ヲ明スするものにて益々天下の搔痒ヲ受ける至るべしソレ故我々ハ彼等ノ表面ヲ見て其裏面へ見ざること致し因儀

左レド一面より見れば此度ノ事ハ政界の道義上甚ふべき現象也ハあらず何となれハ昨日迄主張したる所の政見を都合よりてハ一擱して讀みざること融和を取るが如しとすれハ今日の主張も一身の都合

次第ニテ亦明日直ニ拵來するる至るべけれハ也然ルニ世人ハ之ヲ咎めざるのみニあらず却て之を賞して贊譽と称するる至りてハ眞語同断と云ハざる可らず是れ喜ばしき現象もあらずと云ふ所以也去り乍ら我々只我々の信する所ニ向て邇遠すればソレデよし何を必ずしも人の感と偽とを問ふる要せん尙此上御盡力可被下候

十月十五日

木堂生

乙黒君
机下

東京牛込馬場下町

大養教

大養、乙黒双方の憂慮したように、改革派は翌明治四二年三月の立憲国民党の成立後も、戊申俱楽部からの仙石貢や片岡直温と大石とが結んだ土佐派を中心として、官僚系に接近しようとする志向を捨てない。これにより、三年後に柱が新党を組織するに及んで国民党は全く分裂するに至る。

しかし、この経緯の中で乙黒に宛ててかかれた大養の書簡は少なく、明治の終りまでに記されたものは、他に僅かに二通あるのみである。(ほかに年代推定のできないものが一通ある)この間の乙黒は、比較的游かな生活を持ったのかも知れない。『候中名上小伝』の著者が明治四三年に『候中日報』の「沈憂」を言い、「金玉を空しく席中に成する」として乙黒の浮遊を求めたことが想い起される。

勿々不宣

大養と乙黒の密接な交信が再び見られるのは、この後、大正二年(一九一三)の第一次憲政運動の時に至つてである。この時の立役者である大養の書簡を眺めながら山梨県と甲府市の憲政運動の推移を追えば、それなりに興味ある局面に出会えることと思われる。しかし、ここでは紙数が致す限りを以てこの課題は、明治期の残りの書簡一通の内容を検討することと併せて、別稿において果したい。

ここで紹介した乙黒直方宛てた六通、および乙黒義剛宛てた一通の大養の書簡は、いずれも、かつて山梨大学教育学部において国語科教育を担当しておられた故尾崎謙教授が乙黒卯太郎氏の許で見い出されたものである。本文が短かいものであるので均衡を失くが、少々あとがき風のものを書き留めさせて頂きたい。

物故される前年昭和五三年の初冬と記憶するが、庵造先生は、日本近代史の研究室を訪れて、株式会社高橋洋真マイクロ写真部製作になる小さな綴じ物を筆者に手渡された。その表紙には、先生自筆の墨書きで「大養木堂書簡」「辻保勲宣長源歌歌」と記してあり、「庵造」という小さな朱印が捺してあった。乙黒家所蔵の大養の手紙と、辻家所蔵の辻保勲(三枝守底)の麻章を宜良が添附した歌稿とを先生が写真に撮られ、キャビネットに詰め付けさせた一五〇葉弱を製本したものであった。先生は朗らかな声で、「近代史の方がこういう史料は役に立つでしょ」と仰有り、恐縮する筆者に、「早く使ってこれを世に出して上げて下さい」という言われ方をされた。これに収められている大養の書簡が世に知られていないものであることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだと

言つて居られました」と表現されたのも、面白い言葉遣いとして今も耳に残っている。

翌年早々の逝去への予感がおありだったのだろうか。この時の先生は真に快活な態度で人懐しい空気を醸させておられた。以来七年間の月日が経つが、筆者は性來の怠惰故にこのことを気にしないながら、併々この御言いつけを実行に移せないでいた。しかし、幸いなことに、今回「市史研究」という適切な場を与えられたので、ここにこのような形で載せて頂くこととした。残る書簡類は「山梨大学研究報告」第三九号で解説させていただくつもりである。乙黒家の御遺族の方々、施設教授の双方に感謝の意を表す。また、山梨關係のものを書く時の常として、いつものように国立図書館郷土資料室の飯田文弥先生、そして、新聞の閲覧の面倒を見て下さる方々の御世話を与った。深く御礼申し上げる次第である。

注

- (1) 飯田文弥『今井新造』一九七八 一四二~五頁。木曾先生
伝記刊行会『大養木堂伝』下巻一九三九 四一八頁。
- (2) 一一三~四頁。強調符を省略した。
- (3) 鶴崎熊吉『大養木堂』一九三二 「口の悪い様り」五〇六
頁。
- (4) 東京木堂会『大養木堂』一九一九 一一〇頁。
- (5) 前掲『大養木堂伝』下巻 八二〇~一頁。
- (6) 同右八一八頁。
- (7) 同右上巻五〇九頁。
- (8) 義國の生まれは、明治一六年一月。高野安眞の三男。他

に中尾区長に就任している。

(9) 鶴崎熊吉『大養木堂』四九〇~一頁。

(10) 「大養木堂・大石正巳・尾崎秀堂」『一年有半』前掲『大養木堂伝』下巻四五二頁より。

(11) 同右『大養木堂伝』五二一~二頁。

(12) 古屋哲夫『第一次西園寺内閣』林茂・辻清明編『日本内閣史録2』一九八一 四五頁より。

(13) 一〇月二一日付。この会合の日時を、前掲『大養木堂伝』上巻七九〇頁では「十一月初旬」としているが、一〇月二六日が事実のようである。

(14) 前掲『大養木堂伝』一〇四頁には一八日としてあるが、一九日が事実のようである。

(市史編さん委員)

太宰治と甲府

白倉一由

太宰治の文字の展開は二期に分けられる。第一期は昭和一三年から二〇年までの七年间で、二期の製作の数々は甲府で書かれており、又甲府を舞台にしたものが多くある。従つて二期は山梨から始まると言つても良いと思う。

太宰治と甲府との関係を作ったのは井伏鱒二であった。太宰は井伏の招きにより、昭和一三年九月一三日鎌倉方を引き払い『姥捨』の原稿料で賃屋に入っていた夏服一着を請出して着かざり、思いを新たにする覚悟で山梨県南都留郡河口湖村の御坂峠の天下茶屋に来た。以後この二階に滞在して『火の鳥』の執筆を行なつていた。

七月上旬頃から甲府市駒町九番地の齊藤文二郎夫人の紹介で、

井伏鱒二を通して結婚話があり、九月一八日井伏の付添、齊藤大人の案内で見合のため甲府市水門町一九番地の石原初太郎家を訪問した。相手の石原美知子は四女で明治四五年生れで、東京女子高等師範学校を卒業し、当時山梨県立都留高等女学校に在職していた。話は順調に進み一〇月二四日井伏鱒二に二度と被婚しないと言う誓約書を送付するなどして、一月六日石原家において井伏鱒二、齊藤文二郎夫妻の立会いで婚約式（酒入れ）が行なわれた。

一月一六日御坂峠の天下茶屋を出、石原家の北西齊藤家よりの

甲府市駒町八六番地の青館に下宿する。青館は渡辺ふじが經營していた衆人下宿で、美知子の母が探して交渉してくれたもので二食付二円で二階の南向き六畳の部屋であった。石原家は一家織がありで彼のために座布団寝具一式を運び更に丹前や羽織を立てたり様巻を編んだりした。太宰は殆んど毎日青館から石原家に来て手料理を肴にお鉢子を三本あけ、ごきげんに抱負を語り馴染の人々のこと話をしていた。いつも鉢子三本が過疎だと言つて引きあげていたが帰りに諸所を飲み歩いたらしく『火の鳥』は引き続いて執筆したがはかどらずやつと百枚を越える程であった。山梨に関しての第一作目の傑作『富嶽百景』がこの時に書かれる。

『富嶽百景』は富士の百景であると共に太宰の心の心象百景であった。主觀と客觀とは融合し一体となっており、富士は対応する者の心によって姿を変え、対応する者は富士によって変えられいく。富士は相對的の存在でありながら没我的境地になつていき、心の百景になつっていくのである。

太宰が御坂峠の天下茶屋に来るのは井伏鱒二の勧めであったが、彼自身自己の生活の再生を願つてのことであつた。△東京の、アパートの窓から見る富士は、くるしい△のは彼の東京の生活は△じめ

じめ泣いて、あんな思ひは、二度と繰りかへしたくない／生活のためであり、△富士は、やつぱり偉い、と思った。よくやつて、と思つた。△は新しい生活を始めようとする太宰と同様であり、富士の偉さは再生の意識に燃える太宰の今後の△吉岡△に匹敵すると思うのである。青年連に招かれて行つた古田の町での△富士が、よかつた。△尤を受けて、青く透きとほるやう△な富士の印象は△羅新の志士。鞍馬天狗△の心境の白△だった。甲府の石原家に行つた時の△あの富士は、ありがたかった。△は美知子を一口みてこの人と結婚したいと思ったからであった。

あまり難い過ぎて△の富士は△風呂屋のベンキ書だ△と思ふらずかしくなるが、茶屋の娘△お客様△起きて見よ△と言われ雪の降った富士を見て△御坂の富士も、ばかりにできないぞ△と思ったのは△この娘の存在と大きくかゝわってくる。天下茶屋薄在中の家の△五になる娘をかなり意識的に書いていたのは△太宰の再出発に強く關係している。

私は、ありがたい事だと思った。大袈裟な言ひかたをすれば、これは△人間の生き抜く努力に対する、純粋な声援である。なんの報酬も考へてゐない。私は、娘さんを、美しいと思った。△この娘の歓喜的な奉仕があるから、娘の一声で美しい富士に見えてくる。

ある時△天下茶屋に古田の遊女の△がやつて来る。この△の描写は△みであり、△この遊女を通してかつての己の生活、初代を想起す。太宰は初代との生活を清算してここに來ているが、△この遊女は△初代の変身でもあり、彼の離脱したものが△下界からやつて来たので彼にとつて△踏く、わびしく、員や居られない風景であった。△

彼にとつて「HUMAN LOST」の素材となつた精神病院の入院と△「焼捨」の初代との顛末は△じめなものであった。それからの離脱、再生であつたので△苦しむものは苦しめ。落ちるものは落ちよ。△私に関係したことではない。△と強く拒否する。しかし△そのような姿勢を堅持することは△かなり苦しい心境であった。

富士にたのもう。

この△音楽に△當時の太宰の心情が良く表現されている。過去の経験と△彼の純朴・素直な性格が△社会の下層に生きる人々への共感を呼ぶが、△現在の太宰には△このように△しか△考えられなく△富士を信頼しそれに△が△ろうとする。△自己の苦惱を救う△絶対者の存在に△富士が見えてくるのである。△富士はまるで、△どてら姿に、△ふところ手して徹然とかまへて△ある△大親分のやうに△さえ見え△てくる。△她△なたじろがない△富士は△たのもしく△思えた△もうとするが、△しだいに△自己を変えていく。△強い△自己に成長させていくが、△この相手への△信頼感は△神に近い△存在にまでなつて△いったものと思う。△太宰が△傍を通つても振り向く△せざ草花を綿んで△いる遊女について△△この△女の△ひとのこと△も、△ついでに△頼みます△と△△う△は△切実な△太宰の△実感△で△今までの△理想主義△捨て△現実的に△生きなければ△ならない△ことを△強く△思つて△いる。△おれ△の△知つた△こと△ぢやない△と△わざと△大股△に△歩いて△みた。△△は△新しく△強く△生きようとする△信念△の△表現△である。△遊女△への△感情△は△美知子△との△結婚△と△同時的に△書いて△おり、△太宰△の△過去△と△未來△であつて△人生△の△終△を△越えようとする△太宰△の△現状△である△。

△新しい△自己△の△生活△の△ために△富士△に△祈る△が、△日増し△に△新しい△自己△は△確立△されて△いく。△御坂△の△天下茶屋△での△生活△は△彼△の△人生觀△を△一変△して△いき、△弱い△自己△から△強い△現実主義△的△な△人間△になつて△いく。△絶対△の△

の存在の富士に相対する」とのできる「月見草」にまでなっていくのである。

三七七八米の富士の山と、立派に相対し、みぢんもゆるがず、なんと言ふのか、金剛力士とでも書ひたいらぬ、けなげにすつと立つてゐたあの月見草は、よかつた。富士には月見草がよく似合ふ。

富士によく似合う月見草の確認は自己のはつきりした場、生き方

が確立した人間の心の中からの喜びの表現ではないかと思う。苦惱と孤独な生活は堅実で聰明な美知子の出現によって終りをつけ新しく生活が始まる。

『富嶽百景』の中程の八ことさらに、月見草を題んだわけは：以後の文章は甲府の御崎町の家で書いている。御坂時において新しい人生の出発をしたいと考えていた太宰が、美知子との生活によつて実現できた。従つてこの作品の後半は富士に対する月見草の存在が特に強調されている。新しい生活に喜び満ちてゐる太宰の自覚のおのづからなる表出と考えて良い。八富士山、さようなら、お世話になりました。八と云うのは新しい人生の夜明けを得た太宰の心の明るさと人生に対する希望がでてきたのである。八甲府の富士は、山々のうしろから、三分の一ほど顔を出してゐる。實際に似てゐた。八喜びのある隠やかな甲府での新婚生活が始まっている。酸張に富士が見えるのは快適な太宰の人生を最も良く言い表わしている表現である。

甲府市御崎町五六番地の借家に移動したのは昭和一四年一月六日であった。この家は秋山茂次郎の借家で美知子の母がみつけてくれた八畳と三畳の二室の家で家賃は六円五〇銭であった。一月七日東

京都杉並区清水町二四番地の井伏宅に行き、八日井伏妻二夫婦が歓迎し、山田貞一夫妻（美知子の第夫婦）齊藤文二郎夫人、中畑慶吉（非島家名代）北方四郎等が同席して石原美知子との結婚式を挙行した。同夜おそらく美知子を連れて新宿発の列車で甲府に帰り御崎町の家に落ち着いた。太宰の第二期の甲府時代の作品はこの家において書かれる。

この家での最初の作品は『黄金風景』であり、太宰は待ちかまえていたように美知子に口述筆記させた。但し前記した『富嶽百景』に続き、『女生徒』『戀情の歌留多』『新樹の言葉』『葉桜と麻由』『幽大歳』などを書いた。

『黄金風景』は『演劇』更に『富嶽百景』に表われた人生への希望が現実的になつて、いつた発想によつて生まれてきた作品である。家を追われ窮屈した自炊生活をしている時、戸籍調べの巡査に声をかけられる。彼の妻は私の実家に奉公していた女中のお嬢だと営う。私は幼い時彼女をさんざんじめたが、三日後私の所に一家で挨拶に来る。私は驚き所用だと言い外出するが、帰りにお嬢一家を海辺で見る。あれほどじめたのに自分を娶めている音楽が聞こえてきた。私はこの言葉を聞き立つたまま泣き入負けた。これは、いいことだ。さうなければ、いけないのだ。かれらの勝利は、また私のあすの出発にも、光を与へる。八と思つた。

いじめられても相手に対して報復するのではなく感謝の気持を持つお腹に対しても人間の愛の尊さをみい出す。人を憎まず恨まず信頼とする。新しい結婚生活の第一作目につさわしい作品である。

『新樹の言葉』は『黄金風景』の主題の延長の作品である。新し

い生活により新しい人間の生き方に歩み出そうとする作者の心境が表れ、新生の宣言が主題になっている。△新樹の言葉△は再生、新生の言葉であった。

太宰の書く自然は太宰の心情によって左右されることには「富嶽百景」で既に考察したことが、本作においても変わりはない。

甲府を、「羅刹の底」と評してゐるが、当たてぬ、甲府はもっとハイカラである。シルクハットを逆さまにして、その顎子の底に、小さい小さい腹を立てた、それが甲府だと思へば、間違ひない。きれいに文化の、しみとはつてゐるまちである。

甲府豪美である。甲府に好惡をもつて書いてゐるのは、美知子と新婚生活によつて過去のみじめさから現出し、健闘的な明るい家庭を持つたからであった。そのゆとりが甲府がきれいな文化の染み透つた町に見えてくる。勿論甲府は文化の伝統もあるが、よりそれを感じるのは太宰の心境の問題であった。

この作品の主人公青木大蔵は太宰治である。自分の現在の心境を語らうとしているが、虚構化して表現している。一見私小説風であるが、フィクションの優い作品である。大蔵の所へある時幸吉が訪問する。彼はかつて大蔵の乳母をしていたつるの子供であった。大蔵は一日でいい青年だと思いつかず。太宰は幼年時代を「思い出」に書いているが、彼の教育は女中のタケによってなされた。△だけといふ女中から本を読むことを教へられた。二人で様々の本を読み合つた。だけは私の教育に夢中であった。△タケは青森県北津軽郡金木村大字金木字朝日山三七六番地に生まれ、一四歳の時太宰治の子守として津島家に住みこんだ。乳母が一年で去つたので、叔母のきゑが面倒をみタケが子守をした。太宰は「思ひ出」に叔母のことを△私は叔母に賣われたのだと思つてゐた△と言

出△に叔母のことを△私は叔母に賣われたのだと思つてゐた△と言っているが、太宰のことは叔母のきゑが母代りをしていた。彼女は母親たねの妹で、五所川原に分家するが、この時△二年後ではあるがタケも五所川原へ行つてゐる。この二人は幼時を回憶する時忘れ得ぬ人だった。△は二人の人物によつて創造された人物であると思う。現在甲府で家庭をもつて一人前になるにつけて思い出すのは実家のことであり、またその家の幼なき日々のことであつたと思われる。現在の生活の充実は迷惑をかけてきた一族への思いがつくり、家との断絶など過去の自分の反省、故郷への懐恋が生まれたと思う。両親でなく使用人に向けられることは義絶の身であることを意識しているのかも知れない……。

当時の大蔵は△東京での、いろいろの恐怖を避けて、甲府へこつそりやつて来て、誰にも住所を知らせず、やや、落ちついて少しづつ貢献的仕事をすすめて△いる作者であり、△過去の悲惨△さを持つてゐる人間である。従つて郵便局へ△幸吉さん△の兄さんです。△と言わると自分の過去を決り出されるような感じになり、△不愉快△△災難△△逆転△△悲劇△△と思ひ白葡萄酒をがぶ飲みしたくなる。△の大蔵は太宰の心境であると思う。

大蔵は幸吉と△うなり好感を持つたが、△回想話をする△と△その妻との自殺を経験した太宰ではなかつたか……過去の悲惨の体験を感じを強くする。△こんなに陰で私を待つていた人もあつたのだ。生きしていくよかつたと思った。△大蔵の△の思ひは精神病院入院、妻との自殺を経験した太宰ではなかつたか……過去の悲惨の体験を経た人は人の愛を強く感するものである。大蔵は幸吉にどこへ勤めているか聞くと△「そこのがパートです。」眼をあげると、大丸デパートの五階建の窓がきらきら華やかに灯つてゐる。△當時中

府の唯一のデパート松林軒を大丸にしている。町名は桜町・鶴町と実名を使用している。小説全体実と虚との融合により成立している。

デパートに沿って右に曲折すると、柳町である。ここは、ひつ

そりしている。けれども両側の家家は、すべて黒ずんだ老舗で

ある。甲府では最も品格の高い街であろう。

柳町に限ったことではないが、主人公の心境によつて街の捕え方も變つてくる。明るい太宰の心情は自然と街を良い街にする。太宰の新生の感情は街の品格さえも変えていくのである。

幸吉の通れて行つた所は望高閣であり、かつての幸吉の家であった。幸吉は平然としているが大蔵は驚きこのでは酒は飲めないと言う。しかし幸吉は「感傷なんか無いんです。」と言ひ寒ろ久しづりき

てみるともの珍らしく僕はうれしいです」と言って楽しそうに微笑している。この幸吉の感度に大蔵は感激して強く生きることに人生の意義をみい出す。「自愛」の言葉を繰り返し用い「死ぬもん

か／＼投げ捨てよ過去の森」と「泣くやつがあるか」と言って自分で試している。暗黙な過去を熱て輝かしい未来に向つて強く歩

もうとする太宰である。望高閣には幸吉の妹も来た。大蔵は既に

かなり酔つていたが、妹の声をはつきり聞いていた。妹の「うれし

いのよ／＼との声は娘に行く時のつるに似ていた。大蔵は「それまで

の、ほげしい花酔が、涼しくほどけていて、私は、たいへん安心

して／＼眠つてしまふ。不安定な自尊の自己は他の愛の存在により、

安心し更生の道を歩むことができる。隣人の純粋な愛が示された

時、人は生きる張りが出てくる。今まで自分はだめだと自己否定的

な考へに促されていた者が相手の愛により、信頼されることにより

人間としての本来の自己を取り戻すのである。幸吉兄妹の出現は大

蔵にとって救いの存在であつて、この着想は宗教的発想によつていると考えて良いのではないか。太宰は聖書の文句を恋歌において書いているのではないかと思う。

（六一一番地（現在の遊島公園の南西の隅））にあった望高閣である。

当時の望高閣は渡辺卯吉の経営で甲府での高級料亭であり、太宰も誰かに招待されたものと思われ、ここをモデルにしたのである。

当時火事になった記録はないので火事の件はタケの嫁入先が三度火事にあってるのでそれの逸話である。なお望高閣を望高閣としたのは『富嶽百景』を書いた直後であるので富士への興味から八仙を八景に変えたものと思われる。

大蔵は望高閣の火事を見物と夫に見に行く。恐らく当時の甲府の人々は火事と言えばとび出しが常であったと思う。火事を見るために舞鶴城跡に登つて、城跡は高いので甲府市街を良く見ることができる。火事の件の描写はリアルに描いているではないかと思う。

お城で大蔵は幸吉に肩を叩かれ、うしろに幸吉兄妹が微笑して立つている。大蔵は焼けているのが望高閣とわかると舌がもつれうまく言えないが、兄妹は平然として微笑している。彼等は過去に何のこだわりもないへ焼ける家だったのですね。父も、母も仕合せでしたね。彼等の過去は世間的にみて幸福と言えるものではなく、母は死に商売はうまくいかなく父は井戸に飛び込み死にしたのであつた。しかしその時ときを人間として充実した生きた者にとって過去に後悔はない。彼等はかつての自分の姿が焼けるのを笑つて眺められる心の余裕がある。大蔵の過去は違つて、八この十年

を思うにつけて思ひかさず、恥づかしく思ひ、醜悪にさえ感じた。

太宰の過去の恥ずかしさ、醜悪さである。現在の自己の生活をみると、過去の醜さがみえ恥ずかしさがこみあがってくる。過去の反省・懺悔と明口への再生、新生の強い願いである。「新樹の言葉」は深い反省とこれから生きるべき決意の表明である。「新樹の言葉」は新生への言葉であるが、相手に対する普通的愛……自己中心的な愛でなく、相手のことのみを考える愛がある時初めて実現できるものであることを示唆している作品である。

『女生徒』は女生徒の一人称告白体の形式を用いて読者に語りかけと言ふ独特の構想によっている。五月一日の起床から就寝までの一日の生活を描き、若い女性の心理の動搖を詳細に描写している。朝は灰色で厭世的で自信がない。一人で食事をし、肠道を通り駅へ行き電車でお茶の水の学校に行く。学校ではモデルなんかし、放課後は美容院へ行き、帰宅して母と客のためにロココ料理を作る。独り風呂に入り、客を送って戻った母の肩をもみ、夜中洗濯をして床につく。この一日の間に少女が大人になる肉体の成長、微妙な心理を描いている。労働者・先生・電車の中の女性・母・客など相手を細かに観察し鋭く批判し、大人、女の醜さ・醜悪さ・世俗さを感じ、純粋さ・素直さにあこがれ、理想的なもの求めようとするが、生きていくためにはそれを持ち通すこともできなく両者の間に微妙に揺れる自己を発見する。

雜誌などで人々はいろいろのことを見つけるが、本当の愛、本当の自覚が書かれていないよらない。又理想のみを求めることができない俗世間への不安、父の死、娘の結婚など人生の楽しさを失いかけ

てゐる自分が、私の好きなロココの藝術は八草屋のみで内容空虚の藝術式であり、△純粹の美しさは、いつも無意味で、無道徳だ。△と私の考える美の世界など私の心境を示す。

私は外部の世俗的な人々に批判的で不安であるが、生きる明るさはある。明口も又同じ日がくるであろう。幸福は一生来ないのだと解つていながら、きっとくる。明日は来ると言ひて生きようとしている。△幸福は一夜おくれて来る。△……幸福は遅れてくるがそれを待ち続ける者である。

私は少女であるが太宰である。現世の人間への疑問を持ち不安であり、理想・純粹さを求めるが人々の思惑を考え卑屈に生きなければならない。平和なやさらぎの中にある不安であるが、とにかく明日は来るであらう。幸福を信じ、遅れてくる幸福を待とうとしている。

△……現実と非現実の往還の中で、作者は静かに内環を開じる。(3)

待つことに芸術家の大成を決意している太宰をみるとことができ、前期のロマンチズムから中期のリアリズムへ移行していく太宰治を読みとることができる。

『畜犬説』は甲府には多くの犬がいるが、その犬に對しての恐怖、憎悪が内容になっている。甲府で太宰が体験したことであり、私は太宰自身である。私は犬を極度に嫌い、憎悪の感情をもつが、これは犬に對してであると共に人間に對してもある。

友を売り、妻を離別し、おのれの身ひとつ、その家の軒下に横たわ、忠義頑として、かつての友に吠え、兄弟、父母をも、けりりと忘却し……。

犬の非難は人間の非難である。犬を通して人間の内にもつ醜さを

描寫している。人間やその社会はまるで犬のようだ太宰を襲い、噛みつく。犬に対する微笑をたたえ、いさかの阻害心のないことを示し、相手の機嫌をとりやさしい人間であることを知らせようとする。従つてつくづく自身の尊屈^{そんくつ}がいやになり、人泣きたいほど自己嫌悪^{じきげんしょく}を感じる。当時の太宰の人に対する態度と自己嫌悪を表わしているではないか……。

太宰が住んでいた御崎町を西へいき、甲府中学校の前を更に西へ相川を越えると四九連隊の練兵場になるが、早春の頃その辺を散歩していたところ一匹の小犬がついてくる。この犬を飼うことに対するのは私の内心恐怖の情^{けい}であり、小犬に対する愛情からではなく大に対する憎惡と恐怖からの老齢な駆け引きであった。

ボチと言う名を付け長く飼っているが、ボチを愛してはいない。

恐れ、憎んでおり死んでくれたら良いときえ思つていて。

遂にボチは惡臭を放つ皮膚病にかかり、私は毎日殺すようとして練兵場へ連れて行く。その途中ボチは赤毛の犬と喧嘩をするが、△私も共に死ぬやうな気がし^{して}△おれは噛み殺されたっていいんだ。△△ボチよ、思ふ存分、喧嘩をしろ!と異様に力^むむのであつた。この時点になると私はボチに同情し、愛情を感じていくのである。人間不信から人間信頼への道を歩む太宰であると思う。

母をつけた肉を練兵場で食べさせたがボチは死なく、甲府中学の前まできて振り向くとボチはちゃんとついてきて面目なげに首をたれ視線をそらした。△あいつには、罪が無かつたんだぜ。芸術家は、もともと弱い者の味方だった筈なんだ。△△△私のボチに対する考えは変りボチを東京へ連れていこうと決心する。ボチに對して眞実の愛情にめざめてきたのであり、太宰の人間に對する愛の

発想の表われであると考えられる。

人間一般への不信を、人間の個々との關係を解き明かすことにより、解消させていこうとしたのである。

人間不信、世間不信にとらわれていた太宰が人間信頼へ脱出模索していく道がボチと私の關係の中に描き出されているのである。太宰の甲府での作品は皆人生を肯定的に考えた明るいもので、基本的思想として人間の信頼と愛に期待するものであつた。

病氣はむろん恢復した。しかし心に深くうけた傷は、何ものももつても癒されなかつたようである。自ら致命傷と感じたそのことが原動力となつて、太宰の創作はつづけられたと言つてよからう。

傷ついた者が他の者の信頼と愛とによって生きようとするもので、傷ついた者がもつことのできる愛の深さと明るさがある。

私のこれまでの生涯を追憶して、幽かにでも休養のゆとりを感じた一時期は、私が三十歳の時、いまの女房を井伏さんの媒酌でもらつて、甲府市郊外に一箇月六円五十銭の家賃の、最小の家を借りて住み、二百円ばかりの印税を貯金して誰とも迷はず、午後の四時頃から湯豆腐でお酒を悠々と飲んでいたあの頃である。

(『十五年間』)

甲府での太宰治の生活は毎日三時頃まで机に向かいそれから現在の朝日五丁目一四番地の喜久の湯に行く。その間に支度しておいて、夕方から飲み始め、夜九時頃までに、六・七合飲んで、ときには「お俊伝兵衛」や「朝風日記」の一筋を語つたり、歌舞伎の声色を使つたりしていた。夫婦水入らずの楽しい生活であった。なお酒は近所の現在続いている糸田酒店から豆腐は分部豆腐店から買って

いた。

太宰の全生涯を通して甲府での一時期は最も恵まれた良き時であった。御坂町の天下茶屋に来た時はそれまでの生活の離脱、強い反省、再生の意気燃えていた。太宰のこの心境は作品で言えば『漁飘』以来のものであった。『漁飘』は忍耐の後の愛の喜びを問題にしたものだが、以来不安は持つても正常な人間の生き方を求める続けてきた。従って太宰の自己の暗さからの脱出、再生の意気は彼の意志によつてなされたものであるが、これを支え実現させたのは妻の美知子であった。太宰にとって美知子の存在は大きく、太宰文学を評価する時彼女の存在なしには考えられない。特に甲府時代の文学の太宰の考え方方に大きいかかわっていると思う。

美知子は石原初太郎、くらの四女で、初太郎は理学士であり、石原家は当時四〇〇坪位の敷地に大きな家を持ち、借屋の長屋二軒をもつた経済的には裕富で教育熱心な堅実な家庭であった。彼女は山梨県立都留高等女子学校の教師をしているなど智的であり、主体性のあるしっかりした女性であり、経済的観念にとぼしく、いしかげんで常識的生活のできない太宰とは正反対の人物であり、小説家の主題として理想的な人物であった。太宰の甲府での生活の明るさは美知子に負うところが多かったと思う。

石原美知子は、初代とは全く対照的な理智的で教養のある娘であった。…………太宰は美知子との結婚生活によつて、はじめ放浪の青春に別れをつけ、本氣に文学に打ちこむことが出来るようになつた。…………この八年間の太宰を支えたものが、外ならぬ妻の美知子だったことは、いうまでもないだろう。太宰の文学は美知子の支えにより成立したと言つて良い。普通の

娘なら恐怖と嫌悪をもつたであろう彼の過去を怖れもせずに結婚し、彼の生活を支えてきたのは彼女の知性と教養が太宰を認めていたのである。誰よりも太宰を理解していたのは彼女であったと思う。美知子と共に彼女の母の存在も大きかった。特に甲府時代を考える時、母親なくして語れないと思う。寿館、御崎町の家を見つけたのも母であり、御崎町に世帯を持った時生活の必需品の總ての面倒をみたのは母親であり石原家であった。その他井伏鱒二を中心とした甲府の人々の暖い志が太宰を支え、太宰文学の成立に関係していると思う。

注

(1) 津島美知子『回想の太宰治』人文書院 昭和五三年五月二日

(2) イタヤニシ (著) 桐原正一越野タケ氏に聞く且子守をして

た頃の修ちゃん 国文学 学習社 昭和四九年二月号

(3) 横木隆司『女生徒』論 東郷克美、渡辺芳紀編『作品論 太宰治』 史文出版社 昭和五一年九月

(4) 渡辺芳紀『著大談』 現代演劇研究シリーズ『太宰治』 尚学 国書 昭和五四年六月

(5) 亀井勝一郎 作品解説『無類派の折り』 審美社 昭和五四年十二月

(6) 注1と同じ

(7) 棚戸内清美 太宰治の二人の妻『文豪本太宰治』 河出書房新社 昭和五〇年一〇月

若尾家の地主的土地位の推移 II 動向

—若尾財閥経営史研究序説—

齊藤康彦

はじめに

筆者は前稿「昭和初年に於ける若尾一族の企業経営活動の実態」³に於いて、若尾一族は第一次世界大戦を契機とした戦争景気を背景とする企業物販・投資ブームによって急速に膨張した企業群へ積極的な経営参画を行なうことを通して急速に「財閥」としての外観を整えていった事實を分析し、若尾財閥の全生涯を考察する上で第

一回の大戦と言ふ時期が重要な画期であることを指摘した。前稿はその標題が示す通り若尾財閥の諸側面のうち、若尾一族の企業経営活動の特徴を明らかにすることに重点があった。勿論、文字通りの「序説」は資料調査報告であつて、更に深化させなければならない論点も少なくないことは承知している。しかし、前稿でも述べた様に、若尾財閥の全生涯を、地主経営、銀行経営、企業経営の各々の側面からトータルに学問的に明らかにするに到つて、現状、就中、これまで、「貴族院多額納税者議員互選人名簿」、「日本全国商工人名録」あるいは「五十町歩以上大地主ノ調査」等の記載数値による把握に止まり、又、若尾家三代の興亡に多くのページを割いた

いる萩原為次「業界にした甲州財閥」、小泉剛「甲州財閥」、斎藤芳弘「甲州財閥物語」等々の著作に於いても地主経営への関説はほとんど皆無であるといふ山梨県第一位の大地主たる若尾家の地主経営の分析の立場を考える時、その分析視点は急務であることは言ふを俟たない。

だが、若尾家の地主経営の分析を行なう場合、多くの困難が伴なうことも又、事実である。即ち、最盛時には七〇〇町歩に達んとするその「巨大性」に比して「八月十五日夜突然無事ノ群衆ニ襲ハレ遂ニ木石建物數棟ト共ニ当部（若尾地所部・筆者）ノ傳記書類ヲ焼失」とある様に、大正七年（一九一八）夏、全國各地で激甚した未騒動と通じた若尾財閥打ちと、昭和初年の若尾財閥の破滅などによる資料の焼失、散逸に伴なう残存資料の乏しさという資料的制約がこれであり、これまで若尾家の地主経営の分析検討がなされなかつたのも、偏にそのことに起因する。

そこで本稿では、基本的には資料的制約は克服されていないが、市史編さんの資料調査の過程で発見された「三浦正弘家文書」の分折作業の中間報告という意味合で、前稿に引き続いて、若尾財閥の

全生産を賄うする作業の一環として、地主経営、銀行経営、企業経営と多面的性質を有する若尾財閥の諸側面のうち、地主経営、前稿との関連でいえば、第一次世界大戦を画期とする「転換」を土地所有の推移・動向という側面から検討することに課題を設定したい。

ただ、甲府市史編さん過程の資料調査報告という本稿の持つ性格上、敢えて論点を絞り込んではあるため、地主経営の他の側面の検討は継続的に譲った点と、資料の残存状況から、分析機会の時期は著しく漏らざるを得ない点を予め断わっておきたい。

地主経営の成長と基礎

一介の行商人から出発した若尾逸平が、いかなる契機で土地収穫を行ない県内屈指の巨大地主となつていったかということ、換算すれば、若尾家の明治前期段階に於ける土地集積過程に就いては資料的に明確に見えない。いま断片的な資料によつて跡付けるならば次の様である。

明治一六年（一八八三）の「巡査使質問事件取調書」によれば、若尾逸平の不動産は五万円と記されている。この金額は、大正二三年（一九〇四）「五十町歩以上大地主ノ調査」に名を連ねる南巨摩郡増殖村の小林小太郎の八万円、東八代郡南八代村の加賀美新兵衛、中巨摩郡五明村の市川太右衛門の七万円には及ばないものの県下の十指に入る不動産額である。更に、明治二〇年（一八八七）の山梨県知事の「秘密内申」によれば、若尾逸平の地租額は三、二〇〇円であつて、前述の小林小太郎の三、二二二円に次いで第二位に位置している。⁽⁵⁾ 両年とも若尾家の所有面積を具体的に把握し得ないが、明治二〇年の場合、二〇〇町歩余を賃貸している東山梨郡平等村の

根津家の地租額が六二・五円であることを考へるならば、若尾家は明治二〇年代初頭段階に於いて山梨県下で文字通りトップクラスの巨大地主としての地位を確保していたといえる。その契機は、後年引き続く松方デフレであろう。⁽⁶⁾ この間の事情を伝記『若尾逸平』は次の様に述べている。

西南戦役の後、紙幣私発の結果その価格に基いて変動を及ぼしかつた。……（逸平は）家産敷田畠残らず其時開業して間もない正金銀行に貢入して銀貨十一万円を借出し、乾坤一擲、それを民間者の紙幣と交換した。……逸平は此の二十余万の紙幣を残らず他に貸付けた。その後四年経つて明治十七年に成ると、逸平の睨んだ眼は外れなかつた。案の如く政府の信用は引き直つて、その一円紙幣は内外共に一円に通用する事に成つた。斯う成つて見ると正金銀行に質入した家屋敷及び田畠を受出すには借りた時の半分の現金で済むと云ふ勘定に成つて来た。政府の信用は直つて米たが、民間の金庫は詰つて來た。その為に逸平が貸金の抵当に取つた田地は大抵我が手に流れ込んで來て行った。此處に於いてか逸平は一躍して其の資産を倍し、日本で屈指の大地主に成つた。逸平が富の基礎の因まつたのは此の時であつた。

見て來た様な土地集積を通して若尾逸平は山梨県隨一の豪商農に成長し、その経済力を背景として明治二二年（一八九〇）に多額納税者議員として貴族院議員に選出されるのである。

明治二〇年代以降に就いても、若尾家の土地所有規模を具体的に把握し得る資料はない。しかし、明治二二年を第一回として、以後

(第1表) 若尾家租税構成の推移

直 接 国 税 (A)	地 租 額 (B)	推計耕 地面積 田 畑	所 得 税 額		土地所 得 比 率 D/C			
			(C)	土地分(D)				
明治23	3,897.71	3,805.11	152,204.52	299 60	91.80	97.6		
27	5,370.55	5,090.08	203,603.24	358 71	280.47	265.47	94.8	94.6
30	6,301.40	5,352.11	214,084.44	356 71	949.29	226.52	84.9	23.8
34	9,114.44	7,637.73	231,446.36	413 82	1,477.37	1,477.37	83.8	100
37	9,930.14	7,564.25	229,219.69	437 87	2,365.85	2,049.35	76.2	86.6
41	19,453.36	12,824.97	298,255.11	561 112	6,565.79	5,165.08	65.9	78.7
44	24,654.25	12,788.51	272,096.04	519 103	11,524.84	11,405.70	51.9	99.0
大正4	31,372.75	14,871.32	330,473.88	444 89	16,190.95	14,296.75	47.4	88.3
7	29,758.72	14,775.20	328,377.78	445 89	14,983.60	11,011.31	49.7	73.5
8	33,760.01	14,855.56	330,123.55	448 89	18,554.90	13,824.52	44.0	74.5
12								
14	31,683.57	11,913.25	264,738.88	367 73	19,734.82	18,873.20	37.6	95.6

任期七年の多額納税者議員の改選期に「貴族院多額納税者議員互選人名簿」が作成され、それには直接受税として地租、所得税の納入額が記載されており、その地租額から地価を算定しそこから所有地面積を推定することも可能である。しかも山梨県では所議議員のたるい祀しが行なわれたためほぼ四年毎に補欠選舉に伴なう「互選人名簿」の作成が行なわれ他県に比してより「詳しい」データが得られるという「幸運」に恵まれている。¹³⁾

第一表は、山梨県の各年次「貴族院多額納税者議員互選人名簿」より作成した若尾家の租税構成の推移である。

検討に先立ち第一表の説明をしておくと、直接国税額、地租額、所得税額は各自原資料の数値である。換算地価は地租額を各年の地租率で除して算出し、推定耕地面積は、現在までに判明している若尾家の上地所有規模のビーグルの大正六年(一九一七)の田畠、山林、宅地の面積構成比、七九・三、一五・八、二・一、二・七%を基準として、田畠、山林に就いては中巨摩郡¹⁴⁾、宅地に就いては甲府市の各年の平均地価を用いて換算を行なった。この数値がどれだけ実態を反映しているかという点に関しては疑問を挟む余地を残していることは承知しているが、明治期の土地所有規模を明らかにできない現在は、敢えてこの数値で検討をすすめたい。「土地所得額比率」、即ち、所得税額に占める「土地ニ付」納めた所得額の割合は、若尾家の所得がどの程度土地所有を基盤とするものかを示す指標のひとつとして算出した。

直接受税額、地租額は、明治二三年以降大正期にかけて一貫して他を大きく引き離し常に山梨県の首位に位置しその隔絶した経済力を示している。換算地価額も明治三七、四四、大正七年の各年に於

(第2表) 若尾家不動産資産構成

(大正9年度)

	面 積	見 積	価 格		
			うち甲府市分		
			円	円	%
田	4,427.513反	324.327反	2,658,236	264,973	54.0
田 草	229.905〃		58,204		1.2
畑	988.911〃	141.024〃	401,917		8.1
烟 荒	28.925〃		9,318		0.2
山 林	145.811〃	29.621〃	5,825	1,185	0.1
原 野	20.506〃		2,352		0.0
池 沼	3.021〃		123		0.0
池 沼	022〃		2		0.0
雜 地	1.609〃	1.609〃	120	120	0.0
宅 地	50,069.48坪	37,795.09坪	1,562,713.50	1,528,722.50	91.7
宅 地	172 〃		67		0.0
建 物	5,634.39〃	5,634.39〃	233,069	233,069	4.7
道 路	404.41〃	404.41〃			
計			4,931,946.50		100

いて前回に比して若干の減額も見られるが、ほぼ全期間を通じて増加し続いている。増加のテンポは今期間を通じてほぼ一定であり、明治二三年から大正八年の三十一年間に二・二倍に増加している。しかし、明治二六年を基準とする六・六倍であり、このことから明治一〇年代後半から一二〇年代前半にかけての土地集積がいかにドラスティックなものであったかを改めて確認できるだろう。換算地価額を基礎に算出した推定耕地面積によれば、若尾家は明治二三年段階で既に三六〇町歩程度の耕地集積を行なっている。若尾家の地主經營は明治一〇年代初頭段階を二期として經營基盤を「確立」したと考えられる。その後、ほぼ一〇年毎に一五〇町歩毎の耕地集積を行ない、明治四〇年代初頭には七〇〇町歩水準に達する。しかし、耕地面積推計によれば、明治四一年をピーカに一転して減少傾向を迎ることが看取できる。この点に就いては後により詳細に検討を加えたい。

次に直接課税に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山梨県の多額納税者全体のそれを比較すると同様に年を追って地租はその比重を低下させている。しかし、若尾家の地租の比重は常に多額納税者全体のそれを上回っており、又、土地所得額比率は明治三十年の二三・八を例外として、七五と一〇〇%と著しく高く、その数值は前述の多額納税者全体のそれをかなり上回っている事実を読み取ることが可能である。これらの点からは、若尾家の經營基盤の総体的把握がなされていない現在、断定は慎まなければならないが、若尾家の經營基盤の主要部分が、その全生涯を通して地主的土地位所にあったことを推測できるだろう。

以上、資料的制約は重い雖しが、第一表の検討によつて、若尾家

の地主經營の明治と大正期の成長過程を概観することができた。しかし、田畠面積は推計の水準に止まり、土地資産の内訳などは明らかとなっていない。そこで稍時期は下がるが、大正九年（一九二〇）度の若尾家の不動産資産の構成表である第二表からその点を明らかにしておきたい。

同表によれば、若尾家の総土地所有高は、田畠、烟、宅地、山林原野その他を合わせて六〇〇町歩を超え、その見積価格は、建坪五五三四坪余の建物も含めて四九三万円余に達する。その内訳は、面積でみると大部分は耕地であり、耕地の田畠比は凡そ八対二であって圧倒的な出勝の構成である。該時期の山梨県の田畠構成比がほぼ一対二であることを考慮すると若尾家は水田に重点を置いて土地整備を行なったと考えられる。

ただ第二表で見逃せないのは、見積価格の三六・四%を占める宅

（第3表）町村別地租額（大正14年）

	地租額	換算地価	構成%
西山梨	川	127.06	2,823
	塚	483	10,733
	千	97.94	2,176
	大	635.74	14,127
	里	682.91	15,175
	玉	408.24	9,072
	山	50.89	1,130
小計		2,485.78	55,236 20.9
東山梨	日	323.26	7,183
	川	85.46	1,899
	岡	3.36	74
	部	412.08	9,156 3.5
東八代	石	13.86	308
	和	14.46	321
	一	111.84	2,485
小計		140.16	3,114 1.2
中巨摩	川	231.82	5,151
	池	542.81	12,062
	田	73.60	1,635
	島	819.96	18,221
	王	535.50	11,900
	松	86.56	1,923
	電	416.08	9,246
	玉	150.26	3,339
	國	36.30	806
	常	80.16	1,781
北巨摩	稻	1,055.62	23,458
	母	93.32	2,073
	余	191.52	4,256
	永	小計	4,313.51 95,851 36.2
旭	影	115.97	2,577
	御	中	5.90 132
	田	小計	121.99 2,709 1.0
甲府市	百	4,439.79	98,662 37.3
合	田	男	計 11,913.25 264,738 100

地・建物の存在である。事実、若尾家は若尾地所部の中に宅地課を設け、甲府市を中心とした宅地・建物の管理・賃貸業務を分掌させている。しかし、抵触の制約から、この「都市型地主」とも規定すべき側面の検討は稿を改めて行ないたい。

明治・大正期を通じて若尾家の所有地面積の町村別の分布状況を明らかにすることはできず、大正一四年（一九二五）のみ町村別の地租額が判明するにとどまる。²⁵⁾第三表は、「貴族院多額納税者議員瓦選人名簿」の記載数値に基づく町村別地租額及び換算地価である。

第三表によれば、若尾家の地主經營としてはその規模という側面に於いては既に「ビーグル」を過ぎているという点は予め注意しておきたい。

第三表によれば、若尾家の所有地は甲府市をはじめ東山梨、西山

梨、東八代、中巨摩、北巨摩郡の一市二八町村に分布している。郡

別の町村数では中巨摩郡が三町村と半ばに近く、次いで西山梨郡の七町村がこれに続く。

地租額の都市別構成は、甲府市（二七・二%）、中巨摩郡（三六・二%）、西山梨郡（二〇・九%）の一市二郡に集中しており、事実、これらの都市で全体の九四・四%に達する。この様な所有地の事実、

（第4表）所有地所在諸村の「農業類型」と「生産力水準」の相関

養蚕型	養蚕米作型	米作養蚕型	米作型	畑作型
百田 日川 石和	田之原 御影 千塚 岡部 松島 玉幡	大宮 （源） （一宮） （大草）	住吉 山城 王諸 旭 池田 常永	西条 (神山)
高生産力水準	里垣 明穂 (飯野)	国母 貢川	竜王 中田 相川	(富士見) (甲連)
中生産力水準				説
低生産力水準				

括弧内の諸村の耕地は大正7~13年間に全て売却された。

「個在」は土地兼積過剩に於いてある後の「意圖」の存在があつたであろうことを推測させる。それを町村民階まで降りて検討してみたい。具体的な分布図は略すが、若尾家の耕地の所在を地図に落すと、その分布は、甲府市周辺地域、換言すれば、甲府盆地のほぼ中央部の幾無、笛吹河川の流域に隣接する水田が比較的多く展開している地域といえる。試みに所有地の所在村を大正末年段階の山梨県の「農業類型」と「生産力水準」の相関表のなかに位置付けたのが第四表である。同表によれば、若尾家の耕地は東八代郡祝村を唯一の例外として、「中・高生産力水準」に区分された町村であり、三分の一は「高生産力水準」諸村である。山梨県の町村全体の「生産力水準」の構成が、「高生産力水準」二七・九、「中生産力水準」三八・六、「低生産力水準」三三・五%であることを考えると、「高生産力水準」諸村への集中はかなり高いといわねばならない。更に「農業類型」でいえば、「養蚕米作型」一二町村、「米作養蚕型」一二町村と「畑作型」で全体の七割を占めていて、山梨県の「農業類型」の半ばを超える「養蚕型」、「畑作型」町村は少ない。以上のことから若尾家の地主經營の基盤は甲府市周辺にあって、載前段階に於ける山梨県農業の特徴であった「米と織の経済構造」によつて比較的高い「生産力水準」を保持した地域にあつたといえるだろう。

土地の購入及び売却過程での特質

若尾家の土地累積過程全体を具体的に明らかにできる資料はない。ここでは二代目民選が家督を相続した明治二八年（一八九五）以降の不動産売買の記録である「土地建物売買帳」を検討するこ

とを通じて若尾家の土地集積過程にみられる特質のいくつかを明らかにしたい。

第五表は、明治二八年から、最後の土地購入が行なわれた大正一年までの若尾家の年毎の購入件数、面積、購入代金とその累年集計である。ただ残念なことに「土地建物売買帳」は田畠の台帳、田畠地を括した購入代金の記入などが行なわれており、地目別の集計が出来なかつたが、これまでの記述からそのほとんどは田畠と

考えて大過ないであらう。

第五表によれば、大正一〇年（一九二一）を除き毎年の様に土地購入を行なつており、二八年間に一八件、二〇町三反余の土地を購入し、それによると要した資金は五二万円余に達する。若尾家の土地所有の「ビーカー」と考へられる大正六年の所有地面積は六三一町歩余であり、したがつて若尾家はこの間に全所有地の三分の一を集積したことになる。なかでも前縣議で甲府市会議員である星野嘉兵衛

（第5表） 若尾家土地購入高及び代金

	件数	購入面積	同 累計	購入代金	同 累計
明治28	3	32.011	32.011	4,115.658	4,115.658
29	7	187.714	219.725	20,085	24,200.658
30	1	011	219.806	366	24,201.024
31	2	015	219.821	4.15	24,205.174
32	4	646.012	865.903	104,741.875	128,947.049
33	8	8.618	874.521	9,810	138,757.049
34	4	5.9	880.421	1,922	140,679.049
35	7	18.314	898.805	37,662.45	178,341.499
36	7	5.404	904.209	14,302.50	192,643.999
37	3	205.209	1,109.418	43,642.394	236,286.393
38	1	210	1,109.628	30	236,316.393
39	5	2.802	1,112.5	19,486	255,802.393
40	9	95.611	1,208.111	27,440	283,242.393
41	1	129	1,208.310	5,043.75	288,286.143
42	6	389.818	1,598.128	48,496	336,782.143
43	13	118.706	1,716.904	36,072.20	372,854.343
44	8	188.427	1,905.401	38,582.30	411,436.643
大正1	8	71.609	1,977.010	14,652.445	426,089.088
2	3	35.819	2,012.828	6,471.80	432,560.888
3	2	3.509	2,016.407	10,000	442,560.888
4	1	5.415	2,021.822	16,300	458,860.888
5	3	2.227	2,024.119	15,421	474,281.888
6	1	105	2,024.224	10.50	474,292.388
7	5	75.905	2,100.129	16,031.20	490,323.588
8	4	2.410	2,102.609	2,072	492,395.588
9	1	420	2,103.029	10,860	503,255.588
10					
11	1	606	2,103.705	17,750	521,005.588
計	118				

宅地 300坪 = 1 反で換算

から甲府市をはじめ西山梨郡の五ヶ村に跨る五六町九反余の土地を買受代金九万二七八円で一拳に購入した明治三十二年（一八九九）を中心とする明治二八、三二年の時期と、巨摩郡田之岡村の土橋孫三郎から同村他三ヶ村の散在する二三町六反余の土地を三万一九四〇円で購入した明治四二年を含む明治四二～四四年の時期の急増ぶりが特に目に付く。即

(第7表) 町村別土地購入状況

甲府	面積 反	構成 %	面積 構成	
			反	%
西山梨	22.923			
	24.705			
	177.909			
	101.124			
	23.218			
	287.510			
	9.221			
	704.904	33.9		
中巨摩	49.117			
	84.824			
	39.310			
	4.729			
	46.418			
	2.206			
	89.324			
	119.623			
	152.817			
	485.314			
合計	52.815			
	1,174.528	56.6		
祝	216	0.0		
合計	2,076.628	100		

電王・玉緒 13反723, 山城・住吉 58反014, 西条・常永 33反 818は郡小計に算入

大正一年の期間の耕入状況を示した第七表によれば、明治二八より更に町村別の土地購入

(第6表) 購入地規模別構成

10町以上	件数	構成 %	面積 構成	
			反	%
7	6	9.2	481.002	24.5
5町以上	1	1.5	58.014	3.1
小計	10	15.4	1,533.325	78.2
3町以上	5	7.7	210.503	10.7
1町以上	7	10.8	134.606	6.9
小計	12	18.5	345.109	17.6
7反以上	3	4.6	26.104	1.3
5反以上	1	1.5	6.108	0.3
小計	4	6.1	32.212	1.6
3反以上	4	6.2	15.315	0.8
1反以上	19	29.2	34.025	1.7
1反未満	16	24.6	4.601	0.2
小計	39	60.0	54.011	2.7
合計	65	100	1,964.727	100

宅地のみ、山林原野のみの場合は除く

ち、若尾家は「小地主層の全所有地を一挙に購入することによってその経営規模を急速に拡大していった」と考えられる。しかし、若尾家の土地取得の特質はそれだけではない。それを「土地繩物売買帳」に記載された購入地の規模別構成表である第六表によつて確認しておきたい。

同表によれば、購入地面積の七八・一%は五町歩以上の土地の一挙購入という形態で累積したものである。しかし、この一方で購入面積全体に占める割合は四・三%とほとんどネグリジブルであるが、購入件数から見ると五六・一%を占める。町歩未満、既中、その九割は五反歩未満である事実は看過することはできない。即ち、若尾家は「甲州財閥」の統帥としての経済力を背景に山梨県のトップクラスの位置するほどの地主の耕地を一挙に併呑する一方で、中巨摩郡明穂村で田二歩、甲府市で烟四歩など僅かな耕地面積の購入を行なっているのである。

(第8表) 田畠・宅地売却高及代金

年 度	田 畠		烟 草		宅 地		売 却 代 金(注1)	
	面 積	同 累 計	面 積	同 累 計	代 金	同 累 計	円	円
大正 7	反 4,500	反 4,500	坪 22.00	坪 22.00	円 16,978.35	円 16,978.35		
8	78.121	82.621	1,369.90	1,391.90	円 153,033.80	円 170,012.15		
9	151.606	234.227	247.22	1,639.12	円 151,382.50	円 321,394.65		
10	929.911	1,164.208	5,199.52	6,838.64	円 588,834.43	円 910,229.08		
11	346.018	1,510.226	4,473.28	11,311.92	円 378,167.20	円 1,288,396.28		
12	286.829	1,797.125	2,792.13	14,104.05	円 329,177.47	円 1,617,573.75		
13	183.305	1,980.500	1,330.95	15,435.00	円 235,132.25	円 1,852,706.00		
14	429.608	2,410.108	1,093.58	16,528.58	円 255,672.62	円 2,108,378.62		
昭和 1	131.014	2,541.122	590.37	17,118.95	円 150,659.91	円 2,259,038.53		
2	92.406	2,633.528	2,779.92	19,898.87	円 391,535.34	円 2,650,573.87		
計	2,633.528	2,633.528	19,898.87	19,898.87	円 2,650,573.87	円 2,650,573.87		

(注1) 山林・原野、建物売却代金を含む

地購入は中巨摩、西山梨両郡に限られており、このことから、明治中期以降の若尾家の土地営農の重點は西山梨郡以西の山梨県では比較的「生産力水準」の高い地域にあつたと考えてよいだろう。

これまで見てきた様に若尾家は明治二八年以来一貫して土地購入を行なってきた。しかし、大正七年(一九一八)、それまで明治三

三、三六年に各々田畠一反二七歩と畑四步、三九年に山林九畝二四歩を売却したケースはあつたものの、突如一転して土地売却を開始した。その後若尾家が継続する直前の昭和二年度までの田畠宅地売却高及び代金の推移を示したのが第八表である。同表によれば、若尾家は大正七年度から昭和二年度までの一二年間に、それまでの二八年間に購入した土地を上回る二六九町九反余を売却し、その売却代金は、前述の土地購入代金の總額の五倍に相当する二六五万円余に達する。

売却の時期はピークである大正一〇年度に続く数年間であり、大正一〇一四年度の五年間で全体の八二・五%を占める。この売却の時期の持つ意味は後に検討するとして、更に土地売却にみられる特質を明らかにしたい。

売却地の規模別構成表である第九表によれば、件数、面積構成共に前掲第六表の購入地規模別構成のそれと大きく異っている。即ち、若尾家の営農耕地の大部は中小地主層の全所有地に匹敵するほどの規模の耕地の一括購入によるものであつた。これに対しても土地売却は、件数の九割、面積の四二・八%が五反未満と「零細」なもののが重い。

又、町村別土地売却状況を示した第一〇表によれば、若尾家の土地売却は所有地が存在する全ての町村に於いて、その量の多寡は皆

(第9表) 売却地規模別構成

構成 件数	面積		構成 %
	件	面積	
10町以上	2	0.3	205,219 9.2
7~9町	2	0.3	114,728 5.2
5町以下	4	0.6	320,017 14.4
小計	8	1.2	301,527 13.6
3町以上	26	3.9	432,026 19.4
1町以上	34	5.1	733,623 33.0
小計	9	1.4	74,205 3.3
5反以上	25	3.8	142,413 6.4
小計	34	5.1	216,618 9.7
3反以上	94	14.2	307,323 13.8
1反以上	296	44.8	533,907 24.0
1反未満	199	18.0	111,112 5.0
小計	589	89.1	952,412 42.8
合計	661	100	2,222,810 100

宅地のみ、山林原野のみの場合は除く

くとして、例外なく行なわれている。売却地面積の都市別構成は、中巨摩郡が四三・五%で首位に位置し、次いで西山集、北巨摩両郡が一七%台を統計している。これら三郡の売却地構成を前掲第一表の換算地価の構成と比較するとかなり多いことが判明する。このことは売却の中心が、若尾家の地主経営の基盤を形成する地域にあつたことを示している。

又、売却耕地の田畠構成比は、前述の總耕地面積の八対二とはほぼ対応している。

これらのこととは、売却に際して収益性や地域性を考慮した「意図」が存在しなかつたことを推測させる。この若尾家の突如とした大畠の土地売却の実態に因る「大正十年度決算報告」は次の様に述べている。

前掲第九、第一〇表の検討により析出された、若尾家の耕地所在各村全体に於ける、比較的規模の小さな耕地の売却という実態を考えると、「自負負割減」という動きへの対応が若尾家の土地売却のひとつの要因となつたであろうことは肯首できる。中村政則氏によれば、山梨県の寄生地主は一九二〇年を面期として凋落を開始したとされる。実際、若尾家も、大正七年（一九一八）を起点とする大畠の土地売却によって、昭和二年（一九二七）一〇月段階で、田畠

は各々ピーク時の六〇・二、四七・五%にまで減少した。この若尾家の地主的土地所有の「後退」が、中村氏が言う様に根津家や広瀬家の場合と軌を一にするものいかにかに就いての判断は、若尾家の地主経営の内部的検討を欠く現在、保留せざるを得ない。しかし、

(第10表) 町村別土地売却状況

	売却土地面積(注1)				売却額		
	反	田	地	坪	円	%	
甲府	137.122	107.718	29.404	6,776.01	747,201	35.8	
相 玉 里 大 千 山 住	47.3 47.215 145.822 16.120 95.3 48.305 21.724	33.615 44.010 127.908 16.120 89.808 34.116 17.217	13.311 3.205 17.914 132 9.422 14.119 4.507	295.16 711.55 132 9.385 58.167 166 233	43,737 24,770 165,338 9,385 58,167 17,970 10,350		
小計	419.926	363.004	56.922	1,537.71	329,717	15.8	
春日居 岡 日 川	104.617 59.825 50.315	104.617 56.225 35.709	3.6 396	336 396	89,100 39,195 17,000		
小計	219.827	201.621	18.206	732	145,295	7.0	
祝 富士見 石 和	82.326 48.602 27.914	54.808 46.227 26.518	27.518 2.305 1.304	275 95	109,845 9,290 9,500		
小計	158.912	117.715	41.127	370	128,635	6.2	
貢 川 田 松 電 玉 西 常 福 國 百 明 御 田 之 飯	10.518 3.126 13.004 102.209 28.004 96.327 57.426 61.329 17.304 56.821 321.825 86.125 84.301 100.602	7.218 3.126 13.004 99.912 27.127 92.203 54.628 55.305 15.423 56.821 229 84.201 83.716 99.025	3.3 1.600 6,370 86 395 247.3 2.722 5.901 1.811 474 303.315 1.924 515 1		6,320 1,600 6,370 45,376 12,595 33,849 26,581 29,225 13,282 20,932 190,282 47,145 46,450 50,000		
小計	1,039.411	656.528	382.813	6,034.34	530,007	25.4	
大 草 旭 神 山 中 田	28.408 262.125 61.013 60.917	19.916 260.114 56.317 60.917	8.422 1.604 1.429	276.99	7,250 129,438 29,000 42,477		
小計	412.603	401.008	11.525	276.99	208,165	10.0	
合計	2,388.011	1,847.804	540.207	15,727.05	2,089,020		

(注1) 山林原野を含む。他に甲府市のみ建物 2,039坪67

筆者としては若尾家の該時期の大半の土地売却の契約に関しては、單に地主的土塊所有の「我退」としてではなく、若尾財閥の全生産を解説する作業の一環として、地主經營ばかりでなく銀行經營、商業經營と多面的性格を有する若尾財閥の總体を視野に入れ、もつと積極的な意味付けを行ないたいと考えている。

即ち、前稿によれば、若尾家が一転して本格的な土地売却を開始した大正七、八年という時期は、同時に、若尾財閥にあっても大きな画期であった。二代目民造が大正六年（一九一七）に死去し、三代目謙三が相続した代替りというばかりでなく、若尾一族が企業經營へ積極的に乗り出し急速に「財閥」としての外観を整えていく

た時期でもあった。⁽³⁾ 换言すれば、民辺の死去に伴ない、若尾財閥の経済活動の方針にひとつ転換がなされたことを窺わせる時期である。この様な背景を考える時、大正七年を起点とする若尾家の大量の土地売却は、昭和二年（一九二八）の若尾財閥の破綻によって中断を余儀無くされたが、企業經營への進出に伴なう龐大な資金量の確保という意味合を持つていたのではないだろうか。この点を具体的に説明できる資料は現在までのところない。しかし、今後検証すべき仮説として取えて提出しておきたい。それはともかく、第一次世界大戦後という時期が若尾財閥にとって重要な時期であることは、地主的土所有の側面の検討からもい得るのである。

おわりに

論題の大きさに比して、利用できた資料は少なく、明らかとなつた事実は貧しい。しかし、これまでの検討で明らかとなつた諸点を整理し一応の総括したい。

（1）若尾通平は、その伝記が述べる様に、明治一〇年代後半から二〇年代前半にかけての時期に急激な土地収穫を行ない、明治二〇年代初頭地主經營の基盤を「確立」した。

（2）若尾家の直接税額に占める地租の割合、更に、所得税額に占める「土地ニ付」納めた所得額の割合とともに他の多額納税者のそれを大きく上回っており、若尾家の經營基盤の主要部分は地主的土所有にあった。

（3）若尾家の所有地は大部分が耕地であり、山梨県は煙勝ちであるにもかかわらず、その八割は田である。しかし、甲府市を中心とした宅地・建物の存在も見逃せない。

④若尾家の所有地は、甲府市、西山梨、中巨摩郡に集中し、なかでも笠無、笛吹西河川の流域の水田地帯に多く展開している。

⑤若尾家の耕地が存在する諸村は、養蚕と米作を組み合わせた、山梨県では相対的に「生産力水準」の高い地域に属する。

⑥若尾家は、中小地主層の全所有地の一挙購入という方法で經營規模を急速に拡大する一方で僅かな耕地片の購入も丹念に行なつており、購入の地域は西山梨、中巨摩両郡が中心であった。

⑦しかし、若尾家は、大正七年一軒して所有地が存在する全ての町村で土地売却を開始し、昭和二年までに、田畠の四割を売却した。

⑧以上の検討から、若尾家は地主的土所有・地主經營の側面でも、第一次世界大戦を機として「転換」がなされたことが判明する。

⑨この地主的土所有に於ける「転換」の契機を地主經營内部の検討を通じて探ることが次の課題である。他日を期したい。

注

（1）『甲府市史研究』、第二号（甲府市、一九八五）。

（2）永原慶二他「日本地主制の構成と段階」（東大出版会、一九七四）、五一三頁。

（3）若尾地所部「大正六年度決算報告書」、なお若尾地所部では一月より翌年一〇月までを年度としていた。

（4）有泉貞夫「明治十六年地方巡察使質問条項答卷」（『甲斐史学』三号、一九五八）、五五頁。

（5）永原他「前掲書」、五一三頁。

(6) 永原他「前掲書」、二三頁。

(7) 前述の「通報便賈事件取扱書」の「不動産五万円」が地価を意味するとすれば、明治一六年から二〇年の五年間で若尾家の土地集積規模は二・六倍となつたことになる。

(8) 内藤文治良「若尾透平」(一九一四)、四四六・四九頁。

(9) 明治三一年(一八九八)より官業税が加わる。

(10) 山梨県の場合は、安良城盛昭編のかたちで復刻がなされて

いる。

(11) 因に、同様の方法によつて、明治一六、二〇年の若尾家の集積新地面積の推計を行なうと明治一六年の場合田八〇町歩、畠一六町歩、明治二〇年の場合は田二五三町歩、畠五

〇町歩となる。

(12) 若尾地所部「決算報告書」によれば、大正四八年の田は實際の面積を下回つてゐる一方で、大正一四年は實際面積をかなり上回つてゐる。

(13) 昭和四年(一九二九)以降は破綻したため「名簿」に登載されない。又、現在までのところその原因は不明であるが、大正一二年(一九二三)と大正二十四年(一九三五)四月も登載がない。なお、同年七月の名簿には登録し、当主謹之助は貴族院議員に選出されている。

(14) 若尾家の隔絶した巨大地主としての存在に就いては、安良城盛昭「日本地主制の個別的成立とその展開(中の二)」、「思想」五八四号、一九七二)の第二八図を参照せよ。

(15) 明治四一年の田帳以外の面積推計は宅地一九町歩、山林一六町歩である。

(16) 中村政剛「近代日本地主制史研究」(東大出版会、一九七九)、六二頁。なお、既に述べた様に、地主としての若尾家

の隔絶した規模を考えるならば、若尾家を除いた多額納稅者の地租の比直は一層低くなる。

(17) 同年の場合は「商業ヨリ生スル所得税」が七二二円七七錢であった。

(18) 中村「前掲書」、六二頁。

(19) 大正一四年以前の「貴族院多額納稅者議員万選人名簿」では地租を納入した町村名は判明するが、各々の町村段階での納入地額は不明である。なお町村別的小作料收取状況は大正五年度が判明するが、地価金、面積への換算には難点がある。

(20) 「ピーター」時の大正五年(一九一六)には一市二四ヶ町村に分布していた(因風、清田町村は大正二〇年に合併して玉

諸村となるので一村と数えた)。

(21) 大正九年(一九二〇)の若尾地所部の不動産資産構成によれば、面積を基準とする都部地域の地目構成は田八〇・四、畠一六・三、宅地〇・八、山林原野一・六〇%であり、甲府市のそれは各々五二・一、一二・六、一〇・二、五%となつてゐる(第一表を参照せよ)。以下の記述は耕地に重点を置

(22) 「農業類型」と「生産力水準」に就いては拙稿「山梨県における農業生産の地域的特質」(地方史研究協議会編、「甲府盆地—その歴史と地城性」、雄山閣出版、一九八四)を参考せよ。

(23) 前掲指摘で行なった「生産力水準」の指標は、資料的制約によるが、米と蔵の一戸当たり生産額を用いている。このため商業回が一八〇町歩余も展開し商業生産に特化している祝村の場合は「低生産力水準」に区分されることになった。しかし、実情はかなり豊かな村であったと思われる。

(24) 「商業地」は比較的性格がハッキリしている「米作」、「養蚕」、「烟草」のいずれにも属さない複合的性格を有する町村で、米あるいは蔵の比重の違いによって一類型化を行なつた。

(25) 若尾地所部「大正六年度決算報告」。

(26) 畿商務省の手による大正一三年（一九一四）の「五十町歩以上大土地主ノ調査」によれば山梨県では二三名を数えるにすぎない。

(27) 「貴族院多額納税者議員五選人名簿」によれば明治二三年には南都留郡三吉、西八代郡大塚、中巨摩郡三町、北巨摩郡多摩の各村に土地を有していたが、その後記載がなくなつたり、明治四〇年になつて中巨摩郡田之岡村の登場がみられるなどの変化がみられる。

(28) この点に関しては、前掲第八表で田畠の堀邊面積が激減する昭和初年の状況に就いて若尾地所部「昭和元年度決算報告」は、「上地分譲ニ就テハ農作物取入漸減ト引方ノ増大ニヨリ耕地占有ノ慾望薄弱トナリ中込ムゼノ隙少トナリ」と述べている。

(29) 中村「前掲書」、一二六一～一二二一頁。

(30) 指稿「昭和初年に於ける若尾一族の企業活動の実態」（『甲府市史研究』、第二号、甲府市、一九八五）。

八座談会Ⅴ

米軍占領下の甲府市を語る

—昭和20年1月26年—

はじめに

戦後四年を経た今日、現代史をつづるうえで盲点となつてゐるのは占領下だった昭和二〇年九月の終戦直後から同二六年九月の対日講和条約締結までの七年間の行政、戦後処理の実態である。

この歳月の軍政が地方自治体にどのような影響を与えた、戦後の復興にどのような役割を果たして主権在民のデモクラシーが定着していくのか。甲府市史編さん委員会近・現代専門部会(伊東社部会長)は、地方自治体の編さんでは初めて国会図書館にある山梨軍政部関係の報告資料四万五千点(マイクロフィルム)のうち約五千点の甲府市関係レポートを抽出して翻訳に着手した。

同じく、終戦直後、米軍政部および防諭部に關係した県職員、田制中学当時の英語教師(通訳)、報道関係者など六氏をお招きして、米軍占領下の甲府市々をテーマに、約二時間にわたりて貴重な体験を語つてもらつた。今回は、市史編さん資料となる座談会の内容を要約して紹介することにした。

△お招きした人△(敬称略・順不同)

伊東 伸也	坂本 伸一	元山梨軍政部民間情報教育課運営者(顧問)
高木 正幸	有泉 貞夫	元山梨県涉外課長
佐藤 克己	島袋 善弘	元山梨日日新聞社編集局長
萩原 正幸	齋藤 康彦	元山梨県知事室付通訳
甲府市史編さん担当官副主査	山梨郷土研究会監事	元山梨大学助教授
	東京師範大学教授	山梨県立女子短期大学助教授
	山梨県立女子短期大学助教授	山梨大学助教授
	ゲスト・山梨大学助教授	山梨県地場産業センター

ときと場所

昭和六〇年一月二六日

甲府・窓やレストラン四時和室

伊東 洋たい雨の中を遠くからお越しいただきまして大変感激しております。

お集まりの皆さんは、山梨軍政部、民間情報部などの通訳、行政の面で米軍と交換、交流が深かつた方々ばかりです。甲府市史編さんあたりが占領下の甲府の状況はどうだったのかを語題の中心において、皆様の貴重な体験を通してこれからお話を伺いたいと思います。まず皆様の近況と軍政部当時の役割などからお聞かせ願います。

保坂 現在、山梨学院大学名誉教授、山梨大学の非常勤講師をして



氏 信 忠 岩 政 部

います。終戦当時は旧制中学の英語の教師をしていました。山梨軍政部の通訳を頼まれたのは、昭和二年の三月でした。

私の担当は新聞、ラジオの報道関係と教育でした。報道担当は一九三三年三月から八月ごろまでで、それから以後は教育担当だけになりました。仕事の内容は、通訳と翻訳、

山梨軍政部とC.I.C.の関係

曾根 現在、私はアメリカ小委連合会に勤務しています。米農務省

と米大使館の外郭機関です。小麦をはじめアメリカ農産物の対日輸出問題など、いま騒がれている日本貿易摩擦の争点の中心にいます。（笑い）私はともと山梨県人で、勝沼町小佐手の出身です。今から二五年前に東京に行き、アメリカ大使館の要請で日本農産物貿易関係の仕事をつき、アメリカへ行つたり来たりの生活を過してまいりました。

保坂先生と同じく、私も旧制中学の英語教師でした。甲府中学から日川中学へ移ったのが昭和二〇年の秋でした。ちょうど甲府市長をしておられた野口二郎さん（故人、山梨日日新聞社・山梨放送会長）が私の仲人だった関係で終戦の年の一〇月、「秘書になつてくれ」と頼まれました。米軍が甲府に乗り込んで来るでの英語のできる人を市長の秘書にしたかったのです。野口市長とは義理ある間柄でしたので断りきれず、教師を辞めて甲府市役所秘書課に勤務することになりました。市役所に勤めていたのは三ヶ月だったと記憶しています。昭和二年、第一次の戦争指導者公職追放令がG.H.Q（連合軍司令部）から布告され、野口市長も追放の対象となり、市長の椅子から降ろされました。私も、その時、一緒に辞めました。昭和二年二月一日のゼネラル中止命令がマッカーサー總司令官から出されたころから政情が大きく変わりました。米ソの対立です。同時に極左、極右の両分子に対する諜報活動が活発化しました。昭和二年三月のセニスト中止命令がマッカーサー總司令官から出されたころから政情が大きく変わりました。米ソの対立です。同時に極左、極右の両分子に対する諜報活動が活発化しました。河口湖畔の富士ビューホテルの別棟に設置されましたが、米ソの対立です。同時に極左、極右の両分子に対する諜報活動が活発化しました。河口湖畔時代の人員はよく知りませんが、恐らく五、六人ぐらいではなかつたでしょうか。

二世が三人、将校が一人か、三人いたと思います。C.I.C.が山梨県警に引越してきてまもない二二年の暮れ、私は、県警の要請でC.I.C.との連絡通訳のお手伝いをすることになったのです。防諺部顧問の肩書きでしたが、主として隊長および将校の通訳です。C.I.C.で結局六年間働きました。仕事の内容は政治的なものが多く、今も種々な秘事項に属して語れない部分もあります。

若尾ビルに移ったころは、二世を含めて一二、三人のスタッフでした。

福島さん、C.I.C.が県庁内に移されたとき、軍政部はありましたでしょうか。

福島 軍政部が設置されたあとだと思います。

曾根 警察は、米軍と密接に協力するようにと指令されていましたからC.I.C.と警察とは、表裏一体で行動していました。占領行政の縮小とは反対にC.I.C.の情報活動は拡大されてきました。ですからC.I.C.は対日平和条約の締結まで駐屯していたのです。軍政部はその前に引き上げ、中央に統合されました。

坂本 甲府へ駐在してC.I.C.は、おもにどんな仕事をしましたか。

曾根 主たる仕事は、いわゆる「マッカーサーの眼となり、耳となる

曾根 「マッカーサーの眼となり、耳となる」といわれたように、占領下における米軍の安全を守ることが主でした。したがって反米軍的活動・思想に対する情報収集・調査が中心だったと思います。その後、段々と思想的な調査が中心になりました。C.I.C.は結局、対日講和条約の締結まで若尾ビルにいたわけです。私もC.I.C.の任務を解かれ、その後、天野知事（故人）の下で知事室の外務關係の仕事をしていました。私の記憶では、終戦直後の九月末か、一〇月の初めごろドイツ戦線で活躍し

た第八軍の九七種団が横東に派遣され、玉露飛行場（現竜王町西八幡）に進駐してきました。進駐の目的は、戦時中の軍需物資の搬発でした。

伊東 曾根さんは、つぎにまた詳しくお話を聞くとして、占領トコロ県の通訳をしておられた奈良さんに当時の思い出をお話しねがります。

奈良 終戦まで曾根さんと同様、旧制日川中学（現日川高）の英語の教師をしていました。

曾根 奈良先生は、英語を教えていただいた恩人です。

奈良 終戦まもないころ「米軍が進駐していくから通訳をして欲しい」と県の教育関係者から要請されて、戦後初めて県の通訳になりました。

曾根 知事、県の主顧部と連絡して、知事、県の主顧部と連絡して、知事、県の主顧部と連絡して、



氏 駐軍との間に入りて通訳しました。初めは玉露飛行場に駐屯している米軍の将校が時折、県庁を尋ねて来て、知事などと話し合って帰るくらいで、大した用件もなかったようです。

終戦の翌年の九月だったと思います。県庁内の県立圖書館（現県庁東別館）を米軍が接取して山梨軍政部が開設されました。私は県の渉外課に籍をおき、県警の部屋を借りて軍政部との事務連絡を担当することになりました。米軍の仕事は、おもに軍需品の運送物資の輸送やヤミ物資の摘発などが多かつたようですが、私は直接タッチしなかつたので詳しい内容は知りません。そのうちに軍政部が発足して、その隊長がネッスターという人で大変嚴格な方でし

た。いろいろ口やかましく注文をつけてきました。そのたびに仕事量がふえ、県庁の各課にも調査の翻訳依頼が多くなりました。逆に英文を日本語に訳して市町村に伝達する仕事もあり、県の海外課は、英語を話せる人、翻訳する人をふやし、海外課の中に翻訳係を設けて拡充を図りました。

仕事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復興状況、農業生産、経済の動きなどをよくわかるようによく翻訳して提出しろ!といふ命令に従って英文にまとめて軍政部に報告しました。また、山梨日日新聞のおもな記事を切り取り、政治、経済、社会などに仕分けて提出することもありました。ここにおられる曾根さん、保坂さん、榎本さんら翻訳、通訳の先生方に大変お世話をになりました。終戦時の知事は官選知事の谷川昇、つぎに古江勝保知事です。知事の通訳をおもに担当していました。まだ終戦直後ですから県側にも米軍と県民の間にめごとがあつては困るという心配があつて、軍政部にはよく協力して問題が起こらないように配慮しました。

伊東 小林さん、軍政部による新聞の検閲がありましたか。

小林 検問ということはありませんでしたが、アメリカのローランスの社長がりの監視司令部付報道担当者が、全国の新聞社を回つて「占領政策を妨害するような記事は載せないでくれ」ときついたことを書っていたようでしたが、軍政部の人たちは、新聞の報道については何も言わず、友好的でした。

軍政部への自己主張はタブー

さん。占領当時の感想を……。

小林 私は戦前、戦後を通して山梨日日新聞の記者をしていました。軍政部との関係は米軍駐留と同時に始まりました。前に県立图书馆があつた県東別院に山梨軍政部があつて定期的に呼び出されて軍政官からいろいろな情報を聽かれました。おもに県民生活、民情といったものを知りたかったようです。その席で通訳しておられたのが曾良さんたちでした。

伊東 榎本さんも通訳をなされていましたね。

榎本 私は終戦まで山梨英和で英語の教師をしていました。どうして軍政部に行つたのか、よく憶えていません。そこで何年いたのかともよく憶えていません。私は教育担当の通訳でした。私が最初に通訳を担当したのはブラバンティーさんという方でした。セラキュー・スという大学の教授でした。その後にヴァンスター・ヴァンさんで、その後にジャッジさんという方でした。ですが、軍政部の事情についてはほとんど知りませんでした。どうしてかというと、通訳という人は人の思想を受け先りするだけだから記憶に残っていないのが当然です。最初に軍政部に着任した方々は、大学の教授とか行政に明るい非常に高頭目なインテリが多かったです。それでいて、何を話したか少しも憶えていないんです。(笑)

アメリカの人は、勝者と敗者などというような発想は全くなくて非常にリベラルだという印象が強かったです。人をバカにしたという態度はほとんどなかったと思います。県内の学校へ案内しても、決して威張らないし真剣でした。やはり日本人とは大部違うな、という記憶が今でも残っています。

伊東 福島さんは、終戦直後、県外課長をお勤めになられており

ましたね。当時の感想を……。

福島 最近、体を弱くしてから記憶のほうも戻せて皆様のご期待に

添えるお話ししができないのが心

苦しいですが、当時、県の方針



氏昇島福

としては、占領軍に対しては、「占領軍に対するは、いわゆる「サービスし過ぎず、自分の意見を言つてはいけない」とことにしていました。

伊東 ものの本によりますと、米軍は昭和二〇年九月に進駐してきて、最初の段階では、軍政部は山梨の場合、川崎市に本部を置いた一〇六軍政グループの東京軍政中隊に所属していたようですが、木当でしょう。

曾根 米軍九七師団が最初に山梨に進駐してきたことはさつきも話しましたが、各県軍政部を統括した最高指揮官は第八軍のアイケルバーガー将軍ではなかつたでしょうか。CICは軍政部とは全く關係がなく、マッカーサー司令部の參謀第二部の直屬機關でした。ですから軍政部側とCICの間でしばしば意見が食い違い、仲が悪かつたんです。第八軍司令部は、たしか横浜にありました。川崎に本部があつたかどうか知りません。

伊東 昭和二一年六月に入つて各県に軍政チームが組まれて山梨にも軍政部が置かれたと思います。奈良さんは先ほど、二一年九月ごろかなとおっしゃいましたが、発足したのはいつごろでしょうか。

伊東 奈良二一年の九月ごろと記憶していますが、はつきり何月何日であったか憶えていないのです。

伊東 軍政部が引き揚げたのは昭和二四年ですね。

奈良 そうです。軍政部が開東民事部となつて、県民会館の北隣にあつた旧県医師会館を借りて数人のアメリカの職員が残留していました。

曾根 そのころでしょうか。吉田三郎さん（元甲府市助役）が県の

涉外課長だったと思うんです。私は吉田さんの通訳として米軍に時々呼び出されました。ある日、米兵から「あすまでに昼食を百人分整えよ」と云われました。極度の食糧不足のころでしたので吉田室長は返答に困っていました。そこで私は、実情を話せばわかるからと腹を決めて、甲府の先跡を眺めながら「この焼野原を見て下さい。食べるものもろくにない時ですので、とてもこ夢を叶えることはできません。私たちは、もう一年もお風呂に入つてないんですよ」と、実情を細かく説明しますと「オフコース」と言っただけで何も言わないので了承していただきました。この一米兵は大学の学生だったと憶えています。初めて日本に来た方々は大学教授とか学生が多かったようです。実情をよく知らなかつたようです。でも、ものわかりのいい方ばかりが多かつたと思います。連合軍のなかでも甲府へ初期に来られた将校方にはリベラルなアメリカ人が多かつたと思います。

曾根 公職追放令が出たから米軍関係とのおつき合いが始まりました。野口市長から「軍政部の高官を招いてご馳走しなければいけないのではないか……」と相談を受けて交渉したことがありまます。その時は逆に、医師会館に野口市長をはじめおもだつ幹部が招かれてご馳走になりました。あの時、奈良先生も一緒にでしたね。野口市長が追放になる前でした。こちらでは軍関係の人を湯村

の昇仙閣にお招きするつもりで交渉に行きましたが、心られこそしなかつたのですが、逆に「こちらでよんでもやる」ということになりました。

小林 野口さんの退院は、発行部数二万部を超える日刊新聞の社長がすべて戦争協力者として自動的に退院されたのです。野口さんは山梨日日新聞の社長だったので。

曾根 野口さんの場合は、大政翼賛会の役員だったですね。

小林 そうです。大政翼賛会と新聞社の社長という二つの理由で追放されたのです。

曾根 野口さんの追放解除の國情書の翻訳を私がしました。

小林 そう言えば私も翻訳書に署名しました。

坂本 解除になつたのは昭和二六年の暮れでした。ちょうど私が山に入社したばかりなので憶えています。

甲府進駐の一一番乗りは米九七師団

坂本 一番先に着任した米軍の隊長が県議会議事堂に県の役職の方と市町村長を招集して着任のあいさつと軍政部の方針を話されたと聽いていますが、その時、女性が通訳なされたそうですが、榎本先生ではなかつたですか……。

榎本 さあ、記憶にありませんね。

曾根 昭和二年の三月頃だったと思います。野口さんが退院になりました。今井茂右衛門さんが後任の市長になられてまもないころだつたと思います。

森良 当時、市役所の秘書課長をしておられた飯田米太郎さん（昭和六年死去）がその辺の事情に詳しいと思います。軍政部のステ

ツツソン隊員の通訳として県議会議事堂に同行したはずです。軍政部と甲府市との細かい内情を聞くのでしたら飯田さんが詳しいと思います。飯田さんはも英語はよくできた方でした。

曾根 私が甲府市役所に入ったころの秘書課長は荻野二郎さんで、飯田さんは秘書係長でした。私は秘書課職員という立場でした。

有泉 昭和二〇年の秋に玉幡飛行場に第八軍の戦闘部隊が駐留し、一二月に引き揚げたわけですが、その後の軍政部の要員、規模はどうくらいだったのか、何人ぐらいのスタッフで仕事をしていたのでしょうか……。

森良 スタッフは少ないです。ここに写真を持ってきましたが、隊長は中佐ぐらいで、その下の将校合わせて一〇人ぐらいではなったでしょうか。

曾根 下士官はいませんでしたか。警備専門のような……。私の記憶ではサージャン（軍醫）がいたように思います。軍人以外に宿舎の食糧など必要物資の補給を行なう要員がいて、裏方のスタッフを加えると倍以上の軍閥關係者がいたように思います。

坂本 米軍将校の住まいは舞鶴城跡ですか……。

森良 はじめは医師会館でした。自身の将校の宿舎を兼ねていたようです。そこから県庁内の軍政部へかよって事務をしていました。

曾根 医師会館の隣に住まい（コンセント）を建てましたね。

森良 お城の中にも三カ所ぐらい宿舎がありました。

坂本 甲府でも米軍に接収された場所が県庁以外にありましたね。

曾根 湯村の常磐ホテル、舞鶴公園、若尾ビル、それにC.I.C.の隊長が甲府市役所の水道局庁舎を宿舎にしていました。将校はいまの城跡の中の宿舎にいました。

泰良 隊長はスティッソンさんでした。

小林 米軍の駐留軍がたくさんいたようですね。源本先生が言われ

たようにスタッフのはとんどが学識者でした。対人関係も非常によかつたですね。その半面、兵隊さんの中には相当低度の悪い人もかなりいましたよ。飲み屋で暴れているG.I.(米兵)を見かけたこともあります。甲府駅などへ行くと、外国タバコを抱えて売りに来るG.I.もいました。声をかけるのを待ってる兵隊さんもいて、割合安く譲ってもらつた思い出があります。米兵の宿舎はカマボコ兵舎と呼んでいましたね。

曾根 そうです。城の中にコンセントが三つほど並んでいたとするとかなりの数の軍人が住んでいたことになります。

薦藤 岩波新吉の「G.H.Q」(竹村栄治著)を読みますと、昭和二〇年一月二六日現在、山梨県に駐留していた連合軍は一七一三人、それが一二月四日には一四・三人になっています。一日ほどで三百人減っています。山梨に進駐した米軍の大半は年を越すか越さないかで全員引き上げたのではないか。

曾根 そうですね。九七師団の引き揚げは早かったと思います。

小林 これは軍政部グループではなく、進駐軍ですね。

曾根 こう考えるべきだと思います。甲府周辺に進駐したのは九七師団です。それとは別に軍事基地としての北富士演習場には、さまざまな米軍部隊が入っています。ですから横田基地や厚木基地と近い上野原、大月といった中央線沿線には比較的早く進駐軍が入ってきたと思います。九七師団は山梨県から福島県に移動しています。

小林さんがさつき話された甲府駅の副長駅も米軍が接收してしまった。R.T.O.という標識を掲げていて、そこには下士官がいました。

た。鉄道輸送のレイルウェイ・トランスポーテーション・オフィスの略字です。

小林 タバコを先に机に机にいたG.I.は、その奥にいた人ではなく、玉崎あたりから来たようです。

曾根 当時は食糧難時代でしたが、岩尾ビルの倉庫の中に山と食糧品が積んであって大勢の人にご利用した記憶があります。この食糧品は、レーチョン(戦時食糧)といって飛行機から飛行場に投下する大きな箱に入った食糧品です。

薦藤 それで情報を得ていたのでしょうか……。

曾根 すぐ情報と交換というのではなく、雰囲気づくりをしていましたことは確かです。県内の財界人とから知情、賃貸などと毎月一回ぐらいい岩尾ビルで会合を開き、パーティをしていました。と言ってこれらの人と接してから反米的な動きがわかるといったものではありません。情報は部隊独自のルートと警察など別の所から得ていました。

坂本 追放されている人、されていない人の関係は……。

曾根 C.I.C.に限らず、そうした差別はなかったと思います。

伊東 通訳の方々の給料はどうでしたか……。

曾根 私はここにおられる福島演習場から給料をいただいていたんですが、給料のほかにランゲージ・アローンスといつてボーナスに相当する手当が毎月五〇%ほんですよ。

萩原 優遇されていたわけですね。どういう身分でしたか……。米軍の雇用というわけですか……。

曾根 そうではありません。純然たる県職員ではありませんが、日本側が雇用し労務を提供するという身分です。いま沖縄県で米軍キ

ヤンブに雇用されている条件と同じです。

小林 高級取りだつたんですね。

曾根

当時はそうかもしれませんね。

伊東 通訳をしているとき、県民からいろいろ頼まれたと思いますが……。

奈良 そうですね。県民からいろいろな話を軍政部に持ち込んできましたね。そのつど、翻訳して報告しました。軍政部でこれをどう処理するということはないですが、大きな問題は別として県民の苦情については口頭で軍政官に相談を持ちかけたこともいくどあります。

曾根 明らかに相手を騙し入れようとする情態や中傷の手紙といったものもありましたが、真相を聽いたり、または判断して回答したり、隊長に助言したことがあります。奈良 同じ日本人にして、あさましい感じがするものもあります。

教育と体育振興に貢献した米人

保坂 終戦直後のことです。県警の通訳を頼まれて特高課の人と一緒に大月へ行きました。アメリカル・ディビジョンという米軍が大月警察署を占拠しているというので出かけて行つたわけです。アメリカル・ディビジョンというのは南の島から来た優秀な部隊でした。技術的にも軍紀の点においてもですね。その指揮官はダンイハム中尉でした。大月署に着いたとき、上野原警察署の署長がなんかひどい目に遭つたという話をききました。それから甲府のはうへ差駐軍が来るようになりました。私が通訳と

して初めて米軍と接したのはその時でした。軍政部のころは教育担当でした。最初に接触した軍政官はジャッジさんという人でした。

ジャッジさんは新聞報道の責任者でした。それが昭和二三年の三月から八月まででした。旧図書館には一〇人ほどの翻訳者が仕事をしていました。ジャッジさんは新聞の政治、経済、教育、社会などの記事を計っていました。また、日本の文献や物語を収集していく

ジャッジさんの部屋には、日本で集めた本がぎっしりありました。甲府市内でも古木屋に立ち寄つては必要な文獻を募めていたとうです。

あるいはジャッジさんは新聞記者の経験がある方だと思います。

ジャッジさんがあと教育の面で八月からリチャード・ワースという方の通訳になりました。ワースさんは、小・中学校の統合とか新設の教育委員会の組織の問題に積極的な意見を述べられた方です。新しい教育委員会の法、特に教育委員会と教育長の権限の際界、同法四九条につき懸念的な説明をし、活発な質疑応答が行なわれました。

ワースさんは県教委の組織づくりに非常に貢献した方ですね。ワースさんは実に働き者で当時はジープで台風も構わず飛び回り、夜宿舎に帰つてから教育厅に回す書類をタイプするという風でした。ワースさんは今でも文通していますが、「日本の教育は非常に進んでいるので教育のことに口をはさむ余地がないが、日本で欠けているのは図書館とPTAである」と言って特に、図書館のサービスについては新しい考え方を書きこみました。PTAの組織づくりについても詳しく書きました。PTAの組織づくりについても詳しく書いています。PTAは私立の実科女学校に甲府中学や若狭中学校などから生徒を集め彼らに会議を実現させ、それを児童にみてもううド T A スターリーを開き、それぞれがモデルになって会議の進め

方や運営についての講習をしたこともあります。

有泉 ワースさんは教育改革の面でかなり積極的に注文をつけたわけですね。

保坂 各学校を回るときでも、細かな条項が書いてあるチニック表を持っていたそれに書き込みました。文部省通達という形で教育委員会組織、六・三・三制が進められていました。ワースさん自身、実際には学校の運営には口出せせず、余り世話を焼きませんでした。教育關係で一番最後に赴任して来られたのがグレゴリーさんです。この方は体育の先生で京都から赴任して来られた方です。かなり強く指導されました。

有泉 具体的にどんなことをやらせたのですか……。

保坂 日本のスポーツの場合、クラス単位が多かったですね。そして先生が「ピッピッ」と笛を吹いて歩調をとるといった体育指導でしたが、グレゴリーさんの指導は、教クラスをスポーツを通して（普通の体操ではなく）同時に指導するというものでした。「能率的」な体育指導法でした。

ワースさんはグレゴリーさんとは対照的でした。彼はコロンビア大学で教育を専攻、最近ジョージ・タウン大学からドクターの学位をとりました。「ティクト・オーフィット・オーフィット」つまり、「私の意見はあくまでもアドバイス。とりたいところを取つて、とりたくないところはとるな」という考え方でしたので決して強制的に自分の意見を押しつけるようなことはしませんでした。伊東 基本的なところは上からの命令があつてアメリカ方式を断行したのでしょうが、かなり個人によつてとらえ方が違つていたというところが興味深いですね。

保坂 そうですね。それぞれの地方の特色を生かした教育をめざしていました。山梨県には山梨県の方式でやる、とう独自性を認められました。大まかなところはフォックスさんという教育担当官がやって来て、教育關係者の対話の窓口になつて、定期的にチェックしていました。

坂本 昭和二三年四月の新制高校発足まで戦時中の教科書を使っていました。ところが英語の教科書がないわけです。困つて

有泉 甲府一高を甲府中学といつてた時代です。教科書は全部、敵機中のものばかりでした。戦争に開通した部分は、黒で塗りつぶしてしまいました。

坂本 「この教科書を使いなさい」と軍政部のスターマンスさんがサインした英語の教科書を代用にして英語を教えたこともあります。軍政部当時、かなり膨大な量の報告書をGHQなどの上層部に送つていてそれが国会図書館の占領当時の資料を見てもわかります。軍政部は、どういう点に開心を持ち、山梨県のどんなところにポイントを置いて報告していたのでしょうか……。

有泉 軍政部は、ちゅうといいですか。ジャッジさんの話ができましたが、個人的によく憶えていることがあります。ジャッジさんは「よく日本がアメリカなんかと戦争したな」とおっしゃつたんです。先生方もご覧になつたと思いますが、日本の全國の地図が何十枚も入つてゐる分厚い本が各都道府県のために一冊以上ずつあって、その中に日本人の名前が書き込まれています。この人はアメリカに好意を持つている人、この人はアメリカに好意を持つていない人と仕分けしていました。甲府の關係だけでも何冊もありましたね。不思議に思

いまして「これはどういう所でお調べになつたのですか」と尋ねますとアメリカなどに捕留されている日本人、日系人から聞いたと言つておられました。ジャッジさんと対話して、知らなかつたいろいろな世界観を教わりました。私自身も、物資があり余っている国と

食べる物もない日本がよく戦つたなあと思いましたね。日本軍が戦

争中に比島のバターン半島で行つた々死の行進々という捕虜さく

待の事件がありましたね。「日本人はあんなことをよくしたもので

すね」と言つたら「あなたの戦争というものはそんなものだよ。当然



氏子愛本復

伊東 山梨軍政部から本部へ膨大な資料が送られていますが、それ

山梨は東日本軍政部のベスト5

曾根 伝染病予防対策や地方病の根元となつてゐる害虫の撲滅など環境保全と農民の健康に貢献したこととも忘れてはならないと思います。

伊東 軍政部のレポートを読んで感動したのですが、深刻な県内の食糧事情を少しでもよくしようと軍政部の人たちが必死になって食糧の確保に努力していますね。

伊東 軍政部の隊長の一番先がネックスラーさんで、その次はスマーブルーワー中佐とありますが……。

奈良 ブルーワーという方がネックスラーさんです。軍政部ができたあとに来た人です。ブルーワーさんは、軍政官ではなく、玉緒にいた九七師団の将校ですね。

萩原 この人の名前が年表に載っていますが、調べ直す必要がありま

抵抗が強かった農地解放と米の供出

曾根 占領當時を振り返ってみて、一番抵抗が強かつたのは農地解放と米の供出です。C.I.C.の仕事ではありませんが、その間の情況はよくつかんでいました。農地解放は地主側の厳しい抵抗です。

米の供出については農林省がいじめられました。農林省から都道府県知事あてに米の供出當量が押しつけられ、それを各市町村に割りふるわけですが、深刻な食糧難時代でしたから各市町村長は割当数をめぐって取り合いをしたほどでした。

奈良 軍政部の依頼で各郡の県の出先の地方事務所を回って何バーセント供出できるか聞き歩いたこともあります。

曾根 それに左翼系活動が絡み、軍政部もC.I.C.も神経を尖らせていました。

伊東 そういう場合には軍政部が自ら指導したのでしょうか。

坂本 強権活動というのがありましたね。あれは軍政部がタッチしていたのでしそうか……。

曾根 具体的にはどんな形でやりましたか……。

島袋 全部そうでしょうね。

曾根 本格的に抵抗すれば、警察に進行されましたよ、私も抵抗しました。

二、三の地主を知っています。米軍は地主に対する誤解もあったようです。加賀百万石のような封建時代の大名と山梨県の小村の地主を同じように認可していたのです。今もアメリカの日本占領政策への反対になっています。江戸時代からの大地主と、自分一代で築いた小地主の農地を混同して、一律に農地解放の網をかぶせてしまつた点です。しかし、当時は、そんなことを言って抵抗すれば警察

に二、四日ぶち込まれました。軍国主義につながる封建制度、人権差別を撲滅するという民主主義という至上命令があり勇み足だつたので、いまになって反省する部分が大きいのではないでしょうが……。山梨県内には「米よこそ運動」の運動は起りませんでしたが、占領軍は純正部隊を動員するのを避け、本国から食糧を送り込んで援助するといった政策を打ち出したのです。日本側でも職務の特高警察の廃止に伴い、警備課が新設され、公安調査庁が生まれ、反米、反動分子の取り締まりが強化されました。

吉江 知事と天野久氏が出馬して知事選が行われたとき、軍政部は吉江知事を推し、C.I.C.は天野さんを推すといったおかしな状況があつたことをみても、軍政部とC.I.C.は政治的にも仲が悪かったと言えます。

奈良 米軍は地方の選挙に関心が強かつたですね。軍政部の将校が開票場へ顔を出して開票結果を宣傳にメモしていたことを思い出します。

榎本 先生方からお話しを聽いて、毎日新聞社から出版された「オリンボスの柱の蔵に」（中畠英助著）を読んだのと一致します。マカーサーの占領政策の派閥争いに追いつめられてカイロのホテルで自殺したE.H.ノーマンさんの苦悩がよくわかります。

高木 選挙に関するC.I.C.の関心はいかがでしたか……。

曾根 C.I.C.は選挙そのものは関心がありませんでしたが、選挙にあらわれた農民の政治意識の傾向には非常に関心を寄せていました。自由党の得票数に民主党の得票数、共産党の得票数はどのくらいか、社会党はどのくらい伸びたか。逆に反米右翼の票もマークしていました。

佐藤 米軍が直接、甲府市内などに住んでいる人たちと接触すると、いう機会はなかったのでしょうか。

曾根 C.I.C.の場合は、ずい分ありましたよ。まず警察関係者ですね。政治家、労組の関係者、新聞記者、県職員など県内の各層の方々と直接交際して的確な情報を把握することに努力していました。

高木 本市の町内会は昭和二年四月、G.H.Q.の命令で廃止にされました。C.I.C.は町内会の組織に対してどうだったのでしょうか。軍政部のレポートをみますと、かなり克明に調査して戦時中の統の系列の崩壊をかかっているようです。大政翼賛会の末端の組織として危険視していたんですね。

曾根 C.I.C.は町内会組織に、あまり関心はなかったと記憶しています。現実には自治会という形で復活させていますね。

高木 そうですね。三、四年後にはほとんどの地域で名称を変えて再生しています。

小林 町内会の起源は、江戸時代の五人組制度が基礎になっていました。

氏



罪をかぶるという意図で組織です。日本人は組織をつくることは器用で、今も自治会は甲府市などでも欠かせない行政の下部組織になっていますが、その辺は軍政部も心得ていて、名称を変えただけで終ったようですね。

坂本 行政の側でも存続を要望したはずですが、それは米軍側の方的な見解で廃止したのでしょうか。

伊東 C.I.C.の組織上の人員配置はどうだったでしょうか……。

曾根 一番多かったときで一〇人ぐらいでした。そのときは少佐か中佐クラスが隊長で、その他はオペレーション・オフィサーです。その外に二世軍人が、一、三人、あとアメリカ人でした。

齋藤 県庁の公文書の在庫を調べたかぎりでは軍政部関係の書類は労務調査関係のものがちょっと残っているだけなんですね。当時、県では複数した書類を残さなかつたのですか……。

福島 当時、秘密事項でないかぎり、写しはあったと思います。最初に手掛けた職員は持っていたと思いませんが、公文書と言つても軍政部関係の書類は状況説明がおもなので必要と認めず、あとで廃棄したものかも知れません。

曾根 重要な書類として残すべきものは残しているはずですが……。

高木 県の保存文書に軍政部関係の書類がないということですね。齋藤 県に保存していくなくて、たとえば山梨県の教育問題で大きすぎた問題については文部省に難け、と言います。文部省にあるとしたら、その書類が戻ってくる可能性があるということになるのかならないのか……。

高木 昭和二四年三月の県の事務分掌でみると涉外課でしている仕事を二つ挙げています。一つは進駐軍に関する事務。もう一つは特殊物件の保管および処理に関する事務です。進駐軍に対するサービスなどでは各市町村へ協力要請とかをしていくと思うのですが、それに関する文書は市にも何も残っていないのです。

福島 具体的には事務的な協力だけでこれといったサービスはしていませんでした。文書保存についても上層部で保存命令を出した文書は別として私たちは積極的に進駐軍関係の文書を保存しなかつたと思います。一般文書と同じようにある期間保存しておいて待つて

たのではないでしょか……。

吉田　開通していますが、県の二五年の總務部事務課の文書の中には損害補償事務吉田出張所というのが出てきますが、それは現在で言えど……。

福島　主として北富士演習場の関係ではないでしょうか。

橋本　軍政部当時、教育に關係していたバンスター・バンさんと保坂先生は、今も文通しておられるようです。彼は記録を非常に大事にしておられました。いつも私にも「書類は残しておけ」といわれたことを憶えています。保坂先生からバンスター・バンさんに手紙で聽くこともできます。

保坂　アメリカ政府直屬の占領史の専門家です。近く山梨進駐当時の教育に関する詳しい研究を発表する準備をしております。

伊東　県外課の特殊物件とは何でしょ。

福島　隠匿物質、軍需物質の摘発などを取扱っていました。軍政部の調査内容の中にはさつきお話ししたように行政監視だけではなく、県民の生活状況、追放者の動向など多岐にわたるものでした。

伊東　戦時中の武器の回収があったと思いますが、県庁の書類にはないでしょ。

小林　刀剣を含めて武器を持っている人は申告する義務がありましたがね。

曾根　旧日本軍の軍需物質については、米軍の指令に基づき、県に管理責任がありました。武器の場合は米軍が回収し、その他のものについては県に処分を依頼しました。私の記憶では随分、軍の配給物質があつて、その納品に軍政部は大きな仕事をしていました。

奈良　九七師団で摘発した山の中のホラ穴に隠されていたガソリンも大変な量でした。

曾根　奈良先生、牛皮がすごくありましたね。

奈良　ええ、それをチャックして歩いたのを憶えています。

伊東　軍政部の日報の中に武器の押収記録があります。

曾根　旧六三部隊とか玉藻飛行場など隠匿物質のありそうな所を情報に基づいて片端から捜索しましたね。

それでも摘発する前にごそり空っぽだったという場面も随分ありました。森良　旧陸軍の軍用トラックを數十台押収して甲府城内に並べて市町村に払い下げたこともあります。

先走った県の慰安施設

伊東　進駐軍に対しての慰安施設はどうだったんでしょ……。

小林　進駐軍専用の慰安施設を玉藻飛行場の近くにバラック建てで造ったという話を聴きました。

曾根　アメリカ軍が来るというのは、野獸のように思われる婦女子を見ると暴行、その極に達するだろうというので娘を山へ隠すなど大騒ぎの状況でした。そこで婦女子の防護となる慰安施設を早急に造る必要がある、として一多分、警察の中央指令でしょ、いまの電王町の桜と甲府の穴切の邊界に進駐軍専用の施設をつくり、特種慰安施設協会というのを創立しました。初代の会長は當時日産自動車の平原正蔵さんでした。それに、警察の保安關係の人が監督して進駐軍の生理的な処理をさせようとしたのです。

それを米軍は、非常に快く思っていなかつたですね。先走って慰安

施設をつくったはいいが、嚴重な衛生検査をやつたりして結局は櫻本

に建てた二階建てのバラックの施設をすぐ取り壊してしまいました。

櫻本 終戦の日、富士川小学校から長神寺に行く途中に「接待婦を

求む」と書いた募集広告が貼ってあって、真っ白い服に大きな帽子をかぶつてハイヒールを履いた若い女性がお寺のほうから来て、広告の前に立っていたんです。不思議に思いましたが、終戦と同時に慰安婦の募集を始めたんですね。

曾根 呂者と慰安婦をこっちゃんにして集めたのもおかしな話です。相當あわてていたんですね。今度は貧しさのためにパンパンガールという街頭がわあーとふえてきたんですね。その中にはプロもいれば

生活のために体を売る未亡人や娘がいたわけです。

小林 県全体から言えば北富士演習場周辺がすごかったです。

伊東 そのころ進駐軍の暴行事件とか窮屈、強盗といった事件は多かったでしょうね。

小林 さっきも言ったように飲み屋で暴れるなど、実際にあったと思いませんが、それでも表面に出た事件はなかったと思います。

曾根 G.I.に警察官が脅かされた事件がありました。割合い少なかつたですね。

小林 戦後の一期は警察力が低下し、軍政部ないしは進駐軍のM.Pなどの治安維持に頼っていた時代でした。

坂本 戦後、非合法な左翼の大衆運動が盛んでした。昭和二四年の境川事件、二七年の増穂町警械暴行事件など左翼弾圧に伴う大事件が県内各地で起きました。

伊東 昭和二〇年九月一八日、プレスコードができる新聞の発行停

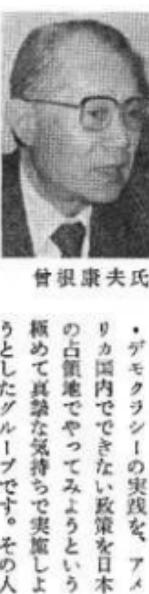
止が起きましたが、県内にはなかつたでしょうか。

小林 いや、なかつたですね。自由民権運動が高まつた明治の初期には、山口も二回ぐらいたり発行停止処分を受けましたが……。

伊東 では最後に曾根先生、ひとと言……。

曾根 考えてみると米占領軍の中に二つの大きな流れがあったわけです。先ほど櫻本先生がおっしゃつたりベラルなグループ、つまり

日本実験派ですよ。アメリカン・デモクラシーの実践を、アメリカ国内でできない政策を日本の占領地でやってみようという



曾根 康夫 氏

頼めて真摯な気持ちで実施しようととしたグループです。その人たちが総司令部の要職につき、日本の民主化という政策を打ち出したラジカルな面があるわけですよ。農地解放もその一つだし、一連の集中力説除政策、教育制度の改革もその通りなんです。つまりはG.H.Qによる軍国主義・封建制度の撤廃といったことは別にもう一つのグループの動きが、米ソ対立の激化を背景にあらわれてきたのです。これは、むしろ反共・保守的な動きをとつたのです。したがって、占領政策は日本とアメリカがいろいろの政策面でぶつかり合つて民主化へ脱皮していくたと思います。

占領政策は、ある意味では非常に矛盾に満ちた要素を持っており、いま四〇年を振り返ってみて、よかつた面と悪かつた面があつたと思います。しかし、日本人にとって米軍に占領されたお陰で、今までできなかつた農地解放、男女平等と婦人参政権、教育制度、地方自治の樹立など教えきれないほどの恩恵を浴したと思います。いま

その反省の上に立たされ、行政や教育改革などが進められていました。日本の立場から見直すべきものは序章に見直す時期だと思いま

す。

伊東 長時間に貴重なお話を聞くことができまして心からお礼申

し上げます。

まとめ

昭和二〇年九月から二六年九月の対日講和条約締結までの七年間、甲府周辺にアイケルバーガー将軍麾下の第八軍第九七師団一七二三人が進駐したのを最初として、GHQ直屬の山梨軍政部が発足。米ソ対立を契機に極左・極右の反動分子に対する諜報活動を目的とする防諜部(CIC)の拡充などまぐるしい占領政策の歴史の一ページを飾って終止符を打った。

冒頭述べた通り、敗戦と同時に行政、経済対策などあらゆる分野の主導権を握っていた米軍の占領政策は、資料がないままに地方研究の中でも「空白の時代」を過ごしてきた。軍政部当時の膨大な資料の大半は、米政府から公開文書として日本政府に移管され、以来、ヴァーナーにつづまれていた占領下の行政、経済などの実態が明らかになつた。マイクロフィルムに収録され、国会図書館に収納

されている軍政部資料の中から山梨軍政部関係の資料を取り寄せ、特に必要と認める甲府市関係のレポートを抽出して翻訳、「甲府市史・近現代編」に掲載することにした。

これに開港して軍政部、CICなどと深く関わっておられた方々を招いての座談会は、全国でも類例のないユニークな内容であった。タブーとされた米軍の占領政策の核心に触れる時、通訳、翻訳などを担当していた方々の発言は、すべて耳新しく、新鮮な響きを感じた。

軍團の全体主義から転じて「個」の自由を歌うアメリカンデモクラシーが占領政策の第一のプログラムに組み込まれて電撃的な早さで施行され、それがまた見事に地方のすみずみまで残れなく行き届いていたのである。

GHQのタチの穀と同時に普天間免許の独創的な個人の実験派の志向による行政、教育、経済の改革が入り乱れて、地方独自の政策が進められていった事実など聞き残せない歴史のひとこまを知ることができた。

また、山梨軍政部やCICに配属された将校たちは、貧困と失意にあえぐ県民と接して、少しでも暮らししがよくなるように、熱情と誠意を持って恩くす姿が彷彿としてきて感動した。記憶をたどっての座談会という性格上、軍政部、CICなどの幹部の正式な姓名、年月日など正確さを欠ける部分があつて残念だが、今回の座談会を骨子にして占領下の甲府の行政、経済、教育などあらゆる分野の解明に役立てる生きた資料にしなければならない。

明治中期における甲府の学校沿革史

清 水 小 太 郎

明治五年八月二日、太政官から「学制」が発布され、翌日文部省

からそれが頒布された。甲府では同年一〇月、振徳館が若松町佑立寺に、善説館が横山町神明社に設置された。それについて同年一一月、飯田学校が飯田村新町（今の寿町）山田弘道宅に、明治六年四月、遼光寺学校が福門村遼光寺内法泉坊に、同年一〇月、本立館が元三日町横山良發宅（私達玉泉院）に設置された。

振徳館は明治七年二月、梁木学校として柳町に新設され、九年七月相生学校が独立して二分したが同じ梁木学区に属していた。善説館も同じ月日に善美学校（善美・富士川小学校の前身）として工町に新設され、いずれも藤村式建築であった。本立館（新潟縣小学校の前身）は七年一月、古府中昌水の要法寺を増築してこれに移り、一五年に現在地に新築移転して府中学校と称した。飯田学校（六切小学校の前身）はその後、正宝院・光雲寺と移り、七年に新築移転して飯沼学校と称した。遼光寺学校（湯田小学校の前身）は千松院本堂に移り、一一年に新築移転して福門学校と称した。

二校で、学区取締は河野義高であった。

明治一二年九月「学制」が廃止されて「教育令」が施行され、この年九月二二日、善美・梁木・相生三校が併合して甲府学校と称し、本校を改めにいた。

「学制」の小学校則では下等小学八級から一級まで四か年、上等小学八級から一級まで四か年であったが、明治一四年の教則で、初等科三か年（六級と一級）、中等科三か年（六級と一級）、高等科二か年（四級と一級）となつた。明治一七年の統計によると、下の三分の一は六か年課程で、八か年課程の学校は三分の一弱で、三か年課程の小規模学校もあつた。

このとき小学校甲府学校の職員は次のようであつた。

第一校長（註：訛は、さとす、いましめの意）

甲府地域は第四三番中学校第一組合小学に屬し、梁木・善美・相生・里塙・高橋・今井・小瀬・福門・貫川・飯沼・古府・川田の一

一 小学甲府学校について

全	訓導	本県	小倉 繩行	企	平井 子穂
全	校長	本県	横田 延太	政 教員	本県
全	平民	平民	古屋 小十郎	企	田中 安吉
全	本県	波多 遼雄	授業生	本県	山形県
全	詫問秋次郎	詫問秋次郎	詫問秋次郎	士族	中村安太郎

授業生

本県
平民

糸賀喜太郎

全

青山与三郎

全

全

郷 武次郎

全

岩田 龍松

全

全

深沢 寧功

全

小川熊太郎

全

全

三宅藤兵衛

全

三谷 延夫

第二校園

本県
平民

堀植 軍次

全

士京都族

訓導

本県
平民

小野小三郎

全

郡司 錦菊

教員

本県
士族

坂木 登

全

七族

授業生

本県
上族

飯河 盛行

全

平民

第二校園

本県
平民

三井 勇

全

小島和一郎

全

本県
平民

深沢多次郎

全

東京民

教員

本県
士族

梶太 錦

全

小尾鶴太郎

事務係

本県
平民

佐野 良方

全

深沢 孝

事務係

本県
平民

伊平 太郎

全

奥田 なみ

学制以来算字検定とうらはるに嚴格な試験による選拔制度が行われた。その問題作成も試験の実施も、行政官職や師範学校教員の監督下で実施され、その成績は教員の評議会にまでかかわり、教師はつねに試験を意識した詰め込み教授にならざるを得なかつた。定期小試は毎月本に行い、その優劣によつて座席を遷遞した。定期大試は毎学期末に行い、その及第者には一段昇進の卒業証書を授与し、高等科一级及び第者は小学全科卒業の証書を授与した。

さらに明治二六年八月には「獎勵試験法」を制定した。これは「各小学校後ノ生徒ヲ選抜シ毎年合字区会同試験シテ其ノ優劣ヲ判定スルモノトス」とするもので、初等科一级より中等科五級までは五人に一人、中等科四級より一段までは四人に一人、高等科は全員であった。そして一等賞には知事より金色賞牌、成績優秀者には褒状が授与された。明治一五年の小学甲府学校の試験は次のようであつた。

二月廿九日、小学全科卒業試験ヲ執行ス、臨視セラルモノノ学務課七等属白石修太郎、同御用掛田原綱記、本部書記小林道之助、甲府は西山翠都(に屬す)ノ三氏ニシテ卒業生ノ姓名ハ別表ノ如シ。

六月廿六日ヨリ廿九日マテ四日間前期試験ヲ執行シ段級セシ生徒ノ員数ハ別表ノ如シ、臨視官ハ学務課十等属猪土登、同御用掛高田精、本部書記河野英高及ビ試験委員馬場空原、若田義英ノ五氏ナリ。

七月廿四日、安場元老院議官学校ヲ巡視セラル、隨行スルモノ本県二等属北川盛發及木郡長八代駒雄ノ兩氏ナリ。

十一月廿一日ヨリ廿六日マテ六日間後期試験ヲ執行ス、臨視官ハ

學務課ヨリ六等属赤星朝鏡、同連藤宗義ノ内氏、微典館ヨリハ中川
享、太田勉、幸田彌次郎、内田吉五郎、中村龍明、鈴木済平ノ六
氏、本部長八代綱雄、同部書記河野美高及ヒ試験委員馬場亨原、守

明治十五年前期試験及第人員表

学級	別	初等科	中等科	高等科	男		
					女	計	男
一級	男	四〇三	二九一	一〇二	一〇六	一〇九	一〇六
二級	女	四四一	七一六	二七一	八七	八七	八七
三級	計	三九四	六三三	一九四	九四二	九四二	九四二
四級	男	三七一	一〇八	一〇七	一八七	一八七	一八七
五級	女	二九一	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七
六級	計	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六
合計	男	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三
四七五	女	二九二	二九二	二九二	二九二	二九二	二九二
三二一	計	五二二	五二二	五二二	五二二	五二二	五二二
七九六	男	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六
合計	女	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六
九六	計	五二二	五二二	五二二	五二二	五二二	五二二
九八	男	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇
一九四	女	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六
七九七	計	六九〇	六九〇	六九〇	六九〇	六九〇	六九〇
七	男	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
一	女	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
八	計	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇

明治十五年後期試験及第人員表

学級	別	初等科	中等科	高等科	男		
					女	計	男
一級	男	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
二級	女	四四一	七一六	一九四	一九四	一九四	一九四
三級	計	三九四	六三三	一九四	一九四	一九四	一九四
四級	男	三七一	一〇八	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
五級	女	二九一	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七
六級	計	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六
合計	男	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三	二九三
四七五	女	二九二	二九二	二九二	二九二	二九二	二九二
三二一	計	五二二	五二二	五二二	五二二	五二二	五二二
七九六	男	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六
合計	女	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六
九六	計	五二二	五二二	五二二	五二二	五二二	五二二
九八	男	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇
一九四	女	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六
七九七	計	六九〇	六九〇	六九〇	六九〇	六九〇	六九〇
七	男	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
一	女	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
八	計	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇

尾道ノ西氏ナリ、其ノ昇級生徒ノ員数ハ別表ノ如シ。
明治十六年三月二十日午後江木文部省書記官旅寓、飯沼村河野
宅ニ於テ本校訓導以上並ニ学務委員ヲ召集セラレ道徳教育ヲ振起セ
サルベカラザル所以ト併セテ職員ノ服装スヘキ件々ソ論セラレ
タルヲ以テ斯ニ之ヲ記ス。

六月十四日ヨリ同廿一日マテ都合七日間、前期大試験ヲ執行ス、
候定ノタメ出張セラルムモノ学務委員富田精、郡書記河野美高、試
験委員馬場亨原ノニ氏ト極太政ナリ、其ノ成績表ハ別表ニアリ(別
表略)

十月十九日、太政官御用掛草野宣蔵、奨励試験ヲ來視ス。

十一月十九日、廿日ノ兩日ヲ以テ西山梨郡第一回奨励試験行ハル、
我ガ第一校ヲ以テ該試験場ニ充ラル、受験生員ハ二百廿有余名ニシ
テ巡官ハ内田書記官、学務委員赤星朝鏡、微典館ヨリハ中川亨原、
崎、林等外出仕、富田調用掛、郡長八代綱雄、郡書記河野美高、微
典館教員中澤謙ノ九氏ナリ、而シテ本郡該掛員ハ極太政申付ラル、
本校生徒ノ貪欲ヲ得タル數ハ貪欲ノ件次ニ記シタルカ如ク四十八名
ノ多キニ至ルハ喚ニ面ノ至リナリ、実ニ此ノ試験タルヤ教員及生
徒ノ勤勉力ヲ喚起セラルム哉、浅々ニアラサルツ合スルナリ……
「男三人各一等賞並ニ金色賞牌ヲ授受シ、女一人賞ヲ交付セラル、
蓋シ一等賞並ニ金色賞牌ヲ得タル者ハ本校生ニ限レルハ真ニ面目
ノ事リナリ」

十二月十一日ヨリ廿二日マテ都合十一日間後期大試験ヲ執行ス、
其ノ間、小書記官内田貴、学務課員赤星朝鏡、微典館ヨリハ中川
亨原、河野美高、同部書記、試験委員恒岡創、極太政検定ヲ下セリ、其ノ成

識別表ニ載ス(別表略)

(付) 小学校賞牌授与条例

第一条 賞牌ハ獎励試験ニ於テ小学校科最優等ノ者ニ之ヲ授与ス

第二条 賞牌ハ該校ニ於テ長官(或は次官)ヨリ之ヲ授与ス、此ノ

場合ニ於テハ學務省起徒其ノ生徒ヲ選へ長官ノ机前ニ正立敬礼セ

シム、此ノトキ長官其ノ生徒ノ姓名ヲ呼ヒ賞状ヲ説ミ賞牌ヲ授ク

第三条 賞牌ヲ受ルハ学童ノ最優等トスル所ナリ、故ニ其ノ賞状ト

共ニ終身之ヲ藏存ヘシ

第四条 賞牌ハ平常優ニ勤フルセノニアラス、凡チ祝日、祭日、試

撤(月次試験ヲ除ク)開校式、紀年式等ノ節之ヲ衣衿ニ佩フルモ

ノトス

第五条 賞牌ヲ佩フル生徒ハ校ノ儀式ニ閑スル第ニ於テハ教員ニ頼

ク特別ノ席ニ着クヘシ

第六条 賞牌ノ榮誉ハ其ノ受領スル者ニ限り、其他ニアリテハ効ナ

キモノトス

明治十八年二月、西山梨郡第一学区の卒業試験が行われたが、そ

の受験生は次のようであった。

小学甲府学校 校長 横田政

学務委員 佐野良方、齋藤敬

三 甲府市尋常小学校の設置について

	初等科	中等科	高等科	計
男一級	四二	一〇	四	五六
女一級	三〇	二	二	三二
合計	七二	二二	六	一百零四

種門学校	初等科男	八	女二	中等科男一	女三
船沼学校	中等科男一	二	女ナシ	中等科男一	女ナシ

明治十九年四月、文部大臣森有礼は小学校令・中学校令等諸学校令を公布した。この小学校令は小学校の種類を尋常小学校・高等小学校の二種とし、修業年限はともに四年か年、計八年とした。明治二十一年一月一日、山梨県は小学校令にもとづいて「小学校設置区域及び位置」を指定した。甲府地域の尋常小学校・高等小学校の設

初等科 男八 女三 中等科 男一 女ナシ
小学校中学校 初等科男二三 女一二 中等科男四 女ナシ

相用学校 初等科男四 女一 中等科男二 女ナシ

里塙学校 初等科男一三 女ナシ 中等科男五 女ナシ

川田学校 初等科男八 女ナシ 中等科男五 女ナシ

小瀬学校 初等科男一二 女ナシ 中等科男一 女ナシ

高橋学校 初等科男七 女ナシ 中等科男一 女ナシ

城南学校 初等科男四 女三 中等科男四 女ナシ

宮原学校 初等科男七 女六 中等科男四 女ナシ

猪那学校 初等科男六 女六 中等科男四 女ナシ

区域及び位置は別表のようである。

高等小学校は、この小学校区域を含む西山梨郡高等小学校が甲府市におかれ。その西山梨郡高等小学校規則並職員免務規則及生徒寄宿会規則の認可事中が、明治二年三月二七日、西山梨郡長八代駒雄から山梨県知事山崎龍胤に提出され、四月四日認可されてい

るが、紙面の都合で省略する。

二二年六月二二日、市制町村制実施にともない「山梨県小学校設置区域及び位置」の改正が行われ、同年七月一日市制を施行した甲府市は、甲府尋常小学校（相生第一教場、相生第二教場）と府中・飯沼・箱門分校合併して、甲府尋常小学校となることになった。このことについて関係町村は次のような猶予願を出している。

小学校合併実施猶予願

元甲府錦町外三十六ヶ町

（別表）

山梨県小学校設置区域	設置位置	分校位置
甲府總町	甲府（相生第一教場）	新相生町
上府中組	福門村	飯沼村・塙部村
箱門村	箱門村	相川村
住吉村・山城村・朝井村	山城村・小瀬組	相川村
清田村・國里村	清田村	千代田（伊那組）
里見村・甲連村	里見村	川内（平瀬組）
相川村	相川村	竹日向組
大宮村・千葉村・千代田村	大宮村	元甲府上府中組長
能泉村	能泉村	元甲府上府中組長

本年県令第四拾九号ヲ以テ尋常小学校区域及位置改正相成候ニ就テハ拙者其旧管轄内ノ小学校ハ相生町ヲ本校トシ他ヲ分教場トナシ、大々変更ノ方法相立可申ノ処、從米谷町村ノ経費ヲ異ニ致シ居候義ニ付、此ノ際授業料徵收法又ハ教場ノ整理方等悉ク一變セサルヲ得ザル誠ニ有之、然ルニ當市役所ノ開局期ニ教字近キニ有之、此ノ際ニ当り以上変更ノ方法等拙者共ニ於テ協議ヲ尽シ、又ハ旧町村会議員ニ諮詢致候候余日無之、加フルニ新選市長員ノ見込ニ依テハ亦麥麥ヲ來スノ變ニ可有之思惟セラレ候間當分ノ内從前ノ通り執行致シ、改正方等ノ職ハ市役所開局後実施相成候様致慶、最モ其ノ間ノ経費ハ支払ノ残余ヲ以テ換算置キ毫モ差回無之様取計可申候謂御許容被成度此段願上候也

明治廿二年七月廿一日

山梨県知事 中島鶴巣

こうしてしばらく延期準備して、二三年一月一五日から新しい甲府市尋常小学校が発足することになった。

本市尋常小学校及各教場名稱位置取扱届客年梨県令四十九号ニ基キ、更ニ甲府市尋常小学校ヲ設置シ本月十五日ヨリ致実施候ニ付テハ、市内元町内外設置セル從前ノ各尋常小学校ハ同日限り相處シ、其校舎ハ本市尋常小学校ノ教場ト為シ、其ノ名稱位置共左ノ通

元甲府上府中組長 戸長 内田 吉邦
元甲府上府中組長 戸長 深沢 勝
元甲府飯沼村 戸長 正木 重寅
元箱門村 戸長 岡井寿太郎

リ相定候而此段御届候也

明治廿三年一月十日

甲府市長 若尾洋平

山梨県知事 中島鶴龍

甲府市長 若尾洋平

一、名称 甲府市尋常小学校
一、教場 相生教場 甲府市相生町
猿美教場 甲府市工町
上府中教場 甲府市上府中新宿町

坂沼教場 甲府市坂沼村之内新町組

福門教場 甲府市福門村之内遠光寺組

この届書とともに次の何書を提出している。

本市尋常小学校設置ノ義ニ付

客年県令第四九号ヲ以テ尋常小学校設置区域位置等御改正相成候ニ付

本巣尋常小学校ハ市内相生町ニ設置セサルヲ得サル義處、本市

元甲府尋常小学校校舎ハ從前全市工町及ヒ相生町ノ火ヶ所ニ設置シ、其ノ工町ニアル校舎ヲ第一教場トシ、相生町ニアル校舎ヲ第二

教場トシ男女牛生ヲ別シテ授業致來候ニ付、今本市尋常小学校ヲ

相生町ニ設置スルモノトセハ前述第一教場ニ使用致未許可ヲ以テ

該校舍ニ充タルノ外且下他ニ仮用スヘキ意図無之、然ルニ第

一教場ノ如キハ開ヨリ疾惡ノ建物ニシテ現在ノ生徒ベラ之ヲ容ルルニ余裕ナク常ニ狹隘ニ苦シム如キ状況ナルカ故ニ今此ノ教場ヲシテ

本市尋常小学校ト為スカ如キ場合ニ於テハ葱チ該教場ニ不足ヲ告ケ

実際授業上危又ヲ生シ候ニ付、此段改正ニ際シテハ工町第一教場ヲ

以テ本校ト為シ校務取扱候テモ不苦候哉、毛急何分ノ御指揮被成下

度此段何誤也

一、教場 相生教場 甲府市相生町

猿美教場 甲府市工町

上府中教場 甲府市上府中新宿町

坂沼教場 甲府市坂沼村之内新町組

福門教場 甲府市福門村之内遠光寺組

母尋常小学校となつた。

小学校分離御届

元貢川尋常小学校

一、貢川尋常小学校

元貢川尋常小学校

一、因母尋常小学校

元貢川第一簡易小学校

一、貢川簡易小学校

元貢川第二簡易小学校

一、因母簡易小学校

当部内小学校之義本年県令第四九号ヲ以テ小学校区域御改正相成候ニ付、元貢川尋常小学校前記之通り分離相成(國令第三八号ニヨリ及御届候也)

明治廿二年七月五日

右 島田啓三

また尋常小学校の授業料については次のように定められた。

甲府市尋常小学校生徒授業料ノ義、本年農令第四十七号ニ依リ別紙
ノ通相定メ候間此段及御報告候也

明治廿三年八月二十六日

甲府市长 高木忠雄

四 甲府尋常小学校設置について

山梨県知事 中島鶴胤
甲府市尋常小学校授業料定額并徵収法
第一条 標準料ハ一ヶ月金參拾錢以下拾錢以上トシ、尚ル其ノ範囲
内ニ於テ左ノ区分ヲ設ク

一ヶ月金參拾錢 一ヶ月金貳拾五錢
一ヶ月金貳拾錢

一ヶ月金拾五錢

一ヶ月金拾錢

第二条 生徒ノ父母後見人ハ前条授業料金額中ニ就キ自家ノ資力ニ
応シ其ノ納メント欲スル額ヲ選定シ学校ニ申出テ承認ヲ受クヘシ
第三条 一家二名以上入学スルモノニシテ先キニ入学シタル一名ノ
授業料拾錢ナルトキハ後ニ入学スル一名若クハ數名ノ授業料ハ五
錢以上拾錢以下父母後見人ニ於テ相当ノ額ヲ定メ学校ニ申出テ承
認ヲ受クヘシ

第四条 授業料ハ毎月一日ヨリ十日マテノ間ニ於テ生徒ノ父母後見
人ヨリ其ノ月分ノ金額ヲ納ムヘシ。但シ納期後入学スルモノハ入
学許可ヲ受ケタルトキ之ヲ納ムヘシ
第五条 生徒疾病其ノ他ニムツ得サル事故ニ依リ一ヶ月間一日モ出
席セサルトキハ、其ノ月分ノ授業料ヲ免除ス、但シ学校ノ許可ゾ
得ムシテ欠席シタルモノハ此限ニアラス
第六条 認定ノ授業料ハ頃後變ニ更史スルヲ得サルモノトス、若
シ己ムヲ得サル事情ニ依リ變更セント欲スルトキハ其ノ理由ヲ學

校ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

今般県令第三四号ヲ以テ明治二十年県令第四号小学校設置区域及位
置第一条规定中等小学校設置案内御改止相成、從来西山梨郡ト甲
府市ト聯合シテ一高等小学校ヲ設置シタルヲ改メ甲府市獨立シテ一
校ヲ設置スヘキ事ニ相成候凡、從来ノ市立尋常小学校ノ外別ニ独立
ノ校舎ヲ建設シテ授業ヲ施行スル事甚ダ容易ニ非サルヲ以テ差向キ
尋常小学校台内ニ於テ適宜教室ヲ設ケ此ニ於テ教授可致見込ニ有
之、然ルニ同一ノ校舎内ニ二體ノ学校ヲ設置シ高等尋常各獨立ノ資
格ヲ保タシムルトキハ管理上甚ダ不便ナルノミナラズ経済上ニ於テ
モ亦不利益タルヲ逸レス、例へば書籍及器具機械其ノ他消耗品ノ如
キ、又學校ニ使用スル便丁給料ノ如キ交互通商シテ之ヲ用ニルニ非
サレハ共ニ便益ヲ享タル事能ハス、若シ強テ之レカ區別ヲ立ントス
ルモ是レ唯々表面ヲ假裝スル為ム徒ニ無益ノ煩雜ヲ増スノミ、其ノ
實際ニ致テハ到底混同ヲ免レス、故ニ寧ロ之ヲ合併シテ一小学校ト
為シ其ノ内ニ於テ高等尋常ノ両科ヲ設ケ管轄候様致度、然ルトキハ
事務簡便ニシテ管理経済共ニ其ノ便益不少候間右得御認可度、而
シテ学校ノ名稱ハ埠ニ市立甲府小学校ト称スヘキカ又ハ甲府高等尋
常小学校ト称スヘキカ併セテ御指定ヲ蒙リ要此段上中該也

明治二十四年二月二十四日

甲府市長 高木忠雄

この上中に対し是は認可したので甲府市は次のような報告をして
いる。

甲府高等小学校ト甲府尋常小学校ト併設ノ件既ニ御認可ヲ得且、
其ノ校名御指示相成候事ニ付テハ米ル四月一日ヨリ実施シ、從来ノ

尋常小学校ヲ改メ甲府高等小学校ト相称シ候旨此段及御擧呈候也

明治廿四年二月三十日

甲府市長 高木忠雄

山梨県知事 中島鶴風殿

開校ノ義報告

客月禁令第三十号ヲ以テ廿年一月禁令第四号小学校設置区域及教
區第一條別表中高等小学校位置及区域御變更相成候ニ付、本都高等
小学校之義一昨三十日ヲ以テ閉校致シ候間此段及御報告候也

明治廿四年四月一日

西山梨郡長 八代駒雄

山梨県知事 中島鶴風殿

西山梨郡高等小学校が廃校となつたので、その学校財産を処分す
ることになった。次の学校財産処分決議書は、西山梨郡高等小学校

の状況並びに甲府市小学校の高等科へ通学する市外の状況がよくわ
かるので参考のため掲げておく。

高等小学校財産処分決議書

明治二十四年度以降甲府市ニ独立ノ高等小学校ヲ設置シ本部各村ノ
児童ハ市ノ高等小学校へ入学スルモノトシ西山梨郡高等小学校ヲ同
年限リ廢止スルニシテヘ、明治二十三年度本都高等小学校經費收

支精算額額ニ十二年度ノ剩余金ト併セテ西山梨郡聯合村へ配分ス
ヘン、其ノ額分ヘ明治二十一年度聯合町村費賦課法第一項ノ標準及第
二項ノ標準ニ據エテ元甲府錦町外二六ヶ町ノ収納ヲ
蒙ヘサル町村ハ相殺ノ法ヲ以テ残余ノ分ヲ配分スルモノトシ、若シ
其ノ相殺ノ結果不足フ生スルモノハ該町村ヨリ不足ノ分ヲ徵取スヘ
シ

明治二十二年度西山梨郡聯合町村費賦課法、地方稅賦課法ニ依ヒ九
月一日ノ現戸数ヲ標準トシ、本校へ通学遠近ノ便否ヲ測リ左ノ等級
及乗率ヲ定ム

一等 所在地 元甲府錦町外二六ヶ町

二等 一里以内 元甲府上府中郷町、元福門村

元飯沼村、元坂部村、里原村

三等 一里以内 佐古村

元牛塚村、大宮村、甲連村

南田村、国里村、山城村

四等 三里以内 千代田村

五等 四里以内 能東村

愛額 六四八円三九錢六厘

戸数 八二〇戸

元甲府錦町外二六ヶ町 三二八円六四銭 (三二六九戸)

元甲府錦門村 四四円一銭 (五七七戸)

元甲府飯沼村 二九円三五錢六厘 (三八四戸)

里原村 三一円二六錢七厘 (四〇九戸)

元柳原村	三円二錢二厘（四二戸）
住吉村	一五円七錢八厘（二〇六戸）
相川村	三六円一〇錢（五〇〇戸）
元千坂村	八円七錢四厘（一二二戸）
大宮村	九円三錢四厘（一二九戸）
国里村	六円六四錢三厘（九二戸）
清田村	一四円三六錢八厘（一九九戸）
能泉村	一五円一六錢二厘（二一〇戸）
山村村	一八円一九錢五厘（二五二戸）
甲延村	六円七一錢五厘（九二戸）
朝井村	一円〇八錢五厘（七四戸）
千代田村	三円三一錢三厘（七八戸）

五 脳易小学の設置について

明治一七年をビータとする松方デフンと称する末吉の経済不況によつて農村の窮乏は甚だしく、とくに本原は連年の水害によつて

学校をかえりみるいともない状態となつて就学率も著しく低下した。そこで文部省は小学校の年数を短縮し、学科を簡易にして二部授業や夜間授業を認めたり、簡易小学を設けてなんとかして普通教育を維持しようとした。明治一九年四月公布の小学校令のなかに土地の状況により小学簡易科を設けて尋常小学校に代用することができる条項が設けた。そして一九年五月二十五日、文部省訓令第一号によつて「小学簡易科ハ左ノ要項ニ依リ土地ノ情況ヲ考ヘ其ノ教則ヲ定ムヘシ」として小学校簡易科要項を示した。山梨県はそれをうけて一九年三月、「山梨県小学簡易科教則」を定めた。それによると

修業年限二か年以内、学科は読書・作文・古字・算術の四科といふ。授業時間は一日二時間以上三時間以内とした。そして県令第四号をもつて小学簡易科の設置を良中させていた。明治二年には、その設置申請が急増して、県下で四四校に及んだ。この簡易小学は山間僻地のみでなく、城沢、市川大門、谷村や甲府近村にも設置された。

小学簡易科設置認可願

西山県郡甲府細門村

当村内学齡児童中不就学者不妙ニ付之シノ督促シ就学セシメントスルモ如何セん貧民ノ子弟夥多ニシテ何分尋常小学校へ入学スル能ハス、因テ今般小学校令第十五条ニ基キ小学簡易科校ヲ村内ヘニヶ所設置シ、学齡児童普ク就学相成様致度別紙取調書相添ヘ此段御願仕候御認可相成度候也

明治廿一年五月

右村戸長 田辺通弘

山梨県知事 山崎義胤殿

名称 細門小学簡易科学校

甲、遠光組

乙、東青沼組

このように細門村では、遠光組と東青沼組の二か所に細門小学簡易科学校の設置を申請しているが、貢川村・農庄村でも次のように申中している。

上申書

中巨摩郡貢川村

右ハ当学区所轄村内農事専務之部落ニ候外、借地小作者或ハ屋ヲ以定ムヘシ」として小学校簡易科要項を示した。山梨県はそれをうけ

て一九年三月、「山梨県小学簡易科教則」を定めた。それによると

チ糊口ヲ為ス者多々、末タ義賀ニ掲テ産ヲ與スモノ稀薄ニ有之、就學余裕アル者十分ノ六七ニ過キス、故之小学校令ニ基キ貧困ニシテ未就學者ノ為簡易科ヲ要シ度且其ノ地勢細長ニシテ就學者不便ノ處

有之ニ付、簡易小学校式ヶ所設置度候間御認可被成下度此段上中住候也

明治廿一年三月九日

右村戸長 島田啓三

山梨縣知事 山崎直龍殿

貞川村 貞川第一簡易小學校 貞川尋常小學校内

西山梨郡里坂村甲連村戸長

西山梨郡里坂村甲連村戸長

西山梨郡里坂村甲連村戸長

一、校舍位置 里坂村之内坂頭組ニ有ケ所

一、名称 里坂簡易小學校

一、校舍坪数 四拾八坪 但此屋尋常小學校被假用

一、就學兒童數 百武人 内男四拾六人

一、校舍位置 甲連村之内坂頭組ニ有ケ所

一、校舍坪数 拾八坪 但川田分校教學室被假用

一、名称 甲連簡易小學校

一、就學兒童數 六拾三人 内女三拾七人

教員之數ハ分校共尋常小學校教員兼務

授業時間八年午後三時ヨリ五時マデ二時間

右ハ當尋常小學校学区内之如キハ貧弱者不勝有之モ尋常小學校へ就學セシムル事不能、學令舊旨ニ沿セサルモノノ如ク誠ニ遺憾半極

ニ付、今般當部内へ簡易小學校ヲ設置シ、右兒童ニ普ク教育ヲ授ケ度候間御認可被成下度此段具申住候也

明治二十一年五月

西山梨郡里坂村甲連村戸長

渡辺奥右衛門

この簡易小學校設置願は賀沼村や相川村戸長よりも提出されてい
る。甲府上府中継町戸長よりの認可申請は、就學兒童數三百拾七人
に対し教場一八坪では不可であるとして、六拾坪以上に修正せよと
却下されている。この簡易小學は三年をピークとして減少し、一
五年四月、第二次小學校令によつて廃止されるのである。こうした簡
易小學校が設立された反面、画一的な公教育に不満な豪農商名輩の
人々が甲府のみでなく郡内にも盛んに私學を開設したのが、明治二
〇年代であるが、このことはここでは省略しておくる。

このようにして明治中期は教育制度がめまぐるしく変わった。一九年の小學校令は二三年に改正され、二三年にはまた改正（第三次小
學令）されて、四〇年の小學校令改正によつて義務教育年限を六年
に延長し、尋常小學校六年か年、高等小學校二年または三年とな
り、これが定着して大正・昭和とつづき終戦まで変らなかつたので
ある。

（山梨郷土研究会会員（一）投票）

甲斐府中概観

——飯沼論文批評——

はじめに

武田信玄に関する研究・論文・伝記・著書は枚挙にいとまないほどみられるが、彼の根拠地であった甲斐府中についての総括的な研究が（その歴史的変遷をもくめて）これまでなされていないのは・郷土史研究者の怠慢であつた。だから「戦国期の都市『甲府』」（本誌第二号所収）と題する飯沼賢司氏の論文は、待望ひきしいもの・もっと早く書かれるべきものとさえいえるであろう。同論文は学界における最近の封建都市に関する新しい研究成果をさかんにとりいながら、豊富な史料を駆使して戦国期「甲府」＝甲斐府中の都市像を・その独自性において・歴史地理学的方法をもって総合的に追求解明しようとした野心的な力作である。飯沼氏のこの方法の背後には、甲斐府中關係の史料が今日まだ充分に生かされていないという問題意識がある。かくて古文書調査からえられた研究に依拠しつつ、歴史地理学的方法をもって描き出された戦国期の「甲府」像はきわめて詳細である。甲斐府中の研究はこれによってつよく刺繍され、新研究段階の示されることが期待されるわけである。

なかざわ・しんきち

その意味において本論文は今後の甲斐府中研究に大きな指針となるもので、研究者の大いに検討・利用すべき開拓作ということになる。

私は『甲府の歴史と文化』（甲斐府市文化財調査審議委員会編）で中世編を担当しながら・関係史資料の収集も不充分なまま臨面もなく執筆したうしろめたさもあり、とくに関心をもって一読し、大いに感銘と教示をうけた。そして氏の斬新な問題意識をもってした意欲的な研究態度に感嘆したものであるが、氏の提起された諸論点にたいしてなお考証のみなればならぬもの・問い合わせなければならぬものが残されているようにおもわれた。そこには、これから甲斐府中研究にとって混乱をもたらすのではないかという危惧の念をいたかせるような主張や解釈が若干ふくまれていたのである。それでそうした問題点についての私見をまとめてみようとしたが、どうも手際よく思うように書くことができない。止むなく私自身の甲斐府中の歴史的都市像を構成する過程で、氏との見解のずれやちがいを確かめながら、修正すべき点を見出していくという方法をとつてみるとこととした。とにかく甲斐府中の研究において文献的にも考古

学的にも決め手となる史料を欠く現在、いわゆるオーバードラクスな立場からの叙述である。或は貴重な労作にたいして失言があったり、また内容についての誤説・誤解から一方的な廻路に終るような論旨もあるうかとおそれるものだが、——その点は非才・不学のいたすところ、筆者・読者からのきびしいご叱正をお願いする次第である。

—

甲斐の統一をめざす武田信虎は、その政治的・軍事的中心を建設するため、武田信光いらい武田氏の本拠地として伝統性のつよい石和の地を引きはらい、——甲府盆地の北端＝御賀ガ崎の丘陵上に、その居館の移転をおこなう。そこは南方に武田氏の氏寺一蓮寺の存在する小丘の一条郷小山（甲府城址）に近く、いわば先祖ゆかりの地でもあった。

永正十六（一五二九）年まで信虎は八月から新しい環濠構造の武田城である武田館の築造にかかり、これを年末には完成させる。翌一七（一〇）年には武田館の背後に当る積翠寺丸山に、敷張にせなえて要害城（詰めの城）を築いた。要害城は平时には小数の在番兵が山上の城と山下の櫓小屋（假兵舍、字名として今も残る）に住つて警備に任じ、飯沼氏が指揮されたようだ。——翌四（一四四八）年六月小十六日、一条小山御普請初め——『高白齋記』同年条の八六月小十六日、一条小山御普請初めとある記事にみるかぎり、それは一蓮寺外郭の補修工事であつたらしい。尤もそれは氏が築城と錯覚されるほどの軍事的意味合いをもつた工事であつたらしく、——愛宕山つづきの丘陵地といふその地形・地理的条件を生かし、軍事的機能をも取るといど果しうるような装備（土壁とか櫓など主として防禦的なもの）を施すなどの特別な記述がはらわれたらしい。しかし管見のかぎり、小山築城を証する文書・記録の存在は知られていない。もし氏が先の記事から築城を推定されたものとすれば、明らかにそれは拡大解釈といえるであろう。中世における「普請」は、周知のとおり「土木工事」をさす用語である。そして飯沼氏もすでにご存知のとおり、「築城には△構張り△」といつて全体の設計が必要であり、普請で曲輪・土塁・

・志意の罪役）の賦課を禁じた記事がある。これらの村々はいずれも武田館・要害城の周辺部に在り、おそらく要害城在番の兵士が徵発された地域であろう。それで在番役の代償として人夫役などの勞役が免除されたものとおもう。飯沼氏はこの記事を引用されるに当つてその註で△駒井ノ郷は蘿葉市駒井に比定されるのが一般であるが、他の郷との関係から見ると駒井氏が城代を勤める要害城のある積翠寺の一部を「駒井ノ郷」と呼んだ可能性が高いとされ、これを△駒井氏の郷の意で現甲府市上・下積翠寺町の一部分△に当てておられるのは單見である。)

つづいて大水三（一五二三）年には武田館防備の補強施設として狼煙台兼備の湯ノ島ノ山城（湯村山城）が、その西南方の湯村山に構えられた。さらには飯沼氏によれば、翌四（一四四八）年六月小山の山顶にあつた一蓮寺の地にかなりの規模の城△を造つたとされるが、——『高白齋記』同年条の八六月小十六日、一条小山御普請初めとある記事にみるかぎり、それは一蓮寺外郭の補修工事であつたらしい。尤もそれは氏が築城と錯覚されるほどの軍事的意味合いをもつた工事であつたらしく、——愛宕山つづきの丘陵地といふその地形・地理的条件を生かし、軍事的機能をも取るといど果しうるような装備（土壁とか櫓など主として防禦的なもの）を施すなどの特別な記述がはらわれたらしい。しかし管見のかぎり、小山築城を証する文書・記録の存在は知られていない。もし氏が先の記事から築城を推定されたものとすれば、明らかにそれは拡大解釈といえるであろう。中世における△普請△は、周知のとおり△土木工事△をさす用語である。そして飯沼氏もすでにご存知のとおり、「築城には△構張り△」といつて全体の設計が必要であり、普請で曲輪・土塁・

（時代は既るが『高白齋記』天文二二八（一五五三）年条に、小松・和田・塙原・岩窟・駒井ノ郷にたいする人足・押立公事△臨時

堀・櫓台・通路・土橋など基礎の造築をすすめ、それと並行して「作事」といわれた建築工事で守屋・櫓・倉庫・門・櫻・橋・堀などの建造がおこなわれるのが例であつたらし。戦国期の築城の基本は普請であり、とくに堀と土塁に頗る特徴がみられる。だからといって『萬葉集』に單に「音誦」とだけあるのをもつて、ただちに樂城と解することは強引にすぎるであろう。私は普請を単純に土木工事として受け取り、土塁・堀などの築造を想定したまでもある。

この工事にさいして信虎は本堂を手狭な從来地（『星敷地』）（一条忠頼居館跡地）からより開けた寺地としての条件にもめぐまれている小山原（甲府城本丸の地）の方へ移転改築することにし、同六（二六）年には挙げ式をおこなつて・氏守としての面目威容の一新をはかっている。（飯沼氏は一条小山の山頂に在つた一庵寺が小山原に移り、その跡に城が建てられたと書かれ、一庵寺を現在の甲府城本丸の地に比定され、小山原の位置は不明のまま伏せておられる。私は一蓮寺附創の歴史的観点からして、……当初の本堂が小山に所在したことと前提としながらも・その位置は特定できないまま不明とし、本堂が移築された場所・小山原を現在の本丸地域とかんがえるのである。）

かかる大名居館を中心とする軍事施設のきわまるところ、領国の政治経済力を結集・編成して一円支配を進成する基盤としての大名集落の建設が緊急・肝要な課題となる。中世における城下町の起源は領主の邸宅にあるといわれるが、信虎も要害城築造の永正一七（一五二〇）年・武田館の南方半地に領内大名武田氏の首領・領國統治の根幹をなす政治的軍事集落にふさわしい市街地域の建設をす

すめることになる。甲斐府中の創設である。

二

信虎は現在の甲府駅を中心とする国鉄中央線以北の地域をトシ、南北に四条の大路を開き、東西に数条の小路を通じて市街地を創設し、一族・国人らを館下に招いて在地領主の府中集住（兵農分離を兼ねた）。いうまでもなく戦國大名はその兵力としての直属家臣（家下（旗木））を持つていたが、大名側からすればその権力の基礎となるにはこれら直属の家臣だけでは足りなかつた。どうしても国人・上豪といった在地の領主層を軍事力として掌握・隸属する必要があつた。そこで出されたのが、右の八域下葉山令である。その現実的な対象とされたのは、一族・国人など特定の家臣・それもごく一部の家臣にかぎられ、けつして家臣一般ではなかつた。当時の社会経済的な発展段階が、全武家層の城下集住を規制したのである。

府中集住を強制された一族・国人も、みな本宅は在地の農村にあつた。これら在番制のもとに武田館に出仕することを求められた家臣たちの居座敷（別邸）の配列状況や位置を今において具体的に想定することはほとんど不可能に近いが、――『甲斐國志』は「古跡部第八」（愛形跡の項）で「里人」の伝承や「宝永中（一七〇四～一〇年）ノ地図ヲ獲テ校考」しながら想定し、かなり詳しく記述している。また貞享三（一六八六）年の「武田氏館跡古跡圖」（武田神社蔵）・宝曆二（一七六二）年の「甲府古城之圖」（県立図書館蔵）や『甲府略志』所収の絵図などは、いずれも武田氏の有力家臣たちの居座敷地を細密に記載している。しかしそれは一概にいえないにしても、大体において伝承による推定や考證的な推測の域を出な

いのである。とくに武田時代への強烈な懷古的ノスタルジアにもとづき、近世城下町甲府上府中の現実のうえに信玄時代における主従關係を想起・投影して作成したものである。基本的にはそう指摘することができるが、にもかかわらず武田家の尾敷跡にいたいし、実証を離れて伝承や希望的推測の挿き出した想定位置が振り歩きするような傾向が多くみうけられる。したがって江戸期に作製された絵図や記録類を利用して府中に尾敷跡を構えた一族・国人ら個人の在所をさぐる場合、その点はとくに留意して実証と残存史料とのかかわりあい方を厳密に検討すべきである。

もちろんこれら有力豪臣の居敷数が武田領の周辺・ことに南方地域に多く設けられ、軍事的な地域秩序に重点をおく武装集落を形成したことは疑うべもない。だがそれら尾敷は特定地域に集中したり・させられて成った形態ではなく、それぞれ適宜の場所に任意の位置で構えられたものらしい。要するに前記絵図に示されているようにかららずしもすべての尾敷が街路に沿つてつくられたわけではなく、或は定めた方針のもとにまとまつた区域に整然と配列されたものでもない。いうまでもなく近世城下町における侍町のよう都市的に構成された町屋敷とはぜんぜん別物であり、——まったくの武家屋敷村、つまり分散的複数形の居敷数群とでもいえる非都市的な集落をなしていたのが実態らしい。そしてそれら豪臣の居敷數は周囲を土塁や堀などでかこみ、方形ないし長方形ゾランの上に構築されており、——いわば彼ら在地の本邸である豪族屋敷のミニ版とかんがえてよからう。(ただしその実態は考古学的にも建築学的にも何ら結論は出されていないので、拙論も単なる仮説の域を出ていない。とすれば府中における武家屋敷の在り方についての問題

は、現在の史資料状況におけるかぎり決め手はないわけであるが、——いちおう私は高野山成慶院文書「武田家日坏帳」にみえる府中在駐豪臣の住小路名とか前記絵図や伝承記録にあらわれる尾敷配置の状況などから推測し、尾敷群集落こそ戰国城下町の武家居住形態の原形をしめすものだという中世都市研究史家の意見にもとづき、以上のように府中の武家店屋敷の存在形態を考えている次第である。)

右は上級豪臣の尾敷についてであるが、その他にも旗本や一般豪臣の集住があったことも間違いない。さらには彼等に仕えた中間・小者や足軽・雜兵といったものまでも、相当数が居住していたものとかんがえられる。しかし彼等のすがたをつたえる史資料は、その片鱗さえもみいだされないのである。

三

甲斐府中の空間構成復元の基本は、やはり『甲斐国志』の記述に頼るよりはかない。引用は概説論文と重複するが、拙稿はその部分を通じて述べる必要があるので、繁縝をいとわず再録すれば、すなわち八東ハ岩座ヨリ西ハ塙原マデ五百三十間、南ハ元柳町ヨリ北ハ下猪翠寺村マテ九百二間、南北ハ孔道四条アリ。東ヲ元城屋町通りト云イ、尾形通端門ノ前ニ出ヅ。今ノ要路ナリ。其ノ東ニ大泉寺小路ト云ウハ、岐路ナリ。次ヲ元柳町通りト云イ、南曲輪ノ門坂ニ当レリ。次ヲ増山町通りト云イ、尾形跡ノ西・元八幡社(府中八幡宮)ノ間ヲ北へ貫キタリ。其ノ西ハ一条小路、又其ノ西ニモ一道アレドモ分明ナラズ。一条小路ノ北ハ六方小路ト云イ、道衝ナリ。其ノ北ハ御厩小路、大橋ト云ウハ相河ニ架ス。塙原ノ方へ涉ル」とあ

る。これでみると、東西方向の道路網は明瞭でないが、南北方向の大路・東西数条の小路という基盤形の道路配置を基本に構成されたといふ信託の府中設置の都市計画をいちおう肯定するならば、——武田館と八幡宮の位置関係および南北貫通路による町割は、箱庭的ながら鎌倉や京都と通するところがあり、都市計画の性質は近世の城下町と異なっている（山梨県教育委員会編『山梨県の民家』）点が注目される。

甲斐府中の都市空間をささえる四本柱ともいべき南北四条の大路は、「甲斐國志」によれば東から元城駅町通り・元柳町通り・増山町通り・そして一条小路とその三本までが近世的な呼称をもつて固有名詞化している。武田時代の街路名が、江戸時代すでに消滅していた事実を証する。そして元城駅町通りを現在（江戸時代）の本通りとしているが、武田時代の本通りはおそらく元柳町通り（武田神社参道）ではなかったかとかんがえる。この四大路にたいする東西数条の小路について国志は何ら記すところがないが、岐路として大泉寺小路・六方小路・御駿小路のはか二ヶ屋横手・銀治小路などの名も挙げている。

これにたいして源氏は歴史地理学的方法をもって国志はもちろんである。裏表を示す史料を引いておらず再検討を要するが、やはり国志が述べるように要路は四本で、むずかしい證拠は別として、大泉寺小路は機能面からかんがえても岐路としておくべきであろう。

氏はさらに武田家の屋敷位置などの検討をもおこない、府中を大まかな身分・職業・階層別に山城地区（上級武士居住区）・下級武士ならびに町人地区・○市場地区・○城下町（武田館以北、要害城以南）地区に分類・整理される。（分類用語は、○を除き、私の判断をもつて飯沼氏のそれを簡略化した。）この身分・職業による分類法は近世城下町における侍町・町人町の西然たる二区域分離・区分にてらしてみてもわかる通り、きわめて恣意的・觀念的で府中の実態にはそぐわないものがある。現に氏自身が△城下町と異なり、武士と町人は混住していたと認め、△は△に包括されていたと見られる▽と自説を崩して三地区分類（具体的には府中・市場・单府中）という地理的空閑位置=地域別、氏自身が作製された「古府中復元図」の再確認の方向へ傾斜しておられるよう、——府中・準府中にわたって武家の居屋敷とか寺社などが散在し、その間には地侍の居宅や多くの農家・商家などいわゆる民家が混在し、当然そこには武士・僧侶はじめ農民・商人や少數ながら非農業民（被差別的な芸能民）も混住しているのがみられた。したがつて住民の身分や階層・または職業などによる府中の地域区分は、現実において成立しないことがわかる。

ここで源氏論文とは直接関係ないが、府中の西端・南北貫通路の一つ、一条小路について私見を述べておこう。一条小路というのは

・おそらく『甲斐國志』「仏寺部第一」の一蓮寺の項に「天文・永
禄(一五三三・一六九年)ノ際ニ至リ、湯田(供夷)ノ富(寄進)古
ニ越過シテ寺門ニ市ヲ成シ、商賈(商人)多ク來マル。因リテ、一
条町一蓮寺小路ノ名アリ」とある、その一条町一蓮寺小路の略称で
あろう。とすれば、一蓮寺の門前が參道人で繁盛してできたいわば
小門前町である。しかるに一条小路は前述の國志記事によれば府中
の西端に位置し、一条小山の一蓮寺からは遠か西北に離れた通りに
なるわけである。この矛盾は一条小路と一条町一蓮寺小路とは全然
別個の通りであるが、つまり一条小路は府中創設の当初からそこに
存在したことによるものか、或いは私の推測する原へ一条小路¹す
なわち一条町一蓮寺小路が後にこの位置に移されたものと解釈する
よりはかないものである。

ところで『甲府略志』がつたえる一蓮寺の門前は南に面し、門前
の参道に寺家町があつたと記している。この寺家町の所在は、当時
の一蓮寺の位置から推測すれば、甲府城址の堀埋沿い東電西側にある
南北の短かい通路あたりに相当するものとおもう。『甲斐國志』
付録の「温泉」の項に、「一蓮寺ノ門前村ヲ湯田ト呼ベリ。此ノ寺
ノ旧跡ハ今ノ内城(本丸)ノ所ナリ。……鍋門ノ前ニ温泉ノ少シタ
出ル所見ニ。即チ湯田ノ名、此ニ起ルナルベシ」とある。太平洋戦
争直後まで、この地域に海州温泉・温泉などという温泉宿があつ
た。△湯田村ト呼ブハ、是モ本ト(甲府)城内通手御門前ノ温泉アル
辺リニ在リシ(門前百姓の)村門ニエ、名ヲ穂谷ト云フ²とは、同

いて・△或ハ云フ、「(一条町一蓮寺小路が)御小路(元柳町通り)
ノ下ニ続ケタル町ナリシ故ニ、之ニ名ヅタモ云フ」と国志の割註
にあり、これによると略志と国志が示す門前の位置に食い違いがみ
られるばかりでなく、国志自体の記事にも「實性がなく矛盾と混亂
が明らかに読み取れるのであり、その解決には手に負えないものが
あるが、」とにかくこれらを勘案してみて・門前の湯田村をいうと
ころの一条町一蓮寺小路に當てもまずもって間違いはなかろうと
おもわれる所以である。そして甲府築城による一蓮寺の移転にさいし
・一条町一蓮寺小路は一条小路の略称のもとに前述の通りに移さ
れ、「そこになま一條小路の名称だけが江戸時代まで存続しえたゆ
えんもさうであるが、」一方この門前町の百姓は寺家に從属
・移住させられた現在の甲府市湯田町の前身を形成したのである。
(鷹沼氏は「一蓮寺に寺内町があつたと伝えられるが」と書いて
おられるが、一般に寺内町は淨上真宗系の寺院にはみかけても時宗
系にはみかけない。そもそも数多の堂坊によつて占められた一条小
山に、どれだけの町屋が並び立ちえたか疑問である。小高い丘上に
複数の町屋を容れうるような空地の存在を考慮しなければならない
寺内町の存在は考え難いし、その存在の気配はないのである。兵の
いわれた一蓮寺の寺内町とは右の「一条町一蓮寺小路のことが、」
もしそうなら、それは門前町のあやまりである。)

四

武田信虎はすでに領内経済の発展が一定の商業・貿易との関係を
抜きにして運営することの不可能な段階に達した情勢に応ずるべ
く、——従来の農業生産・農民支配に依存するばかりでなく、領内

内に物資の流通機能を承認するため、——府中兩端の東と西の両隅で比較的に交通の便利な商業・交易に都合のよい地域に、それぞれ八日市場（愛宕山西南麓・一条小山北東麓）・三日市場（元三日町、現在は晴日・美佐の両町に分離編入）の両市を設けた。

問題は、八日市場の位置にある。飯沼氏は両市の位置を近世下町甲府の下府中八日町（中央二と五丁目）に比定しておられるが、私はそれよりやや北西にあたる中央線の通過地域・大桑寺小路を南路した交差点に当たる辺をかんがえている。要するに八日市場はもともと三日市場が府中の西南隅に位置したのにたいし、その東南隅に当たる一画を占めて府内に對称的に設置されたという前提に立つ。ところで氏が八日町に比定された理由は、上府中に元三日町があつて元

八日町が存在しなかつたというところにある。すなわち江戸期の八日町の位置ならば城下建設の際……移動がなかつたためと考えられる以上に、八中道往還・駿河往還・鎌倉道など……街道との關係からも、八日市場は基本的に移動しなかつたとされるのである。街道との連絡において私の比定する八日市場の位置とでは距離的にごくわずかな遅延の差が生じても、不便・難易の点で大きく差がつくといったようなことは別にかんがえられないで、——帰するところは、築城・移転にある。

飯沼氏によれば、——元三日町が上府中に残つたのは、そこにはかつて三日市場が存在したからである。確かにその通りである。ところが上府中に元八日町という町はない。それは八日市場の位置が、最初から上府中を外れたところ（後の下府中八日町地域）にあつたからだと主張される。つまり武田時代の八日市場が、近世の到来によって八日町に模様がえしたといわれるるのである。まことに尤

もな論理である。しかしこれは当初から上府中の地域内に在つた八日市場が・甲府築城にさいしてその襤張り内にすっぽり入つたため、移転を命ぜられた市場商人の居住先が八日町となつたと解釈すれば簡単に解けるのである。すなわち江戸時代になって上府中には元八日町を形成する余地・余裕が、最初から残されていなかつたのである。もちろん私の推定する八日市場の位置も・決め手となりうるような史資料の存在しない現況下での立論であり、大名集落としての城下町の形成を・その都市的発達の形態ならびに機能の面から割り出した推測にすぎない。結論は、今後の調査・研究に待つよりはかないであろう。

五

甲斐府中は八日・三日両市場の発展をつうじてその分散的・平面的でお廻村の面影を多分にとどめた社会構造を、武田領を中心とする集中的・立體的な都市構造へと次第に転換させていく。築城後の一族や国人の居屋敷が充実すれば、たとえその主人は府中の常住者でなくとも、屋敷の留守居やそこに仕える隸人たものが必然的にあつまる。さらに大名直属の家来（幕下）や一般家臣たちの居宅もふえる。また府中を駐在する寺院・神社が建てられれば、僧侶や神官のそこで生活が活発になる。かくて信玄以降・府中の人口は着実に増加の方向にむかひ、自然と物資の交流・移動がさかんになり、諸方からの商人の出入りも繁くなつたが、——なお住民の大半は農民で、商工業者の数はまだ知れたものであった。しかし少數とはいえ、これら商工業者の存在が確認されることは注口にあたつする。彼等は新しい町民階層として、府中住民の中核を形成する新興勢力

として生れてきたのである。『高白齋記』天文一七（一五四八）年
条の六月八日戊申、自今以後、府中地トノ田島・新屋敷、コレ
ヲ立チナサレ間敷ノ由の記事は、武田信玄の時代の初期に府中居
住の農民の新規設定と田島・新屋敷の拡充・新築を抑制したものと
みられる。すなわち府中の農民を徐々に排除して武士と商業業者の
町に表更するための、信玄によるいわば都市化政策の推進である。
しかるにこれを飯沼氏は、『高白齋記』記事の一般的性格からし
ても百姓に出された政策とは考え難いので、同書の記事はもつ
ばら武士層自体のものに過ぎないが、ごとく規定しておられる
が、氏は別の箇所で、前述したように同書天文二年条の小松いか
五カ村の人足押立公事免除の「百姓」に出された政策の記事は、實質に
受容しておられる矛盾に気づかれていない。こうした矛盾のうえに
立って、氏は先の記事をへ府中に居住しようとする武士その他を、す
なわち武田家臣とその他（とは一体どういう身分・職業のものか、
武士の従者や商工業者のことか）の府中移住とへ府中地トノ田島・
新屋敷――なかざわの田島に新屋敷を建てるのを禁止したのと
解される。いわば府中に在住農民の保護政策が、この段階において信
玄により打ち出されたことになる。

そもそも府中農民の保護・維持は、極まれば城下町経営の放棄

――都市政策の否定・いいえれば府中の非都市化・農村化という逆
コースを意味することになるが、――それはさておき當時お府中
は生成期にあり、しかも兵農木分離の甲斐國において移住制限をし
なければならないほど、（武士その他の人々の集住が説明であつ
たとは到底かんがえられない。にもかかわらず府中農民の耕地を禁
持・確保するため、新規移住者を規制しなければならないほど、都
市化現象の急激な進展をみた人口密集都市でもなかつた。むしろそ
こは、なお多くの田島や原（空地）をかかえた農村的景観の深い都
市空間であった。したがつてへ武士その他の府中流入を阻止した
り制限する必要も理由もなかつた。

なかなか等やはりわからないことだらけである。

飯沼氏によれば、八晴信は父信虎以来の府中集住策を転換し、武士へ新屋敷の建造の制限／すなわち武士の在地緊縛政策をとったことになるわけであるが、——もし氏の論のごとなれば、——戦国動乱のピーク時、どの大名も意識する所としないにかかわりなく、在地武士の常備軍化と兵農分離による城下集住に精神を傾けている時期、——武田信玄だけが時代の要求に逆行して武士の府中集住を禁止する策に出ることになる。もしそれを事実とするならば、侵略戦の拡大と軍事力の強化にひた走る信玄が、突如として兵力の放棄を宣言したにも等しい。正に百八十度の政策転換といわねばならない。だが管見のかぎり、他に飯沼氏の推測を裏書きするような文書史料の存在は確認できなかった。要するに氏の「武士新屋敷規制論」は、「高白齋記」記事の誤訳からきた立ち地理論にすぎない。信玄は武士の府中集住を規制したり、府中農民の耕地確保を推進したりするようなことはしなかった。もちろんその事実もなかったのである。信玄の治世は、確実に武家居候敷の充実した時代であった。かくて府中は領園の拡大とともに在住農民にたいする新屋敷・田畠の規制が強化され、有力豪族の威勢下集住は順調な進展をみ、商工業者の誘致と、その居住地域の設定などによる都市化も急速におこなわれ、駿国城下町として漸次その整備をみたものとかんがえられ、考えもしなかつたようである。」

(ちなみに信玄は府内外の寺院配置などには相當に深い关心を示して計画的な設営がなされたが、家臣団や商工業者などの居住形態には割合い無関心であつたらしく、身分別や職業別の町割りなど考えもしなかつたようである。)

信玄は甲斐府中への経済的中心機能の集中強化策として特に八日市場を国主直轄の市とし、他の市場と区別したらし。そこでは領主市場として大名志向の要素がつよく前面に押し出され、地域的には領内を統合した有機的经济体としての遠隔地市場の性格が濃くなってきた。同時に先述地域出身の市場商人の活躍が目立つようになってきた。弘治二年（一五五六）年一〇月に八日市場の夜警のための「夜更之番帳」がつくられ、番衆に町民四〇名を指名し、その三人ないし四人をもつて一組として全員を一二組に編成し、輪番出役による夜間における市場の警備・防災の任務にあらさせた。夜廻りのさに生じた火災の難は、当夜の番衆の責任で過料处罚をうけた。飯沼氏は「この過料が町へ入れられたのか、武田氏が取つたのかは不明であるが」とされるが、過料錢はどうせん発令者武田氏の収納するところとなつた。また八被者に一定の還元が行なわれたと云られるともいわれるが、戦国大名の則則はそんな甘いものではない。一般に領民や盗賊の被害者に救済金や見舞品が贈られた例などないのである。則則は、一方通行をもつて原則とする。

八日市場には伝馬所（出屋）が設けられ、そこには二三名の印判衆（伝馬役人）が詰めて伝馬衆（伝馬役負担農民）を指揮した。印判衆には名主級農民ないし有力商人が任せられた。伝馬衆は聚別の種別帳によつてちょくせつ大名に掌運されており、——その種別帳をもとにつくられた伝馬番帳によつて大名の伝馬役（軍需物資の輸送や飛脚・家の通達など）を勤務するかたわら、旅人や商人の荷物の運搬などにしたがつた。このように伝馬は平時・戦時を問

わざ大名にたいして伝馬役を勤むるための重要な交通機関であつたばかりでなく、市場の維持にも必要不可欠の機關であった。

武田勝頼は天正四（一五七六）年六月二八日付で府中八日市場の伝馬衆として三〇名を指名し、その伝馬役を二二・間半と規定した。つまり伝馬役勤仕を単位でしめし、「間と間中（半間）」の二種に分け、一間は馬を伴つて勤仕するもの・間中は身柄だけで勤仕するものとした。一間も間中も勤仕の人数は同じ一人だが、間中は二人で一間といふことになる。したがつて八日市場における伝馬勤仕は一間＝一人・間中＝五人で、間数の方は二二・間半でも人数は三〇人となるわけである。勤仕は自分馬をもつてするのであるから、間中は馬を所有しないが伝馬衆に当たられたものといふことになる。萬通び・荷付けなど、下働きの人足である。（鶴沼氏は「『間中』は『一間』より小さな家と思われるが、役負組がどう変るかは不明である」と意味の汲み取りがたい文章を書いておられるが、前述のとおり一間とか間中は家の大小や広狭を示す用語ではなく、役負組の差を表示したものである。そしてその差も家の大小によって決まるのではなく、馬の有無にかかるべきことは、相田一郎氏の有名な伝馬制皮の研究らしい通説となつてゐる。）

「坂田文書」によると、天正二（一五七四）年に八日市場は八町人ヲ相集り、宿中繁栄ノ所と称され、その商工業者は八八日市場ノ町人と呼ばれ、また府中押座に免せられた同年の武田印判状には八町棚を免除の諸役免除が規定されている。町人とは店舗を構える商人をさし、外来の八商人とは区別され、町棚とあるからにはおそらく見世（店）棚を表し張り出した常設的な店舗をいふものであろう。とすれば八日市場はこのころすでに一定の店舗が軒

をつらねた商工地区・町屋の集中した地域として、近世町家の源流ともいえうべき通冊形地割の市町に突貫しつつあつたことは疑いない。常設の店舗の出現は、流通の中絶をきたす定期市場の欠點をおぎない、都市を農村と区別する有力な標準である。都市は定期市が常設の小売店舗になつたところに眞の意味の成立をみたともいえる。そこでは商業が發展して手工業生産がおこなわれ、店がなれば人馬の往来が繁く、非農業的な消費者の家庭も現在し、一定水準以上の貨物の流通もおこなわれるようになつたことが推測される。甲斐府中の町としての組織の整備＝都市化である。かくて勝頼の代において、城（要害城）・館（武田館）・町（府中）を一体のものとする領内大名支配の頂点的空間が甲斐にも形成・確立するのみにいたつたのである。

とはいひ、甲斐府中の都市的發展にたいする過大評価はつてしまなけばならないであろう。中世の都市が一般に八千戸の在家人ということばで象徴されているように府中の規模は小さく、しかもそこには農民が多く混住していて田畠も在り、行政的にも農村から分離・独立したものでなかつたのである。なお最後に甲斐府中から近世城下町八甲府への展望を書く予定であったが、すでに規定枚数を大幅に超過してしまつてるので、簡単な付言だけに止めておく。——武田氏が滅び、徳川家康の甲斐入籠となつて一条小山の地が近世甲府の目となつた甲府城建設地としてえらばれた地理的条件の背後には、そこ一條小山が甲府盆地における近世封建政治の中枢的地点にふさわしい社会的・歴史的条件を具備していたからであつたと。

（拙著『甲斐府中』・『補訂甲斐武田氏』付録5・参照）

おわりに

以上、飯沼論文の問題点にたいする私見の開陳であるが、——氣説の学究的意義的な効果にたいし、その論点すべてを理解しているとはいす・また氏の全体的な構想からすれば実に些微な点にこだわりすぎたようにおもわれ・しかも紙数の関係から不足らずの論述となってしまったことをお詫びする。それに拙論の展開が國式論的にすぎ・内容的にもその多くがなお仮設の段階にとどまり、研究をするまでもない。しかもその視角と方法において甲斐府中の研究に一つの新しい方向を示した功績は高い評価にあたすべく、一般研究者にあたえる影響もまた大きなものがあると信ずる。私ももちろん多くを学ばせていただいた。かかる実証的な研究論文の出現に触発されてこの方面の研究が一段と深まり・活発化することを念じ、さらには前途洋洋たる飯沼氏の今後の研究の一層の発展と前進に期待しつつ拙筆とする。

——一九八六・六・一五稿（市史編さん専門委員）

それにも私には、他に書きようがなかつたのである。

ともあれへはじめに／＼においても書いておいたように・飯沼論文は戰国期城下町“甲府”的研究としては最初の本格的論文であり、その内容も評価であり、積極的な問題提起の一文であることは賛言するまでもない。しかもその視角と方法において甲斐府中の研究に

一の森経塚発掘調査報告

田 孝

一 発掘調査に至る経緯

(1) 発掘調査に至る経緯

本道跡の発掘調査は、一九八五年四月二日武田の杜遊歩道を散策中の有賀亮右氏（甲府市国母四丁目）が、一の森山頂において陶器片を採集されたことが契機となつた。

陶磁器に興味のある有賀氏は、さらに小林真氏（甲府市丸之内一丁目）に鑑定を依頼し、経筒外容器との確認を得られた。また、六月下旬に有賀・小林両氏は、一の森山頂の踏査を行い、経塚の存在を推定されている。

この経験発見については、甲府市市史編さん室へも報告され大いに注目されることとなつた。一の森経塚の学術調査の必要性が話題となり、市史編さん委員会（委員長議員正義）の考古・古代・中世専門部会によつて発掘調査の準備が進められた。

九月一日「一の森経塚遺跡」発掘調査の承諾を因縁団体、機関へ依頼する（上積翠寺町自治会、下積翠寺町自治会、相川地区自治会連合会、白山神社、甲府宮林署）。

一月五日甲府林務事務所より、保安林内作業許可書が送付され

る。

一月九日文化庁より甲府市市史編さん委員会委員長へ発掘届の受理通知書が送付される。

準備段階から発掘調査に至るまで、次の機関、団体、個人の方々に多大な御協力を得た。記して感謝したい。

甲府宮林署、甲府林務事務所、上積翠寺町自治会、下積翠寺町自治会、相川地区自治会連合会、白山神社、有賀亮右、小林真、武井静次郎、清水正、林潤治、林寛吉、山本政雄（敬称略）

(2) 調査組織

調査主体 甲府市市史編さん委員会

調査担当者 議員正義（市史編さん委員会委員長）田代幸（市史編さん専門委員）、萩原三男（市史編さん専門委員）

調査参加者 池谷秀樹、井上有史、井上義彦、内田裕一、小池宏史、高木伸一、中山誠二、原節郎、日向千恵、保坂裕史、宮沢公雄、八巻千志大

なお事務局の高木伸也、歴史学者の西氏には、発掘調査を門清に進めるために大変な努力をいたしました。厚くお礼を申し上げたい。

二 遺跡の位置と地理的、歴史的環境



1図 一の森経塚位置図

(1) 遺跡の位置
甲府市上横堀寺町一八五番地
(2) 地理的、歴史的環境
一の森経塚遺跡は、武田氏館跡から北東へおよそ一・五kmに位置する通称「一の森」山頂にある。また、一の森の北にのびる尾根上には二の森、三の森が続いている。山頂は標高五七七m、頂部とその南面にはわずかな平坦部がみられる。黒雲母花崗岩の露頭が見られる山頂からは、甲府市街地から

す。本遺跡のある横堀寺の地名は、地内の臨済宗寺院、横堀寺によるとされる。戦国期には石水寺跡の名が見えるが、それ以前の歴史は明らかではない。しかし下横堀寺地区の西側に接する塙原地区には沈石塙（いぼいしづか）などの古墳の存在も知られていることから相川の中流域から上流域にかけては古墳時代に遡る人々の生活を考えることができよう。

周辺の遺跡としては、永正十六年（一五二九）武田信虎が築いた通園ヶ崎館（武田氏館）や永正十七年に横堀寺丸山に築いた要害城さらには塙原の櫓火台などの中世城館跡がある。

三 発掘調査

(1) 発掘調査の経過

一九八五年一二月二日から調査を開始し、翌年の一月七日に終了した。

一二月二二日 一の森山頂に発掘器材を運び上げる。陶片が採集された山頂部の木製ベンチ付近を中心として三・〇m×六・五mのグリッド（発掘区）を設定する。表土の除去を始める。土層は一層が黒色土層（腐葉土）で厚さ二cm前後、二層は黄褐色土層で花崗岩の露頭の間に堆積した状況であり、平均して七cmほどである。二層下部は花崗岩の岩盤となっていることが確認された。

木製ベンチの脚付近の埋め土から陶片を検出し、さらに石剣への奉賽錢と思われる古鏡を表土より採集した。

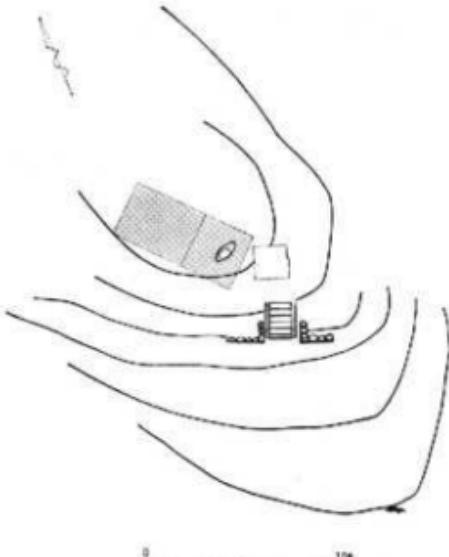
一二月二二日 木製ベンチを移動させ、ベンチ設置の際の二か所

甲府盆地南部までを望むことができる。山すその県道沿いに白山神社があり、さらに県道に並行するように相川が南流している。

の掘り方を確認し、埋め土を掘り出す。東側の掘り方の壁際において半割された陶製容器と石頭が検出された。これを第一経塚としたが、さらにこれより東へ約一・五mの位置で陶片の集中箇所が確認された。

一二月二四日 陶片の集中箇所の精査を行う。この場所が土壌状を呈し、底部に敷石が確認されたことから第二経塚とした。あわせてグリッド全体を掘り下げ遺構確認を行う。

一二月二五日 第二経塚の精査を行つづき行う。陶片は円筒形および蓋形であり、複数の個体であることが認められた。また鉄製釘や銅板の小破片も検出された。経塚は底部が敷石で壁に石を配したもので、一・〇m×〇・八mほどの規模となつた。



2図 一の森経塚調査区全体図

さらに第一経塚の北、約一・〇mの位置で第三経塚を確認する。内部から銅製の飾り金具と思われるものや鉄製釘、および青磁と白磁の小破片が検出された。

一二月二六日 第二、第三経塚の精査を行うと共に写真撮影や実測を進める。さらに遺構確認をつづける。

一九八六年一月六日 被雪の除去を行う。第二経塚に接する東側の表土層直下より陶片が検出された。さらにグリッド東端近くにある石祠付近の遺構確認を行う。写真・実測を進める。

一月七日 地形測量および遺構、グリッドの埋めどしを進める。山頂の現状回復を行う。危険器材等の撤収を行い、発掘調査を終了する。

(2) 遺構と遺物

一の森経塚道路の発掘調査によつて、山頂部に設定した調査区より三基の経塚を検出することができた。以下、三基の遺構とその出土遺物及び調査区内一括遺物について述べる。

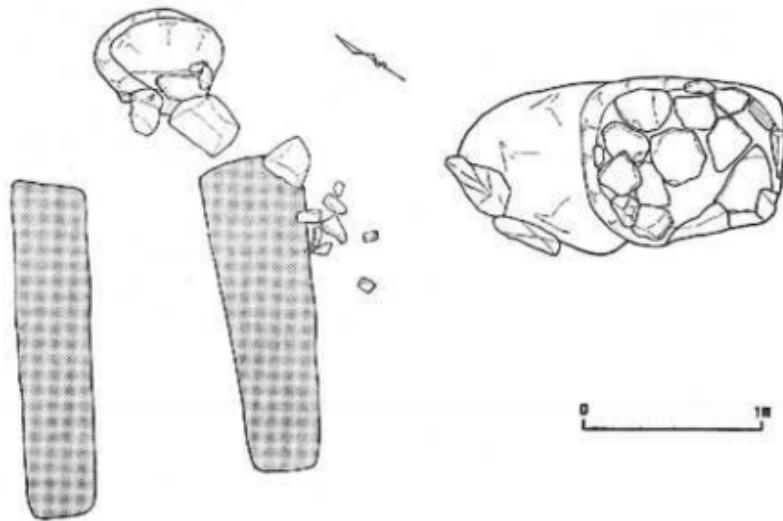
a 第一経塚と出土遺物

第一経塚(5図・6図)

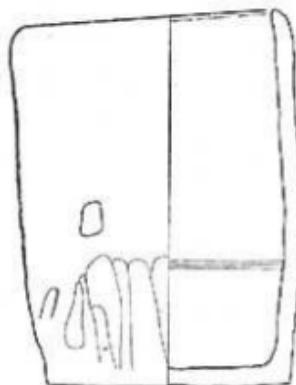
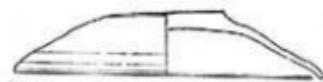
経塚は木製ベンチを移動させ、脚部埋設のための掘削溝を掘り上げた段階で確認された。長さ一・八m、幅〇・五mの二つの掘削溝のうち、東側の溝の壁際である。

壁面の精査によつて陶製容器の半割された状態を検出することができた。円筒形の容器の口縁部には蓋の一部が残されていた。容器の断面の割れ口が新しいことから、溝の埋め土内より出土した陶片や、かつて採集された陶片と同一の個体であることが確認された。

陶製容器の周囲は角柱状の花崗岩が配されており、また一部には花崗岩の岩盤を張としている。ベンチ設置の際に陶製容器を収めた



3図 一の森經塚全体図



4図 第1経塚出土遺物

石組の埋納施設の半分はどが破壊されたと推測される。なお経塚に特有の小丘状の高まりなどは確認されず、表土層直下で石組の一部が現れている。また底面には敷石を置いていない。確認面の石組上部から陶製容器が掘えられた底部までは約四〇cm、石組の内径は約三〇cmである。

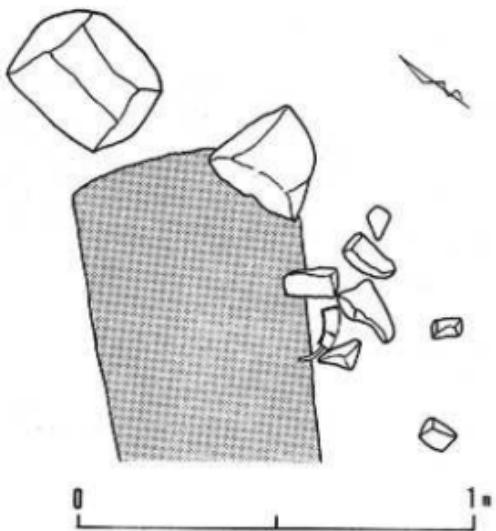
出土遺物（4図）

出土遺物は陶製容器とその蓋が出土している。採集された陶片や埋め土内の陶片を合せて復原するとほぼ完形となつた。

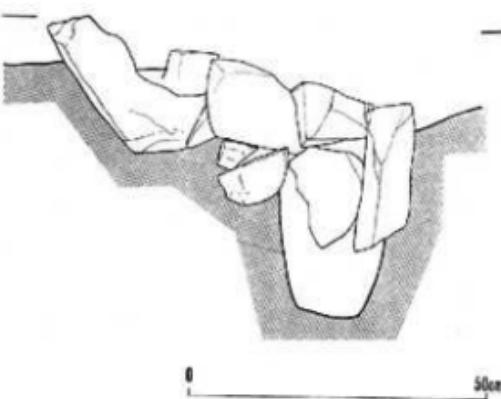
4図1は器高が二三・五cmである。口径は短径一五・〇cm、長径一六・五cmとわずかに不整円形である。口唇部は外面が内反する。器面は内・外面ともに横ナデの調整がみられ、外面の底部近くの一部には縱方向にヘラ削りもみられる。器壁の厚さは一・〇cmと一・二cmである。胎土は緻密で、焼成は良好であり、色調は灰白色であ

蓋は陶製容器の口縁部に残っていた。

4図2は陶製容器の蓋であり、器形は皿状である。基部径は一九・〇cmである。蓋上部は円形(径七・〇cm)で平らになっている。製作時の切り離しの乱れをナデによって調整している。内・外面とも横ナデの調整がみられる。器壁の厚さは四・〇mmで、上部で一・一cmとなっている。胎土は緻密で、焼成は良好であり、色調は灰白色である。



5図 第一経塚平面図

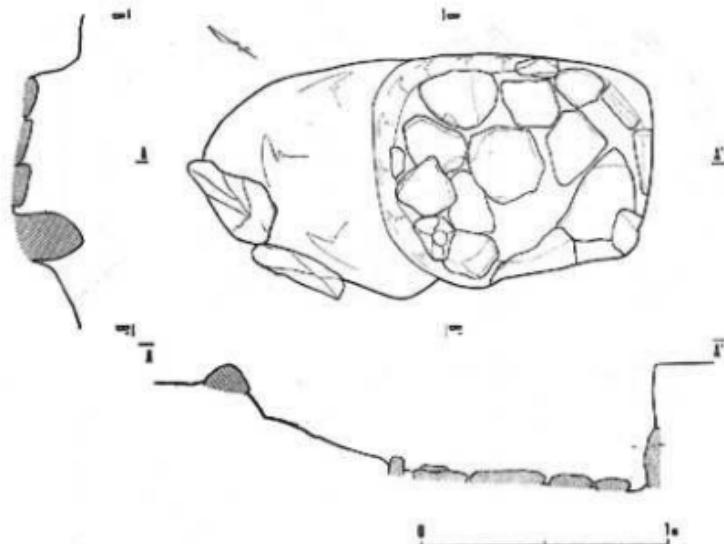


6図 第一経塚セクション図

第一経塚から出土した陶製容器は、その形態から経貢外器と考えておきたい。また生産窯は程美窯の可能性を指摘しておきたい。

b 第二経塚と出土遺物

第二経塚(7号)は、第一経塚から東へ一・五mの位置で確認された経塚である。長径一・〇m、短径〇・八mで隅丸方形である。深さは地表面から五〇cmである。壁は人頭大の石を据えているが、西側から北側の一部は石組がみられなかった。底部は板状の石を用いて床を作っている。



7図 第二経塚平面図

経塚の上部構造はすでに失われており、表土層直下より陶片などの遺物が出土している状況であった。

出土 遺物（8図・9図・10図・14図）

出土遺物は、陶製容器とその蓋、山茶碗、土器質土器、鉄製釘、銅製板状の小破片がある。陶製容器をはじめとする遺物は多数の破片の状態で出土していることから、ある時期に破壊されたことが推測される。

陶製容器は六個体分が確認された。完形に近いものが二点、半分ほどであるが実測復原ができたものが二点、胴部下半が二点である。

8図1は器高二六・〇cm、口徑一四・〇cm、底径一六・〇cmである。形態は円筒形であるが、口部で強く内反し、口部がわずかに立ちあがっている。器壁の厚さは胴部で一・八と一・〇cmである。

器皿は内・外面ともに横ナデによる調整がみられるが、外面の胴部下半の一部には縱方向にもナデがみられる。内・外面の色調は茶褐色であり、断面によれば二・〇mm程度までが茶褐色で、その間は黒色である。胎土は砂質でやや小粒子を含み軟質である。

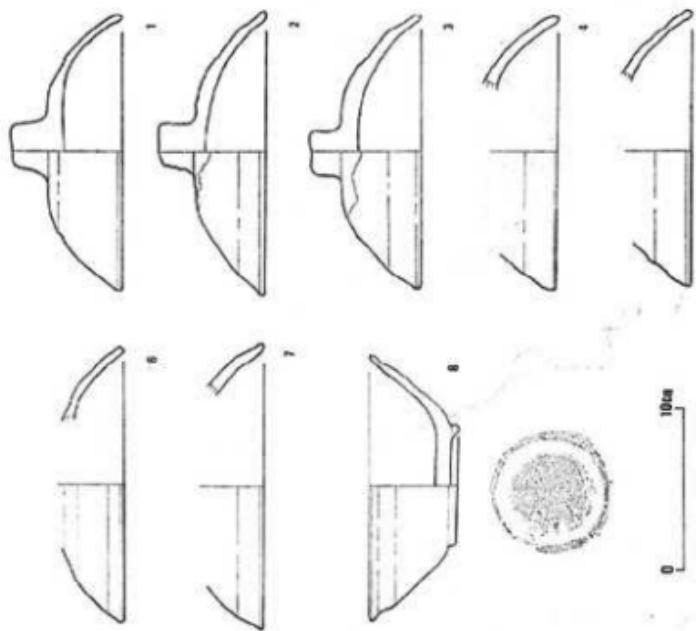
8図2は底盤が欠損している。現高一四・〇cm、口徑一四・三cm、底径約一六・〇cmである。円筒形で、口部が内反する器形である。調整および色調、胎土などは1と同じである。

8図3は半分ほどを復原することができた。器高二六・五cm、口径一五・〇cm、底径約一七・〇cmである。器形、調整、色調、胎土は1と同じである。

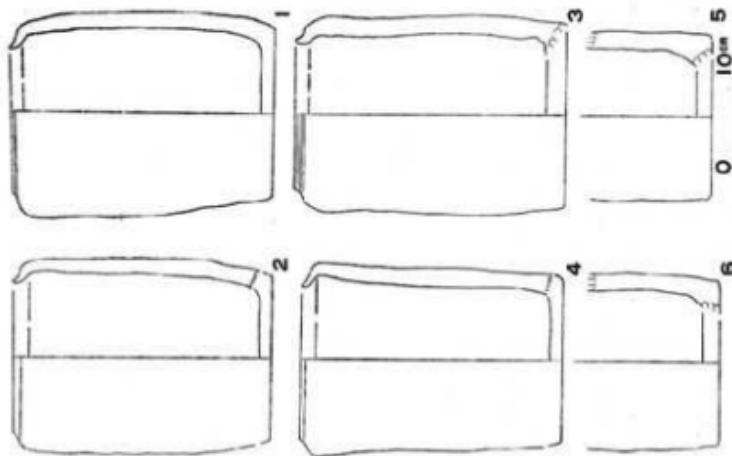
8図4も半分ほどを復原することができた。現高一四・〇cm、口径一五・〇cm、底径約一六・〇cmである。

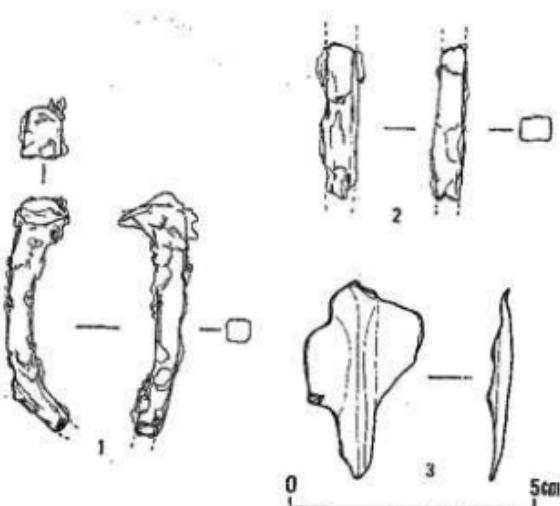
8図5・6とともに胴部下半で、直径約一六・〇cmである。

9図 第二縄繩出土遺物 (2)



8図 第二縄繩出土遺物 (1)





10図 第二経塚出土遺物 (3)

陶製容器については多重の陶片から六個体分を識別して復原することができたが、接合できなかった陶片も多い。陶片の検討から発掘以前において失われている部分を認めることができた。また陶製容器は製作技法のうえで同一であると認められるものである。蓋は七個体分が確認されている。ほぼ完形のものが二点、半分のものが三点、三分の一が二点である。

9図1は器高が7.0cmで、基部径は16.7cmである。高さ1.

0cm、底三・〇cmの凸柱状のつまみがある。天井部はやや平坦で肩部から縁部にかけて溝出する。胎土は緻密で、色調は青灰色であり、焼成は良好である。

9図2は器高が6.7cmで、基部径は17.5cmである。つまみと同じである。

9図3は半分ほどであるが、器高は7.0cmで基部径は約16.6cmである。つまみ部分の処理や、胎土、色調、焼成などは2と同じである。

9図4～7は、つまみおよび天井部が欠損している。器高は不明であるが、基部径は17.0～17.5cmである。胎土、色調、焼成については1・2と同じである。

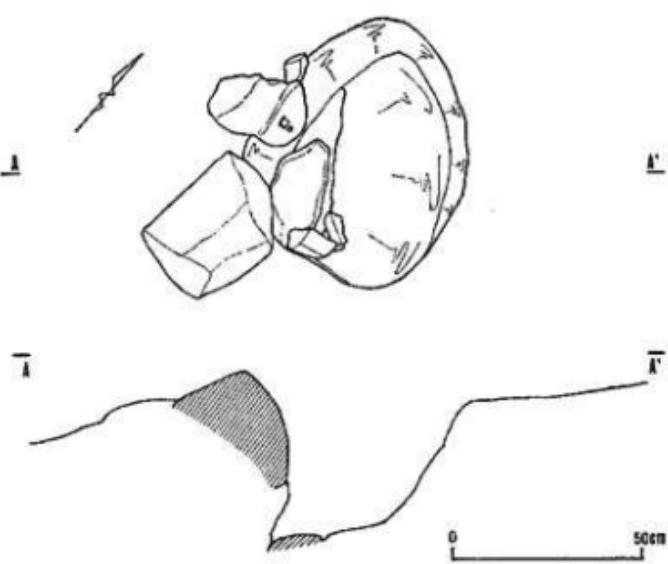
蓋については七個体分が確認されたが、つまみが無いのが五個体分である。このことは陶製容器の遺存状況とも関連して、断縫が確認された段階に失われたと推測される。

陶製容器と蓋は、本来セットとして存在したはずであるが、陶製容器については甚矣無を推定しておきたい。しかし蓋については他の産業地の可能性も考えておきたい。

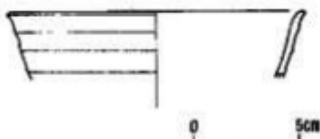
山茶碗は一点である。

9図8は器高が5.4cmで、口径が16.4cm、高台径は7.5cmである。底部は斜切底であり、付け高台となっている。器形はゆるやかに内湾し、口唇部近くでやや外反する。器面は外面が粗いが、内面は使用痕がみられよく磨耗している。また器頭は横ナデによつて調整されている。色調は灰白色で、胎土は緻密であり、焼成は良

好である。なお内面の一部に赤色部分がみられる。時期は一二世紀後半であろう。さらに山茶碗が経塚副納品か、蓋としての転用かは不明である。



11図 第三縄塚平面図



12図 第三縄塚出土遺物 (1)

土師質土器の小破片が数点出土している。

14図1は小皿で、底部はやや厚くなっている。一二世紀代の時期

が考えられる。

鉄製勺が二本出土している。

10図1・2は断面が方形であり、1は頭部を折り曲げている。2

は上・下が欠損する。

銅製勺の小破片が出土している。

これらの金属製品についても不明であり、検討課題である。

c. 第三縄塚と出土遺物

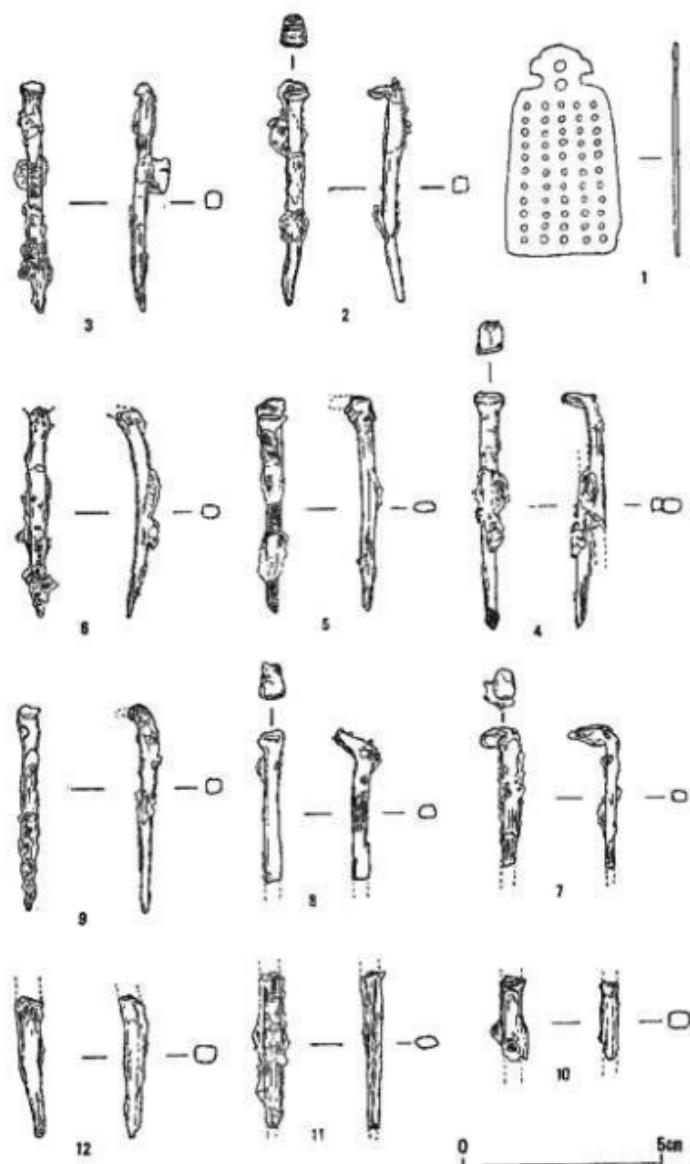
第三縄塚 (11図)

第一縄塚の北へ約一・〇mの位置に存在した縄塚である。花崗岩の三〇cm前後の石の集中が認められた場所であり、それらの石を撤去した段階で確認された。直徑六〇cmで円形を呈する。

縄塚は岩盤のすき間を利用したものであり、一部は岩盤を壁としているが、南側の一角に角柱状の石が据えられていた。地表面から深さ四〇cmの底部には、板状の石が一枚敷かれていた。内部は石が投げ込まれたような状況であったことから、上部構造を含めて破壊されていたことが推測される。

出土 遺 物 (12図・13図)

出土遺物は白磁と青磁が各一片ずつ岩盤の隙間で検出されている。さらに



13図 第三経探出土遺物 (2)

鋼製飾り金具や鉄製釘も出土している。

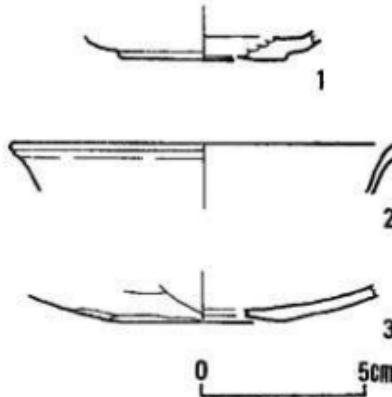
白磁と青磁は各一片ずつ出土している。

12図は白磁の口縁部の小破片である。器形は碗と
考えられる。一二世紀から一二世紀の所産である。
青磁片は実測不能であるが、青磁蓮弁文碗であり、
一三世紀から一四世紀の所産である。

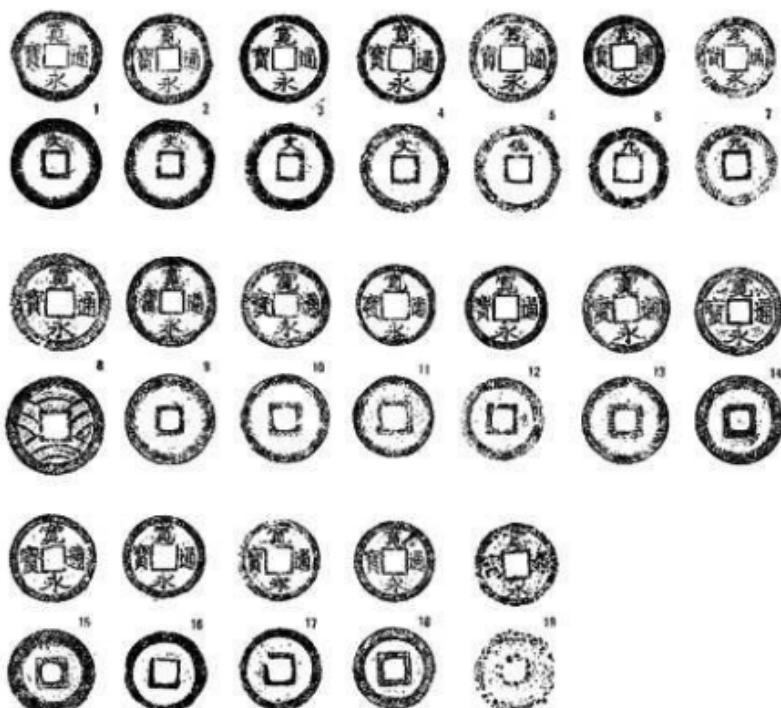
13図1は長さ五・三cm、幅二・八cm、厚さ〇・一
cmである。全面に小孔がみられる。

13図2～12は完全な釘と欠損した釘である。完全

鉄製釘が多数出土している。



14図 調査区一括出土遺物 (1)



15図 調査区一括出土遺物 (2)

の釘は長さ五・五cm、一边三・〇cmほどの角釘で、頭部は折り曲げてある。一部の釘には木質が付着しているのがみられる。4のみは二本分の釘である。

釘についても埋納品であったのか、または木製品の存在が考えられるのか、検討すべき内容である。

d 一 括 遺 物 (14図・15図)

調査区の表土中より出土した土器と古鏡がある。

14図2・3は土器の杯と皿の小破片である。杯は一〇世紀第四半期に位置づけられる。

15図1・2は石祠周辺の表土下及び石祠石組下部より出土したものであり、すべてが瓦底通穴である。奉賽鏡として用いられたものであろう。19のみが鉄鏡で他は銅鏡である。

四 発掘調査の成果と考察

一の森経塚の発掘調査によつて三基の経塚が確認された。このことから一の森経塚は経塚群としてとらえることができる。

経塚は一般的には土や石を盛りあげているが、小規模であることや長い間に平坦化が進み、現在では経塚と認めることが困難である。そのためには偶然の発見が多く、これを契機に経塚の考古学的調査が行われることも多いのである。

一の森経塚もまさにこの例にあてはまるものといえよう。山梨においても柏尾白山平経塚(勝沼町)、雲林寺経塚(福井市)、善光寺経塚(白根町)、秋山経塚(甲西町)などが知られているが、これらも偶然の発見とされている。今回の一の森経塚は山梨では初めての考古学調査であることに大きな意義がある。

以下に発掘調査の成果をふまえて、遺構や遺物について検討を試みたい。

(1) 経塚の構造

第一経塚はベンチ設置の折、その半分ほどを破壊されてしまったようであるが、幸い石組の一部を残していた。花崗岩の露頭の隙を掘り込み、周囲に石を配した構造である。陶製容器一個体分しか埋納できない規模である。底盤は石を置かずに、直接陶製容器を据えていた。

なお、盛土、積石および蓋石の状況については不明であった。復原された陶製容器が有蓋で確認されたことは、工事前まで下部構造については発見されることはなかった可能性もある。しかし陶製容器の復原では、内部に経筒ないし經巻などの痕跡を認めることはできなかつた。

第二経塚はやはり蓋石や盛土、積石などの上部構造は不明であったが、石室と呼ぶにふさわしい構造を有した経塚である。一・〇m×〇・八mの規模であり、陶製容器や蓋が六個体分および七個体分出土したが、それらの数の堆積もふさわしいものとなつてゐる。なお第二経塚の位置は、花崗岩の露頭もなく土層としては黄褐色の砂質層である。やや花崗岩の小礫が混在する程度であり、一定の規模の経塚を造成するには適地であったといえよう。

第三経塚も上部構造は不明であった。岩壁のやや深くなつたくぼみを利用して構築されており、角柱状の石組が一部に残されていた。さらに底部に板状の石が一枚置かれていた。

以上のことから、三基の経塚は単に土壠を穿つただけの構造ではなく、石室構築を基本としていることが確認された。なお小石室

(第二経塚)としての様相をもつものと、石組(第一・第二経塚)と呼ぶべき様相をもつものとに分けることができる。

石室や石組のある経塚の類例を山墓の中に求めると、康和五年銘経筒の出土で知られる柏尾白山平経塚がある。石室は方形で一・〇三弱で、深さが四〇cm程度のものが六か所あったという。さらに蓋石は一枚石で、四基の石室からは遺物が発見され、二基の石室は空であったというのである。

一の森尾塚や柏尾白山平経塚のように、石室や石組のある経塚は平安から鎌倉時代にかけて多いと指摘されているところである。

(2) 経塚の遺物

経塚石室内から出土した遺物は、陶製容器と蓋を主体とし、その他金屬製の遺物がある。

第一経塚の完形になつた陶製容器については、経筒外容器(外筒)であり、円筒形の器形は「傘蓋」を含めて、縫合を入れるにふさわしいものである。経筒を保護するための間接容器として製作されたものである。經典の埋納にあたって、日常生活品の陶製の蓋や要を転用させているのではなく、経筒外容器に際して経筒外容器として専用のものを手に入れて埋納していることが知られる。

その生産地は滋美窯の可能性を指摘しておいた。愛知県の滋美半島において一二世紀初頭に開窯した滋美窯は、一般的な日常生活品以外に特殊品とされる経筒外容器なども生産し、各地へ流通させているのである。⁽²⁾

第二経塚の陶製容器も経筒外容器である。円筒形で器壁が厚く、上端部近くで内反して口唇部がたちあがる器形は、他の外容器にはあまり例がないものである。茶褐色でやや軟質的な焼成である外容

器は、あえて類型をあげるならば、源氏窯の短頸壺の口辺部などの技法に因襲するであろうか。

蓋はその中心につまみのある「振蓋」である。須恵質的な色調は外容器と異なり、外見上は一対になるとは思えないほどである。その生産地は今後検討が必要であろう。なお類似するものとして、沼津市三明寺経塚のものがある。また豊川市財賀町の觀音山出土の経筒外容器は三明寺のものに近似するという。⁽³⁾

第三経塚からは経筒外容器の出土はなかつたが、輸入青磁器である白磁と青磁が検出された。青磁は一三世紀から一四世紀の蓬井文衙であることから、第三経塚の造営時期を鎌倉初期におくことができ。者磁は日常生活品というよりも、高級品として扱われる座敷飾りとか寺の装飾具に用いられている。また白磁も合子が経筒埋納品によくみられるものであるが、白磁碗も仏具的要素をもつものとして考えておきたい。白磁碗、青磁碗は埋納に際しての供養に用いられたものか、造営者の貴重品であったものかも知れない。

山茶碗は第二経塚より出土しているが、器形やその口径から経筒外容器への転用であることも考えられる。山茶碗は日常生活品であるが、山墓においては武川村の宮間田遺跡の住居址から一点出土している。⁽⁴⁾ 一二世紀前半の滋美窯の所産としている。

第二経塚の山茶碗は二例目であるが、滋美窯の製品と考えられ、その時期は一二世紀後半に位置づけられよう。

金屬製品は釘が第一、第三経塚より出土しているが、第三経塚の釘には本質部の付着がみられるところから、経筒容器等の箱形製品のうち木製のものの存在を考えられるかも知れないが、その類例は皆無であり、この釘の性格について不明である。第二経塚の釘は第三

経塚のものよりやや太めである。調納品の一つであるのか、今後の課題である。

また銅製壺り金具については、銅製錠筒の裏蓋の周辺から、ガラス玉や金属片を纏った瑠璃を垂下したものがみられるが、これらとその関連が考えられるかも知れない。

第二経塚から出土している銅製板状の小破片は不明である。以上の金属製品のうち、銅製品については、本来経筒外容器に入っていると思われる銅製経筒の存在を推測させるものである。しかしながら、書写された經典を経筒外容器に直接納めた場合も考えておくべきであろうか。

以上、遺構と遺物の検討を試みてきたが、一の森経塚の経塚群の造営時期については、平安時代末期から鎌倉時代中期までと考えられる。第二経塚が石室構造や山茶樹、経筒外容器の蓋などのあり方から、一・二世紀後半で鎌倉時代初期に位置づけておきたい。第一経塚については、第二経塚よりやさかのぼるものとしておさえ、第三経塚は中國陶磁の存在から鎌倉時代末期で一四世紀初頭ごろと整理しておきたい。

五 ま と め

一の森経塚の発掘調査は、三基の経塚を確認することができた。発掘によつて、山槻においては從来明確でなかった経塚の構造をある程度明らかにできることは大きな成果であった。

経塚は造営以後、ある時期に破壊されて、經典を納めた経筒や調納品が持ち出された状況であったことが確認された。この結果、経塚の封土や蓋石などのあり方については不明であった。さらに一般

的には存在したであろう銅製経筒（円筒状の容器）も全く検出されず、その器形や銘文から経塚造営の時期や運営者などを知る手がかりは得られなかつた。

ただし、銅製外容器の複数の出土土やその他の若干の出土品は、一の森経塚を検討するうえで貴重な資料である。遺構や遺物についても前述したが、さらに、一・二・三の点を述べ、今後の課題などにもふれまとめておきたい。

(1) 経塚の位置について

一の森経塚の位置は、特定の意味をもつ場所であったことが考えられる。南北にのびる尾根上に三つの独立した小山があり、その中でも先端に位置する小山が「一の森」である。花崗岩を基盤とする山頂一帯は低木の松に覆われているが、さ

る経塚遺跡の腰骨から寺院や神社との関連が指摘されている。一に寺院や神社の境内、あるいはいくつかに分類がされている。一に寺院や神社の境内、あるいはその近傍、二に人々が憩なる所、露地と考えていた所、三に墳墓の近辺、四に周辺より一段と高い見はらしのよい丘陵地、五にどうして選ばれたか特に指摘し得ない所である。この分類に従えば、一の森経塚は南側の山槻に白山神社があり、またみはらしのよい所でもあって、選地の条件の一と四などを満たすものとなつてゐる。

また社寺境内でも高所が選ばれている例は平安時代に顯著であることが指摘されている。山槻でも特定の山寺からやや離れているが、寺社との関連が考えられ、しかもみはらしのよい所を選んだ例として、康和五年（一一〇三）銘錠筒が出土した柏尾白山平経塚がある。

北東から南西に横たわる尾根の先端で、白山平（標高約五〇〇メートル）と呼ぶ山上の南面する緩傾斜地に位置する。山裾で日川と深沢

川が合流しているが、西側にあたる深沢川の対岸には平安時代前期に創建されたと推定される大慈寺がある。この柏尾白山平野塚は平安期の経塚造営の好例であり、一の森経塚を理解するうえで重要なである。

一の森経塚の遺地にかかわって、出土品のうち注目されるものがあり触れておきたい。調査区一括遺物とした中に土師器の小破片が出土している。火窯可能なものから検討したところ、土師器の杯や皿などからその時期が一〇世紀第四半葉に位置づけられるものであった。

一の森経塚の造営を一二世紀後半から一四世紀初頭に位置づけて考えてきたところである。このことから土師器と経塚との間に約二〇〇年の差がみられることになる。土師器については出土状況から、その性格は不明といわざるを得ないが、この一の森山頂を平安中期頃に製地あるいは窯地と考えていた可能性も考えられよう。土師器は供試用として置かれていたものかも知れない。

近世に入つても山頂の一雨に石碑が置かれ、奉賛銘も存在していることは、古代からの神仰の場としての流れを継承していたことが考えられよう。

一の森の山頂に築かれた経塚の方位は、南北に並ぶものとなつてゐるが、尾根の走る方向と一致している。経塚造営にあたつては、東から南にかけてが重要視されているという指摘がなされている。⁽³⁾ 一の森経塚についても、その山頂からは南に甲府盆地とそれを隔む山なみを望むことができる。南に対する方位性を意識していた可能性を一の森経塚造営にあたつて考えてよいかも知れない。

経塚は書写した經典を土中に埋納した場所である。普通は經典を陶製円筒状の容器に納めて埋納してあるが、その経筒に刻まれた銘文などから造営者を知ることも多いのである。

一の森経塚では造営者について具体的に知ることができないが、その周辺について考えてみたい。

一の森経塚が造営された時期を平安末期から鎌倉初期と考えているが、平安末期から鎌倉初期とした第二経塚をとおして検討してみたい。まず第二経塚は陶製外容器の出土が墓の数から七点が存在したことが注目される。石室の面積からは、外容器は十点強が埋納できるのである。いずれにしても一基の経塚に複数の外容器の存在は確実であったといえよう。

一般的には書写された經典は法華經であり、経筒内に八巻を納めている。経筒の器形を推定するならば、外容器の蓋は上面が盛り上つている（盛蓋）ところから、柏尾白山平野塚のうち第六経塚出土の経塚や盛岡市沼津市三明寺経塚出土の経筒にみられる盛蓋でつまみの付いたもの（環蓋）が考えられる。高さ約三〇cmの外容器では、経筒の総高約二五cm、口徑約一〇cmほどまでのものであろう。

多数の經典を納めた可能性のある経塚は、その造営にあたつては大きな事業であったことが考えられるのである。異典書写から埋納まではかなりの財力を必要とするところから、一二世紀後半頃には政治的に台頭してきた有力武士層などが、経塚造営の施主として新たに登場してきていることが知られる。

一例として、建久八年（一一九七）銘経筒の出土した秋山経塚がある銘文にみられる「源朝臣光経」は施主であり、甲斐源氏加賀美連光の四男である。なお源頼朝の幕府創建に活躍した小笠原長清

(2) 経塚の造営者について

や南部光行とは兄弟である。これらのことから、一の森経塚過當に
ついてもその背景に有力武士層を考えることができよう。

試みに一の森経塚に近い在地領主層を推定してみると、若狭市
武田に拠った武田信義の男子たちをあげることができる。甲府盆地
北部へ進出して、瑞男忠頼は一条郷（甲府市の中心部）に拠って、
一条小山（現甲府城跡）に居館を設け一条氏を称している。慈信は
甲府市東部の板垣莊に拠って板垣氏を称し、有義は甲府市西部と北
部にわたる堀部莊、小松莊に拠った。なお石木御所（石和町）には
信光が拠って、後に武田の惣領職を維いている。

この一族のうち、中宮侍長左衛門尉・塙源右衛門尉ともいわれた
武田有義の存在が注目されよう。根拠地となった堀部莊・小松莊は
相川の中・下流域に広がっていたと考えられ、とくに小松莊は一の
森経塚の脚下に広がる相川扇状地が含まれていたであらう。

一の森経塚では銘文のある遺物などが出土していないが、北方に
続く二の森、二の森において経塚の存在が予想されるとすれば、考
古学調査によつて、経塚をめぐる課題を深める必要があるう。

(3) 経塚と中世陶器について

山梨における中世陶器の出土は、常滑、瀬戸、瀬戸美濃の製品が主
体である。これらの陶器が内陸部の甲斐國に搬入されてきたのは平
安時代後半のことである。

云は品であるが富士町の「藤原顯長、惟宗達清」銘の短瓶壺は瀬
戸窯（大アラコ古窯）であり、すでに紹介した秋山経塚では常滑壺
である。また雲嶽寺経塚（富士市）では常滑の三筋壺が用いられて
いる。なお柏尾白山平経塚、善心寺経塚の出土品など検討する必要
があらう。一の森経塚のものは深美濃の製品の可能性を述べたが、

さらに明確にすることが重要であると考えている。
山梨において経塚そのものの例が少ないところで一般化していく
ことは十分でないが、東海地方の漁業地との関係がかなり深いこと
が考えられるのである。

一世纪初めに始まる経塚過當が、甲斐國にも一二世纪初頭には
波及し、それとともに経塚用の容器として陶器が運びこまれてきた
のである。山梨における経塚過當は中世陶器との出会いでもあつた
といえよう。

また中世陶器が搬入された当初は、日常生活品としてよりも経塚
外容器や蔵骨器として、壺や甕が供給されたのである。これらを
必要とし、手に入れることのできた陶器は在地領主層などである
う。

一二世纪初頭には開拓された常滑窯や瀬戸窯は、一三世纪に入っ
て瀬戸窯も加えて飛躍的な段階をむかえる。常滑の製品を例にして
みると、北は青森県から南は鹿児島県までの太平洋岸全般に流通し
ている。なお深美濃は、愛媛県から岩手県までと常滑より流通範囲は
狭いことが知られている。

これらの中世漁業地から各地への搬入は、古代からの官道も用い
られたと思われるが、関東平野における常滑の出土遺跡の研究など
から、海上および河川を利用しての舟運の発達が指摘されている。平
安末期から鎌倉時代にかけて、甲斐國に多量に運ばれてきた中世陶
器類は、恐らく富士川水系が流通経路の主要なものであったことが
考えられるのである。一の森経塚の出土陶器類もこの経路で入つて
きたのだろう。

以上、一の森経塚調査報告のまとめにあたつて、多くの方々にこ

教示をいただいた。とくに東京国立博物館の関秀夫、愛知県陶磁資料館の井上吉久男、澤美考古学研究会の小野田勝一、山梨県埋蔵文化財センターの坂本美夫の各氏には出土遺物等についてご指導を賜わった。記して感謝したい。

本報告の執筆は、調査担当者で市史編さん委員会の磯貝正義委員長、萩原二男専門委員の助言を得て、田代孝が行った。実測図、写真などの記録類および出土遺物は、甲府市市史編さん室に保管している。

なお、本年二月一六日、下横琴寺町公会堂において、一の森莊跡遺跡の地元説明会を開催した。主催は相川地区自治会連合会（武井勝次郎会長）と甲府市市史編さん委員会、出席者は約四〇名であった。

注

- (1) 上野晴朗「山梨県勝沼町柏尾白山発見康和五年銘経筒その他埋納品調査報告」『考古学雑誌』四八一二 一九六二年
- (2) 赤羽一郎・小野田勝一編「常滑窯美」『日本陶磁全集』8 一九八一年
- (3) 鈴木裕志「三明寺経塚とその周辺」『沼津市歴史民俗資料館紀要』5 一九八一年
- (4) 桑垣勇夫「建久8年書写法華經出の経塚出土資料」『愛知県陶磁資料館研究紀要』1 一九八六年
- (5) 平野修「宮間田遺跡」武川村教育委員会 一九八四年
- (6) 三宅敏之「遺跡と遺構」『新版仏教考古学講座』第6巻 一九八四年

(7) (6) に同じ

(8) 磯貝正義「山梨県勝沼町出土の経筒について」『日本歴史』一七四 一九六二年

(9) 重松徳美「経塚の方位と、その遺地の在方」『山岳修験』創刊号 一九六一年

(10) 上野晴朗「甲斐國角見の鎌倉・室町時代陶器」『甲斐路』三 一九六一年

(11) 清瀬俊元他「高沢町徳開発見の「園長・治清」銘の短頸甕について」『甲斐路』52 一九八五年

(12) 赤羽一郎「閔忠平野における中世常滑窯製品の出土分布」『愛知県陶磁資料館研究紀要』3 一九八四年

参考文献

- ① 東京国立博物館「東京国立博物館出版目録経塚遺物篇」一九六七年
- ② 菊島(坂本)美夫「秋山経塚出土品」『甲斐考古』一二一一 一九七六年
- ③ 三宅敏之「経塚論叢」一九八三年
- ④ 関秀夫「経塚遺文」一九八五年
(市史編さん専門委員)

▲一の森鉱採遺跡風景(中央)



▲調査区(一の森山頂)



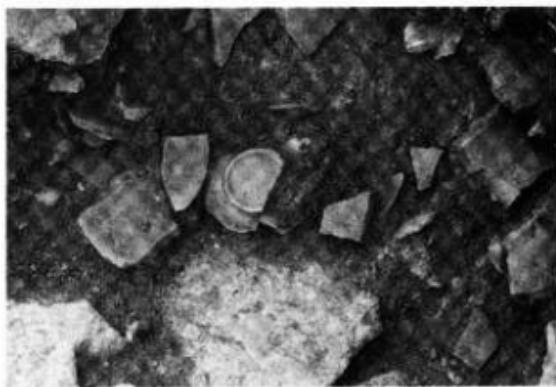
▲一の森山頂より眺望した甲府盆地



▲第一経探遺物出土状況



▲第二経探遺物出土状況



▲第三経探遺物出土状況



▲第一経塚



▲第二経塚



▲第三経塚





第一経塚出土経筒外容器



第二経塚出土経筒外容器



第二経塚出土経筒外容器



第二経塚出土経筒外容器



第二絆探出土絆筒外容器



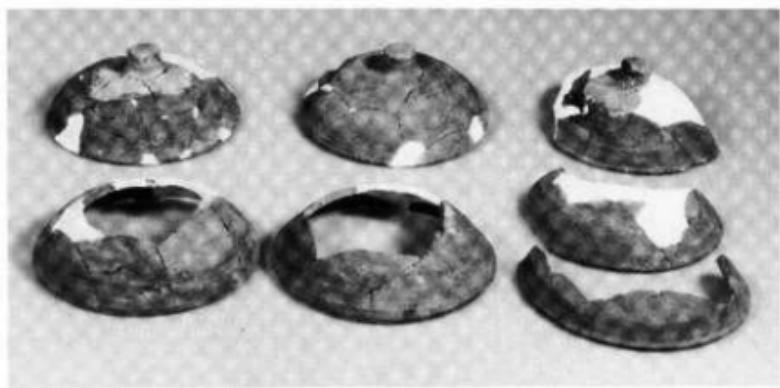
第二絆探出土絆筒外容器



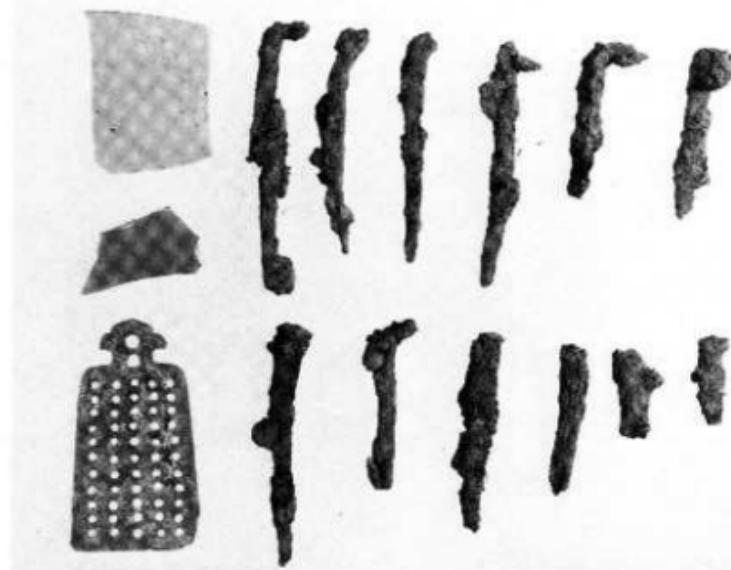
第二絆探出土山茶碗



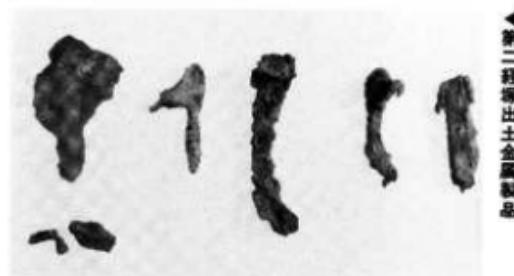
第二絆探出土絆筒外容器



第二絆探出土絆筒外容器(蓋)



第三経塚出土遺物(左上 白磁、左中 青磁、左下 銅製飾り金具、他は鉄釘)



▲第二経塚出土金属製品



▲造橋外出土の土器器

甲府市内における先土器時代研究の可能性について

保坂康夫

(日本考古学協会会員)

河西

学

(山梨文化財研究所)

はじめに

日本において、土器出現以前の文化が、群馬県岩宿遺跡の発掘によって発見されて以来、三十数年を経たが、その間日本全国にそうした遺跡が多数知られるようになつた。山梨県も例外ではなく、一九五三年の中道町米倉山遺跡の発掘以来、富沢町天神堂遺跡、同町櫛現堂遺跡、都留市一杯窪遺跡、中道町立石遺跡、一宮・勝沼町私迎堂遺跡群東北地区、高根町丘の公園一四番ホール遺跡などで発掘が行われ、比較的まとまった資料を得てゐる。先土器時代の遺跡は、一般に直径十数ヤロ前後の広さの地域に集中して遺跡群を形成するが、そうした地域にくらべて山梨県内の遺跡の数は少なく、遺跡群と言えるほどの地域も知られていない。遺跡発見の努力がさらに続けられる必要があることは言うまでもないが、遺跡群や巨大な遺跡が立地しない地域としての理解も必要となろう。

さて、甲府市内においても、先土器時代遺跡の存在が論議されている。一九六九年の南西地区十地区調査事業の工事中に、上石田

遺跡からポイントとナイフ形石器が採集されたことが、山梨県の先上春時代研究の先駆者である山木寿々雄氏と石黒良行氏によつて報告されている。これに対し筆者(保坂)は、立地と石器の形態や製作技術の面から否定的な見解を示した。¹⁾ 甲府市は、全面積の八分の五ほどの山地、四分の一ほどの冲積地、両者に挟まれた小規模な扇状地といった地形構成である。一般に先土器時代遺跡は、平坦な河岸段丘や台地に立地するが、甲府市内にはそのような地形がない。甲府盆地には、御遊堂遺跡や笠木地蔵遺跡のように扇状地に立地する遺跡もあるが、こうした地域には火山灰を主な母材とするローム層が分布している。ローム層の存在は、更新世のある時期以来、その土地が大規模に開拓されることはなかつたことを意味し、人類の生活跡が保存されている可能性を秘めている。しかし、甲府市内の相川や荒川の扇状地上には、ローム層の分布がみられない。このように、甲府市内では、地形や地質の面で先土器時代遺跡の発見に不利な条件がある。

ところが、一九八四年に、相川扇状地を構成する複数の下位から

ナウマン象臼歯化石が発見された。現地性のものは不明であるが、ナウマン象が生活しうる環境が周辺に存在していた可能性が強い。その年代については、火山灰より八万年以上古いものと考へられるが、そうした年代においても日本に人類が居住していた可能性についての論議がある。こうした化石の研究は、古生物学の分野であるが、人類の狩猟対象であるという見地から、考古学の立場からの研究の必要性が論じられている。

本稿では、まず相川河床にて発見されたナウマン象臼歯化石について、発見の状況や発見地の地質を報告し、考古学側からの研究の可能性を考えたい。さらに、甲府盆地の先土器時代遺跡の状況や地形・地質の状況を俯瞰し、甲府市内における先土器時代研究の可能性について考えたい。

一 ナウマン象臼歯化石の発見と考古学的意義

(1) 地質概要

甲府盆地は、北東部を関東山地、南東部を御坂山地、西部を赤石山地・巨摩山地に囲まれた三辺を有する狭小な内陸盆地である。周辺には黒富士・茅ヶ岳・八ヶ岳・富士火山などの第四紀火山が分布する。北東部の関東山地は、四十万帯を構成する小仏層群を基盤として、第三紀のカコウ岩類が北部の広い地域から御坂山地の一部にかけて貫入し、鮮新世の水ヶ森火山岩類や更新世の黒富士・茅ヶ岳の火山噴出物がこれらをおおっている。西部には糸魚川・静岡構造線が南北に走り、この西側では四万十帯の赤石層群・白根層群が赤石山脈を構成する。糸魚川東側の巨摩山地から盆地南東部の御坂山地にかけては、南部フォーマダナ地域を特徴づける新第三紀の海



第1図 ナウマン象臼歯化石産出地（点印）
(国土地理院2万5千分の1地形図より)

底噴火の火山岩類と泥岩とが分布する。盆地内には富士川と笛吹川およびこれらの支流が流れ、流路沿いに沖積層を堆積させ、山地から盆地への斜面には大小の扇状地を多く形成している。また盆地縁部には、更新世の風成堆積物フラン層をのせる曾根丘陵・市之瀬台地・牧丘台地・赤坂台地・蓮崎台地などが存在している。このうち曾根丘陵には、黒富士火山灰・蓮崎岩屑層、および湖成堆積物・風成堆積物からなる曾根層群が分布する。しかし甲府盆地の更新統については不明な点も少なくない。

(2) 相川産ナウマン象臼歯化石の発見

一九八四年甲府市在住の鈴木昭雄氏によつて、藤ヶ丘運動公園東側の相川河床でナウマン象の臼歯化石が発見された（第1図）。臼歯化石は、大雨後の相川西岸河床で、暗緑灰色シルト質砂層中にレ

シズ状に薄く挟在される華大・人頭大的砾層中に、風化した咬合面を上にして露出していた。現在この付近は、相川の下方浸食によつて削離され、化石が発見された露頭は見られない。

なお、発見以後の経緯を述べると、鈴木氏は発見した化石の調査を意図して、県教育委員会文化課の末木健氏に化石を託した。末木氏は調査を開始したが、折よく畠田孝司氏の来訪があり、本化石がナウマン象臼歯の可能性がある旨指摘を受けた。畠田氏の御紹介により、末木氏および筆者は、東京大学医学部の大塚則久博士に化石の調査を依頼した。その結果、ナウマン象の臼歯であるとの回答を得たが、年齢等、詳細については近々御報告いただけるとのことである。

(3) 化石発見地点の地形地質

相川は、甲府市北口上穂殿寺町近付で西沢川・仲川・東沢川の三支谷が合流してなり、下穂殿寺町付近において山あいの狭小な流路から盆地の開けた落路に開放されて、甲府市街を広くおおう扇状地を形成している。ただし、甲府市北口周辺から丸の内・中央・城東地域にかけては、より一段高い扇状地になっている。相川は、和田町付近で小河川の西川と合流したのも南流し、荒川橋付近で荒川に合流する。荒川は笛吹川に合流し、富士川に注ぎ込む。相川流域には、要害山から下蘿翠寺町の右岸と白山麓邊にカコウ岩体が、太良ヶ峰から帝都山にかけて太良ヶ峰火山岩類が、塙原町から湯村山の右岸および蘿翠寺から愛宕山までの相川左岸域に水ヶ森火山岩類が分布する。

発見地点の相川河床は、相川の形成した扇状地面を二・五剖面している。この付近の柱状圖を第2図に示す。

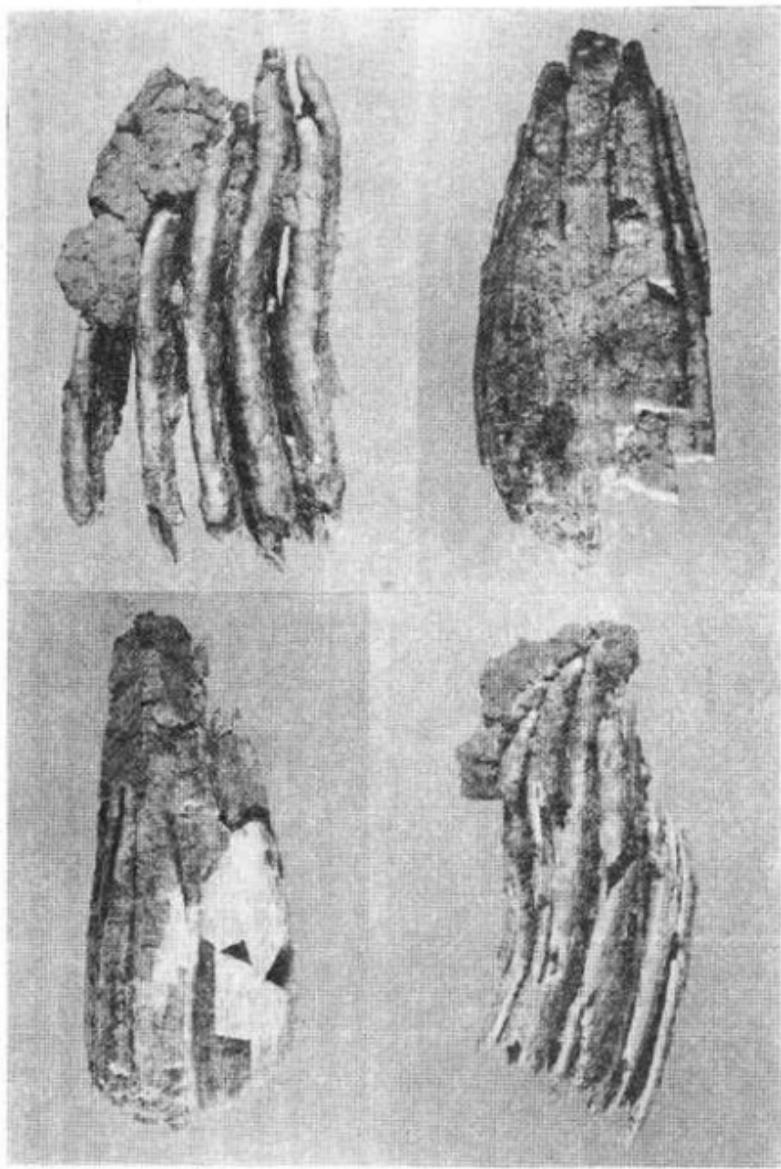
数下部には有機質を含む暗褐色粘土層が露出する。この粘土層の上位に厚さ一七cm(平均三cm)のピンク色がかかった白色ガラス質火山灰(仮称A-1-1)が認められ、流路の右岸沿いに露頭として遺跡できる。A-1-1の上には暗綠色の砂層と砂質シルト層が堆積する。砂層は葉理が発達し、シルト質部分・礫質部分をレンズ状に挟在する。②と④地点に露出する緑灰色シルト質粘土と暗褐色有機質粘土は、厚さ七〇cm以上のレンズとして上記暗綠色砂層中に挟在する。相川・西川合流点では厚さ約一・二mの輕石質火山灰(仮称A-1-2)が上部を扇状地性の疊層に不整合におおわれて露出する。扇状地性疊層中には、一枚の黄白色軽石層(仮称A-1-3・4)がレンズ状に存在する。しかしこれらのレンズは、均質な堆積構造を示さず異質層を含み、A-1-2の岩質に類似性があることなどから二次堆積した可能性が考えられ今後検討を要す。

ナウマン象臼歯化石の産出した地層は、前述の通りレンズ状に疊層を挟在する暗綠灰色シルト質砂層とされる。当時の露頭はすでに削離されているが、おそらく①・②・⑤地点に露出する暗綠色砂層と化石を産した地層とは一連のものと推測される。従つてナウマン象臼歯化石の産出層準は、チフラーA-1-1・2の中間に位置づけられる。

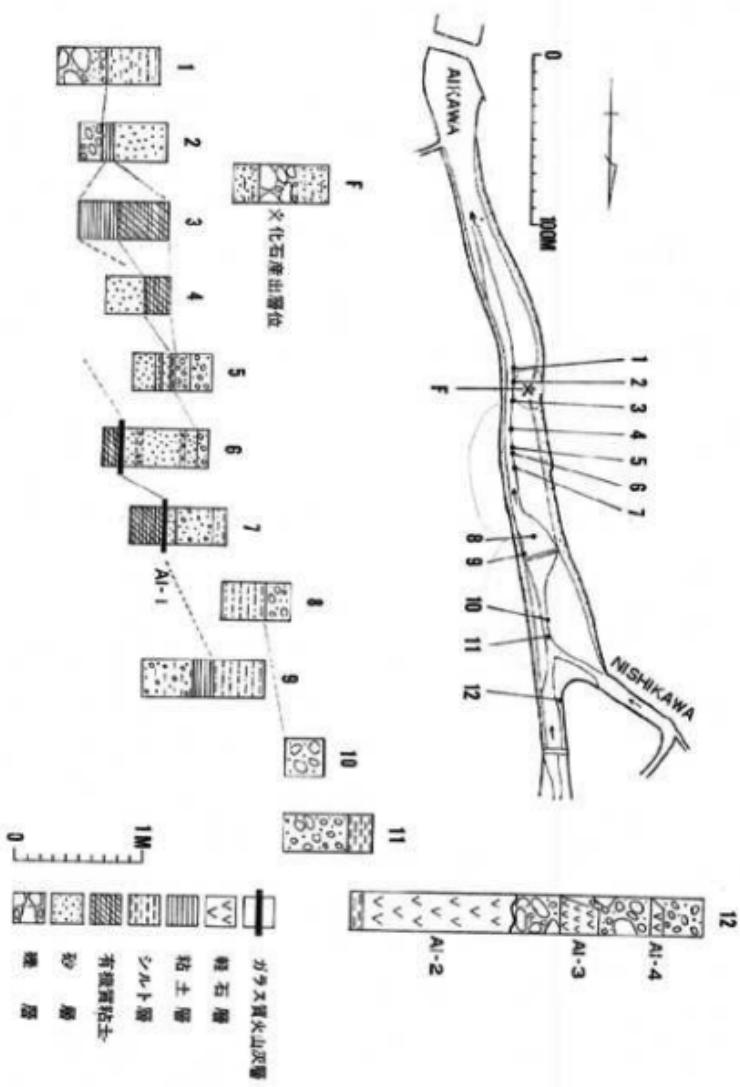
(4) テフラの記載

班晶鉱物・火山ガラスの屈折率の測定値はないが、チフラーについて記述する。

A-1-1 ピンクがかつた白色ガラス質火山灰。層厚一七cm、平均三cm。風化によって粘土化する。粒径は細粒砂・シルト大で分级良好。班晶鉱物として、斜長石・斜方輝石・单斜輝石・綠色角閃石等が見られる。



相川河床発見のナウマンゾウ臼歯化石（上段と下段は別個体）



第2図 ナウマン象白堊化石産出地点周辺の柱状図

閃石・不透明鉱物などが含まれる。緑色角閃石は他の重鉱物に比較して少ない。火山ガラスは無色細粒で、町田・新井（一九七八）の軽石型、遠藤・鈴木（一九八〇）のC・F型が普通である。まれに褐色C型がわずかに含まれる。

A-1-2 白色燧石層。層厚約1・2m、最大粒径2cm、分級はあまり良くない。葉理が発達する。風化によりやや粘土化。軽石は、発泡孔隙が小さく孔壁が薄く発泡良好であり、黒墨仔の細粒自形透晶をガラス中に包有する。單粒として存在する産品鉱物は、斜長石▽緑色角閃石▽黒雲母▽不透明鉱物であり、それぞれ鮮明で色彩も半自形を示す。

上記二テフラとも屈折率等の測定値がないので対比については不明である。A-1-1は細粒ガラス質火山灰であることから広域テフラの可能性が強い。A-1-2は、御岳第1燧石（Pm-1⁽³⁾）あるいはそれ以前のテフラに斑晶鉱物の点で類似性がみられるが、詳細については次回報告したい。

⑤ 更新世動物遺体の考古学的研究の必要性

こうした更新世動物遺体の考古学的研究から、種田孝司氏によつて進められていく。氏は、日本旧石器文化研究の課題として、三万年以前の文化が年代的にどこまでかのぼりうかるのかの問題、人間自身の遺体や骨角器を含めた動物遺体の研究のうちおくれの二点をあげる。古生物学の研究からして、大陸と日本の動物相は強く関連しており、大陸からの動物の移動とともに早くから人類が渡米してきた可能性が高いが、これらの動物遺体の中に人類存在の証拠をつかむことができたら、先の二つの課題は一举に解決されるとする。石器等の発見はいまだに局地的で量も少ないが、動物遺

体は古い段階のものから新しいものまでかなりの量が発見されており、産出層の存在の推定も可能である。これを意識的に追究すれば、石器等の研究よりも容易に、古人類の存在にせまりうるし、同時に生活状況も推論しうるというのである。

人類存在的証拠とは、石器の共存などながら、動物遺体自体の遺存状況や破碎度である。遺存状況では、自然状態とは違った状況を把握することで、特異や解体の方法、骨角の利用方法などを推論することができる。動物遺体の産出層を考古学的手法により発掘・記録する必要があるが、相川河床においても、今後こうした調査・研究のできる可能性が十分ある。

三 甲府盆地における先土器時代研究の展望

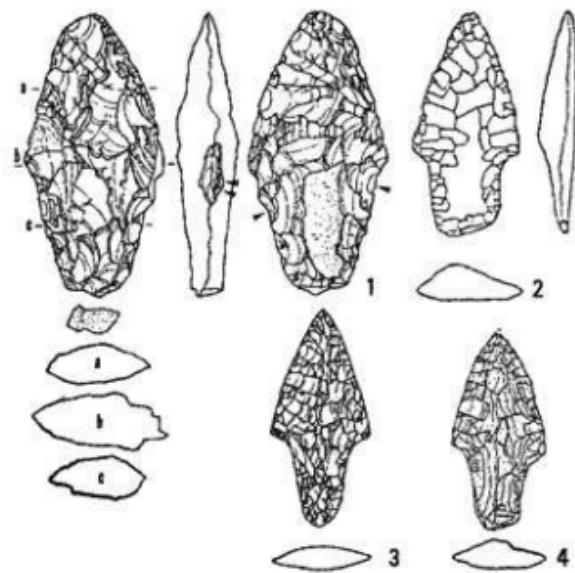
① 上石田遺跡発見の石器について

甲府市において先土器時代石器の論議のあった上石田遺跡の出土品は七点あり、山本秀々氏によって報告されている。また、そのうちのポイントとされたものは、石黒良行氏によつても報告されている。筆者（保坂）は、山本氏の御好意により、これらを再報告する機会を得た。

上石田遺跡は、無用川扇状地の北東部の扇端近くに立地する。本地域は、沖積低地に流入した河川の流路堆積物によつて形成されており、ローム層の存在は知られていないし、石器発見時においても確認されていない。発見された石器の中には、残念ながらナイフ形石器は存在しない。さらに、ポイントとされたものも以下の点より繩文時代の石槍と考えられる（第3図1、長五・一四）。

全体の形状は、器体中央が突出し、幅広で、基部端が調整されて

おらず平坦である。中央突出部より上半の縁部が「ハ」の字形に開くように見え、幅が広く器体の半分の長さの大きな基部をもつ有舌尖頭器のような形状である。問題は、こうした形状が意図的に作り出されたものかという点である。基部の作出については、先端部側の剥離が平坦で、先端部全体を覆うほど深いのに対し、基部側は急



第3図上石田遺跡採集の石槍と類例（縮尺不同）

角度で、中央に自然面や素材の剥離面を残しており、両者が違った剥離技術で作り出されている点から、意図的であると言える。突出部基部側の抉りについては、抉りを形成する剥離が周辺の剥離よりも急角度であり、やはり意図的であると考えられる。こうした石器は、山本氏や石黒氏が指摘するような、長野県男女倉遺跡の槍先形尖頭器や新潟県中林遺跡の有舌尖頭器の中には見い出し得ない。非常に近い例としては、長野県茅野和田遺跡四五号住居址出土の石槍があげられる（第3図2、長四・五cm）。この住居址では菅原1式の土器が出土しているが、本遺跡でも同時期の土器が見い出されており、これらの土器に併出したとしても不思議ではない。同様の形態のものが九州西海群落（第3図4、長四・九cm）や北海道（第3図3、長四・三cm）などで多く見い出されており、その系譜について今後十分に検討しなければならないが、立地の問題も含め、この石器を绳文時代のものと考えた方がよさそうである。

(2) 甲府盆地の先土器時代遺跡

山梨県内では、富沢町の河岸段丘や八ヶ岳山麓の高根町念場原などで比較的多くの遺跡が発見されている。甲府盆地内では、曾根丘陵上に比較的多くの遺跡がある。中道町米倉山、下向山、立石、上の平、後山、富貴村井二郎、横畠の各遺跡でナイフ形石器等が出土している。曾根丘陵東方の扇状地上では、一宮町笠木地蔵遺跡で槍先形尖頭器、一宮・勝沼町秋葉堂遺跡群越北地区で槍先形尖頭器やナイフ形石器などが出土している。また、市川大門町一宮の前遺跡では、彫器が見い出されている。市ノ瀬台地では、六科丘遺跡でナイフ形石器と槍先形尖頭器が出土している。赤坂台地では、双葉二号墳下から槍先形尖頭器が出土している。牧丘台地では、込山遺

跡付近で北日本地域に多い舟底形細石刃核ブランクが表採されている。

これらの遺跡で、石器や剣片の集中部が見い出されたのは、根羽賞遺跡と立石遺跡のみである。根羽賞遺跡では、七六点の石器・剣片が江戸約二〇〇の範囲に集まっている。立石遺跡でも石器・剣片集中部は二ヵ所程度であったという。その他では、一点から数点の石器が見い出されたのみである。しかも、石器ばかりで、石器の数を凌駕するはずの石器製作時に出現する剣片はほとんど見い出されていない。これらは、先秦時に表土や土壤覆土中で見い出された場合が多いが、後周、上の平、米倉山、弥二郎、横畠、宮の前などの遺跡で先土器時代遺物の発見を幾回してかなりの面積のローム層の調査がされている経緯がある。

石器だけを少數点出する遺跡、少數点の石器・剣片の集中部が少數存在し複数・配石を伴わないような小規模遺跡といった遺跡のあり方をどう見るべきであろうか。この遺跡が存在する意味を理解するため、次のような仮説も成立しうる。石器原材の黒曜石産地である八ヶ岳西部地域と、その消費地である関東・東海の遺跡群の間を行き来する集團が残した一時的な遺跡であったとする考え方である。したがって、甲府盆地周縁部は、定着して生業を営むべき土地としては意識されていなかったとも考えうる。

甲府市の位置する甲府盆地北部は、発見された遺跡の数が少なくまた遺跡の立地しそうな地形も少ない。黒曜石産地へのルートとしては、あまり利用されていなかつたとも考えられる。甲府市内における遺跡の発見も、以上の点からすれば可能性が低いと言わざるを得ない。しかし、これはあくまで仮説であり、調査・研究の努力は

強力に続けられねばならないことはいうまでもない。

(3) 人類遺跡と地質

先土器時代の遺跡は、台地上の風化火山灰から主としてなるいわゆる「ローム層」中に含まれる場合が多い。しかし「ローム層」と呼ばれるものの中には、風化テフラばかりでなく、斜面上方から移動してきた土層や風化物・土石などによって構成されている場合が少なくない。今まで甲府盆地周辺で発見されている先土器時代の遺物は、曾根丘陵・牧丘台地・市之瀬台地などの「ローム層」中、あるいは地表で採取されたものである。しかし、これらの遺物量は、関東平野や長野盆地に比較して少ないものになっている。

テフラは、噴火口から上方に噴出されて、上空の風向きにより一級には東方に降灰する場合が多い。南関東地域に分布する厚いチフテラ層の形成は、西方に位置する富士火山・箱根火山によるところが大きい。特に先土器時代遺物の多く含まれる立川ローム層の大半分は、富士火山起源のテフラからなる。これらの厚いテフラの堆積で上下を密接されることによって、長時間を経過した現在でも発達の過程において遺物が発見できるわけである。さて、山梨では富士火山が南東に位置するため、御坂山地以南の梓川流域では厚い富士テフラにおおわれているが、甲府盆地内の台地上では薄い。例えば曾根丘陵の上の原遺跡では、立川ローム層相当層が約一メートルの厚さを示す。これは甲府盆地内の台地が富士テフラの分布域の北限付近に位置しているためと考えられる。

宮城県下では、十数万年⁽³⁾とも二〇〇~三〇〇万年⁽⁴⁾ともいわれる遺物出土の報告がなされている。曾根丘陵では、河用による開拓が進み立川ローム相当層が削除されている部分もあるが、保存の良い場合に

は立川ローム相当層より下位に二三以上の風化テフラの堆積があり

最下部にはリードーIを挟んで。從って盆地内の台地において、立川ローム相当層ばかりでなくより下位の層中からも先土器時代遺物

出土の可能性はあるだろう。ただし、甲府市内にはこのような台地の分布はみられない。

ナウマン象臼歯化石が発見された相模川河床の地層は、シルト・砂の細粒堆積物が主体で分級も良好であることから網成層あるいは河成層と考えられる。ローム層の酸化・酸性条件下では、動物の骨・歯化石の残存は極めて困難である。これに比べて水成層は動植物化石の保存に関して良好な条件を備えている。盆地内には、相模ばかりでなく、山梨県足利川でもナウマン象化石が露出している。昔根層群中にも臼歯化石を多産する湖成層が存在する。またこれらの延長として盆地内に中・上部更新統が存在している。水成の中・上部更新統は、人類とそれをとりまく環境の情報が保存されている対象として、地質学的な対象というばかりでなく考古学的視点からも今後調査が必要であろう。

さらにつけると甲府市内には、上石田・朝氣・飯田一丁目遺跡など冲積層中に見出された調査時代以降の遺跡が存在する。これらは河川の自然堤防などの微高地上に位置し、河川のはんらんや流域の変更によって埋没したものと考えられる。一時期に大量の堆積物によって埋積されその後の浸食作用がないならば、遺物等にとつて良好な保存条件であるといえる。水田耕作や建築物によって地表面が被覆されると、表面採取だけの遺跡分布調査からは遺跡の確認が困難な場合も少なくないであろう。しかし、低平地に広がる冲積層中に存在する遺跡が環境情報をより保存していることから、今後

さらに重視していく必要があろう。

おわりに

甲府盆地での遺跡や地質の状況を見ながら、甲府市内における先古時代遺跡の発見に困難な条件がある点を示したが、ナウマン象臼歯化石の発見によって、研究の進展に一筋の光明を得たと言え。相模川河床産のこの化石は、八万年より古いものとしたが、現在日本最古の石器群が十数万年前とも一〇〇～三〇万年前とも言われ、古人類が生活していた可能性がある。さらに、ナウマン象などの更新世動物遺体の考古学的研究は、古人類に迫る近道と言える。遺跡の存在しそうなローム層もさることながら、動物遺体の保存が予想される水成層も今後精力的に追跡する必要があろう。

最後に、本稿をまとめるにあたり、鈴木昭雄氏、大塚則久博士、末木健氏に御助力いただいた。衷心より御礼申し上げる次第である。

注

(1) 鈴木忠司一九八四「先土器時代の知識」

(2) 山本寿々雄一九七〇「甲府盆地底部出土の旧石器文化ならびに縄文文化中期の遺跡について」(『甲斐考古』七一三所収)

(3) 石黒良行一九七〇「甲府盆地底部出土のポイントについて」(『甲斐考古』七一一所収)

(4) 保坂慶夫一九八五「山梨県下の先土器時代資料の検討」(『山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター』研

(研究要) 2 所収)

- (5) 繼済企画室総合開発局編一九七三『土地分類図(山梨県)』
- (6) 稲田英司一九八四「更新世哺乳動物遺体の産状と人類文化—旧石器時代研究の課題—」(『考古学研究』第三卷第一号所収)
- (7) 町田洋・新井房夫一九七六「広域に分布する火山灰—拾良 Tn 火山灰の発見とその意義—」(『科学』四六、三三九)三四七)
- (8) 遠藤邦彦・鈴木正幸一九八〇「立川・武藏野ローム層中の火山ガラスの産業層」(『考古学と自然科学』一三、一九)三〇)
- (9) 小林国夫・清水英樹・北沢和男・小林武彦一九六七「御嶽火山第一浮石層—御嶽火山第一浮石層の研究その1—」(『地質学雑誌』七三、二九)と三〇八)
- (10) 注(6)と同じ
- (11) 注(2)と同じ
- (12) 注(3)と同じ
- (13) 注(4)と同じ
- (14) 高木秀夫・中山正民一九八三「甲府盆地西部地域の地形」(『日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要』)
- (15) 注(2)と同じ
- (16) 森鷗外・川上元・森山公一他一九七五「男女倉」
- (17) 芹沢長介一九六六「新潟県中山林遺跡における有舌尖頭器の研究」(『日本文化研究所報告』2)
- (18) 藤森栄一・宮坂光昭・桐原建也一九七〇「茅野和田遺跡調査報告書」
- (19) 安東勉一九八五「西海・五島列島をめぐる漁港活動」(季刊『考古学』第一号所収)
- (20) 上野秀一九七六「T一二〇遺跡」(『札幌市文化財調査報告書』一三)
- (21) 石器の形態をみると、横刃遺跡で切出形、米倉山遺跡で基部加工のナイフ形石器が見い出されている他、部分加工や二側刃加工のナイフ形石器があり、槍先形尖頭器や細石刃核もみられることから、少くとも武藏野一期、相模野一期以降の人類の居住は確実であろう。
- (22) 国村道雄一九八六「列島考古の人類文化の系譜—宮城県北部の旧石器時代遺跡群—」(『歴史学』一四卷四号所収)
- (23) 稲田俊昭一九八五「宮城県における旧石器時代前・中期をめぐる最近の批判について」(『旧石器考古学』三一)

(=後編=)

甲府にみられる墓碑・墓石の変遷

はじめに

遺体を葬る際、古くは枕石でいどものものが埋葬地に置かれるならわしがあった。これはあながち標識というものではなく、忘れ去るものであった。柳田国男の「葬送習俗語彙」では標識のある祭祀地をムシヨ、サンマイと呼んでいたのが古語であるといふ。ハカはもの過去にする考え方の言葉で、ハカが墓石を意味するものに解せられたのは平安中期の天台宗の高僧慈惠大師が天孫三年（九七二）に記した遺言に、石卒塔姿を立て、弟子達が米礼する様子にせよと書かれたのが墓標のはじまりといふ。甲府市内に所在する中世の墓標は支配階級か有力者の限られた階層の人々のもので、多くの部下や親族らが死者の靈を供養するための墓碑が多かった。一般の人々が遺骸を葬った埋め墓は忘れて去る考え方から標識はなく、近世になってから寺の説教や次に墓府の寺領制度で遺骸尊重の気風が濃厚になって、時代が下るにしたがって埋葬地に墓石を造立することが常識になつた。そして墓石に財のあるものは豪華なものとなり、貧しきものは三年忌、七年忌をのばして一三年忌、一七年忌に造立するような気風もあつた。

無縫塔

湯村の塩沢寺の危険け地藏堂の隣接地に無縫塔が三基並んである。中世の石彫塔には供養塔が多いが、この無縫塔は馬塔として建てられたものであろう。京都の泉涌寺開山不可斎和尚が安貞元年（一二二七）末に渡り示寂、間もなく泉涌寺開山堂の中に宋人の石工の作と伝える圓山塔が建立されたのが日本の無縫塔のはじめとう。また一説として唐の南陽の忠國師が自身の没後に何を銀むかと天子の代宗から間われた際に「老僧がために齒の無縫塔を作つほしい」と答えたといふ。禪宗で重んじられている「齊嚴録」の記文に載るもので、無縫塔という名稱はこの時から現れており、元来が卵形であるので、縫目がない意味である。僧侶の墓塔形式としてふさわしいので創案の禪宗はもちろん、禪宗以外の寺でも僧侶の墓石にはこれを用いるようになつた。

無縫塔には單側と重制の二種形があり、塩沢寺の無縫塔は三基が並んでいるが、いずれも重制で、右端のものが県指定文化財である（写真1）。構造はいちばん下に基盤の石台、その上に平面六角形の竿を建て、次に四段芭蕉花弁をもつ中台を載せ、最高部に高さ五

小沢秀之

二頭の卵形の塔身が据えられている。塔身の上から下までの曲線が

といった功德が説かれている。

力強く、古調を帯びている。竿の一面に応安(北朝)七年(一三七四)の銘があつたが、今は微である。なお三基のうち中央の無縫塔は塩沢寺中興の権大僧都印全法和尚の墓塔で、正保五年(一六四八)、左端の塔も元禄年代の墓塔である。

善光寺の無縫塔 善光寺町善光寺の墓地に承保一〇年(一五六七)没した圓山光普(空)大和尚以下すらり一〇数基歴代和尚の無縫塔が並んでいるが、いずれも重制の塔で、この時代には縫高一・五四mに及ぶ、長大なものに変化した。

一蓮寺の無縫塔 太田町一蓮寺にも歴代住職の無縫塔が同様すらり並んで一画を成している(写真2)。いずれも單調の造立である。単調は下部の基壇、その上に蓮弁の諸花、そしてすぐ塔身となる単純な積重ねであるが、塔身の卵形をことさら太く、高くつくつる傾向が江戸期に濃厚になつた。一蓮寺のすらり並んだ中で一基を測つてみると宝永二年(一七〇五)建立のものが高さ一・三九m、塔身の円周二・〇〇mの大きさである。この江戸期には民間でも無縫塔造立の風も見え、卵形の一面を平らにし、戒名を入れたものもある。

宝 瓢 印 塔

湯村・塩沢寺に無縫塔と並んで宝瓢印塔一基がある(写真3)。構造は基礎・塔身・笠・相輪の積重ねであるが、相輪を除けば全部方形の四角である。宝瓢印塔は中國の密教の「一切如來心秘密全身舍利宝瓢印陀羅尼經」の教えから来た名称で、「この塔に一香一華を供え礼拝供養すれば災害から免れ、死後は必ず極楽に生れる」と

鎌倉初期から日本各地に造建されて来たが、塩沢寺の宝瓢印塔は南北朝時代に造立された安山岩製で、基礎の部分が二区に分けられ、正面に二個ずつ格狭間を彫り出している。塔身の高さはあまり高くなく、四方に浅い葉彫りながら雄渾な古体の梵字(東・西・南・北)を配列し、笠は階段状に四段、下部に二段をつけ、笠屋根の隅筋り突起は四振のうち二振は欠落、一振も半ば崩け落ち、完全のは僅か一振のみとなっている。笠の上に立つ相輪は漏盤(うけはな)の上に九輪が刻まれているが、その上の諸花・宝珠が欠落しており、塩沢寺宝瓢印塔はこのような崩壊ぶりに文化財生命を低めた。

一孤飛つた隅筋り突起を測って見ると、突起先端が僅か一・一m外にひろがつており、外見上ではほとんど直立姿勢に切った鎌倉中期の特徴を感じしめている。

武田信玄の宝瓢印塔 古府中町大泉寺に武田信虎の五輪塔がコンクリートの頃の中に安置されている。その東と西に宝瓢印塔があるが、これは信玄廟とは別の供養塔である。岩槻町円光院には信玄の妻二条夫人の墓塔宝瓢印塔があり(写真4)、また和田町法泉寺には武田信玄が開創した寺として信武の宝瓢印塔(写真5)と勝頼の宝瓢印塔があるが、信武・勝頼らは戦乱の中で没しているので、後に靈をまつた供養塔である。

二条夫人は元龜元年(一五七〇)甲府・國賀ヶ崎館で没し、生前に誓護寺として石和の古寺を屬國ヶ崎館の東に移し、円光院と寺名を改めた由緒もあるので、二条夫人の道場は没後すぐここに遷され、埋葬したので、明らかに墓塔である。一方、大泉寺は信玄が父信虎の誓護寺に創立したが、信玄の方が先に天正元年(一五七三)

信義・伊那の駒場の陣営で没し、その子勝頼は天正二〇年（一五八二）天日山へ向う途中の田野で討死、武田家は滅びた。和田町法泉寺に勝頼の宝篋印塔が祀られてある。勝頼の首級は織田軍によつて京都で屠された。その残虐さに妙心寺住持南化和尚は羅田信長に首級をもらい受け、一時、妙心寺に葬った。そして本守である法泉寺の伏木押師と謀つて、甲斐へ歎髪を持って帰り埋葬したのが勝頼供養の宝篋印塔である。また武田信武は武田家九世の当主、甲斐の守の時、元徳二年（一三三〇）月舟周利押師に帰依し、同師の初祖である夢忍國師を開山と仰いで法泉寺を創立した。のちに足利尊氏の歎過を受け、安芸、若狭等を管領し、信義、尾張にも領地を持つ戦国大名となつたが、尊氏没後は勢力は縮ち、既年は剃髪し、北朝の延文四年（一三五九）に没したので、法泉寺に葬つたと記録されている。別に五輪塔があり、宝篋印塔は後に供養の時に造建されたものである。信武・勝頼の塔には相輪が無く、かわりに五輪塔の空・風輪を表しているが、石彫美を見苦しくしておらず、おもしろ空・風輪を除いた方がよいのではないか。

諏訪頼重夫妻の墓 東光寺町東光寺に風化と崩壊の姿がはげしい諏訪頼重の墓がある。信義の諏訪領主であった頼重は天文二一年（一五四二）七月武田氏に滅ぼされ、甲府の坂道信方の邸に幽閉されていたが、同七月二〇日自刃した。頼々夫人は信玄の妹で、同二年一月十九日没した。この夫婦の宝篋印塔は東光寺の一画にある。頼重塔は高さ六三cm、相輪は半分欠落、笠の崩れ突起も欠け、ただ基礎の格狛間だけは明瞭の形で残り、上部の宝珠先端形起伏線が五つ、宝瓶期の装飾である。一方、頼々夫人塔は高さはやや低く、格狛間の形は平たくなり、上部の宝珠先端形起伏線が逆に窪み

から始まる特異な形となつていて、

これら武田関係宝篋印塔はそれぞれ時代差の特徴が開拓り突起に現われており、その先端部が時代を下るにしたがつて別記の表のように開いている。

次に宝篋印塔の第二の特徴である基裏に彫られた格狭間については、塩沢寺の塔は格狭間の湾曲したふくらむした線が柔らかく表現され、上面の宝珠先端形にある突起とその下の起伏線が合わせて三つ（鎌倉風格）、また円光院の塔と大泉寺の西の塔の格狭間は上部の起伏線が七つとなり、さらにその縁取り線の中へ盲透子を描き飾つており、その透子数は大泉寺塔の方が少なく、飾り方に時代差が見える。

塩沢寺の塔	19度
円光院の塔	22度
頼々夫人の塔	22度
大泉寺西の塔	23度
法泉寺信武塔	28度
大泉寺東の塔	28度
法泉寺勝頼塔	29度

五 輪 塔

五輪塔は仏教の五大思想である地・水・火・風・空の宇宙觀を表すものを石造で示したものである。この五輪塔の形に現わしたのは中國の鐵塔、印度の卒塔婆などをもつて起源説が出ていて、日本でも舍利（骨片）を入れる宝塔形に、基礎と宝珠を加えたもの（川藤政太郎）、また大日如来の座つた形から五輪塔が生れたという說

(飯田喜一郎)などがある。

鎌倉期では五輪の各輪に「ギヤ・カ・ラ・バ・ア」の梵字が刻まれ、江戸時代になるとこれが上から「空・風・火・水・地」と日本文字となり、このほか「南無阿弥陀仏」や「妙法蓮華經」の文字を各輪に入れるようになつたことは、五輪が大日如来を本尊として供養塔として発展してきたことを物語つてゐるものである。

武田義信の墓塔 武田義信は信玄の長子(母は三井夫人)であるが、妻に駿河の今川義元の娘をめとった関係からちに武田・今川両家の戦国期の勢力・領土争奪の拮抗の間に、義信の謀反説もあって、永禄八年信玄は義信を幽閉した。そして同一〇年(一五六七)死去したので、遺骸は東光寺に葬つた。東光寺墓地にその五輪塔が謙訪頼重の墓のそばに造建されてある。五輪の各輪に「ギヤ・カ・ラ・バ・ア」の梵字が刻まれており、縦高八七cm、火輪中央部の軒先厚み五cmに対し、左右の軒の厚みはのびて、〇cmとなり、緩い反りとなつてゐる。水輪はやや平たく、地輪は縱長で、室町期の作と見られる。

大乗寺の信虎の塔 甲府市内に存在する五輪塔の大きい方の部類に属するが、上部の空風輪が欠落し、かわりに宝瓶印塔の相輪を載せており、山梨県史跡指定記念板にも数年前の修復の時に相輪を削えていたことが掲示されている。文化財価値を低下した姿である。地輪から火輪までの高さは八三cmで、空・風輪を載せた高さを推定すると一三cm以上になつてゐるものであろう。地輪は長方形の縱長で四方各面は無地型、水輪は高さ二六cm、直径(推計)三六cm、豈かな円の張りが見え、火輪の軒先中心部の厚み六cmに対し両端軒先は七・五cmの僅かな反りとなつており、鎌倉末期の風格がみえる。信

虎は信玄の天文一〇年(一五四一)の自立によつて、駿河の今川義元を頼つて退職。その後諸國を放浪して暮らし、天正二年(一五七四)三月五日信玄死後翌年に僧徒として病没した。大泉寺は生前に文字と書かれた「南無阿彌陀仏」や「妙法蓮華經」の文字を供養塔として創立していたので、ここに葬られた。

通鑑院の五輪塔 桜井町に信玄の弟信廉(追善軒)が開基した曹洞宗の道場院がある。同寺境内墓地の西寄りに同町久保寺村遠氏方の墓があり、同家代々の墓石の並んだ中央に縦高一・五二m、上から空・風・火・水・地の文字が表面に刻まれ、地輪には左右両側に銘文が刻まれた五輪塔(写真6)があるが、材石が堅灰岩のため風化による磨滅度がひどく、読み難い中から次のような文字が解説された。

□□□「□□□

五輪一基」著也

千時寛永九エ申二月一日 施主□

在鏡によつて江戸初期の五輪塔と確認された。久保寺家の祖先は同地の桜井を所領し、その地名をとつて桜井刑部少輔といふ人物であつたが、武田信虎の甲斐国秋一の攻略段階で滅ぼされ、信濃の村上義清を継つて落ちのびたが、後に村上義清も信玄時代の攻勢で越後に追われた。この時久保寺家祖先は討死したのか判然とせず、子孫が信玄の家臣になつて再び桜井村に落着いたといふ伝承がある。元は桜井村の奥地にあつた墓碑・墓石群を道場院に移したのが現在の大五輪塔のほか十数基である。五輪塔の特徴は火輪の軒先に僅かの反りによって豪快な作風を見せ、水輪はやや平たい感じであるが、水・火輪との均衡を保つ美しさをもつてゐる。

なお久保寺家墓地には石祠の中に二体の一石五輪塔が納められた

珍しい夫婦像と思われるものがある。

加藤光泰の五輪塔 善光寺町の善光寺に県史跡仮指定となつてゐる。加藤光泰の五輪塔がある。安山岩の建造で黒々と亮を持ち、造造院の久保寺家五輪塔と同様、空・風・火・水・地の文字を一輪ずつに刻み、總高一・四一メートルで、久保寺家塔よりやや低く、火輪の高さは加藤五輪が八センチ高く、軒の長さも長く、また中央部軒先の厚みは加

藤五輪は薄くこれによつて両端の軒の反りは強くハネ上り、水輪は円周が三〇センチほど加藤五輪の方が久保寺五輪よりのびており、それだけ平たい形となつてゐる。このように江戸中期に入つて変り方を示した。加藤塔の地輪は各四面に縁取りを行い中をほりくぼめ、そこに加藤光泰の延生がほりめぐらせて書かれてある。甲斐國領主であった加藤光泰は豊臣秀吉の命で朝鮮征伐に出陣、文禄二年（一五九三）八月二十九日釜山浦で病没、群臣が棺を持ち歸り善光寺に葬つたが、五輪塔は子孫によつて元文四年（一七三九）一二月二十九日造建されたものである。

この文禄の朝鮮役で、加藤光泰のあと申斐の領主となつた浅野長政、幸長父子は、幸長が慶長二年（一五九七）再度の朝鮮役に出陣した。この時親族や家臣ら多數が戦死した。同二年に大泉寺でこの戦没者らの法要を行つて二基の慰靈五輪塔を造建した。この二基はすでに江戸期の平たい水輪に、薄い火輪の軒反りがハネ上つた五輪塔になつてゐる。

信立寺開基の五輪塔 台石まで總高一・五五メートルで、上から妙・法

・蓮・華・經の日蓮宗題目が一字ずつ刻まれてある。開基の日伝上人は天文一七年（一五四八）二月一日に遷化しており、この五輪塔は追善供養として二十四世の日清上人が寛保三年（一七四三）夏

造建したものである。またこの五輪塔のかたわらに信立寺創立の大旦那として武田信虎の五輪塔が造建されている。やはり妙法蓮華經の文字を五輪に刻み込み、日伝上人塔と同じく江戸期の造建である。この二基が並んだ塔形を代るがわる見比べると、火輪の軒反りの相違が著しく違ひ、造建年は同じ寛保二年でも石工は同一人でなく、異った人物がつくり上げたもので、作風にそれが現われている。

小五輪塔群 土中から出現 昭和五六年九月、甲府市伊勢三丁目に出土した。これは廢寺の般舟院跡地の跡地であつた。般舟院は武田領国時代に一条小山（現甲府城跡）にあつた時宗道場一蓮寺三六院の一つであつたが、甲府城の築城の時現在の伊勢地区に移転してきていた。明治初期に廢寺になり、墓地の跡は荒川の度び重なる氾濫で埋没してしまつたのが側溝工事によつて掘り出されたものである。墓石の形は古く、おおむね南北朝から江戸初期にかかる形式のものである。全体として規模は小さいながら、かように大量に出土する例はなく、市教育委員会では昭和六一年三月、魔殺舟院墓石群一式として市文化財に指定、太田町一蓮寺内庭に整理、保存中である。

板卒塔婆

五輪塔は江戸時代に入つて板碑型一石五輪塔などに変遷していった傾向もあつたが、その形態は板卒塔婆の形に残つて現代も葬儀の時、回忌供養の時、施餓鬼会の時などに墓前へ捧げられる。

板 碑 系

石造作品で市内最古の建立説を持つ碑は塙井寺地蔵堂の更にある

大きな板碑である（写真7）。貞和六年（一三五〇）の在籍で、貞和は北朝年号。その年の正月に「觀心」と改元されているが、改元の事を知らずに安山岩に刻み込んでいるのは南北朝争乱の時代相を現した歴史的碑である。高さ二・一五m、幅〇・九五m、上部が山形に尖り、その三角形の下に横二条の切込線を造ったのが板碑の特徴である。切込線下部は額部が設けられ身部との境をなしている。身部は長方形で、上方中央部に梵字で大きく弥陀體（ギリータ）が刻まれ、その下部に造立題旨、年記、廟主等が刻まれ、左側面には大工跡があつたが今は「大工」とのみで消失してしまっている。

この碑は昭和一二年の頃まで文化財保護の旧法である史跡名勝天然記念物法によつて単に「古碑」として山梨県指定となつてゐるが、植松又次氏（山梨郷土研究会理事長）が小学校教師の頃、碑の足部を掘り埋もれた文字を解説した結果、「当莊本主」の三年忌に當り、結集した講が造立団体となつて供養の石碑を立てたことが明らかとなつたといふ逸話があつた。貞和六年の頃は湯村付近は志麻庄、福田庄、小松庄などが入り組んでいた所と、どこの「当莊本主」か、それは誰かは言らぬにしても南北朝時代の歴史を伝え、また確かな歴史形影りで弥陀體を刻し、新興仏教の弥陀信仰を現した鎌倉末期の遺構を伝える板碑である。

板碑型一石五輪塔 江戸時代に町年寄をつとめた日記「坂田文書」で知られる大和町坂田家の墓が中央三丁目瑞泉寺にある。坂田家初代と二代の墓碑二基は甲府戦災の時倒れて壊れたのを補修し、今は石造彫型の中に立つている（写真8・9）。初代源石門は天正一年（一五六二）に死亡、その夫人は元和六年（一六一〇）に死去了したことが塔の両側に彫られてあるので遅くも七年忌あたりに造立したと推定すれば寛永四年（一六二七）である。もう一基坂田家

一代の与市左エ門君は同様夫婦の碑で、この塔も寛永時代に入つての造立と推定される。板碑型一石五輪塔は背面部は自然石の荒削りであるが、表は平面とし、上部山形の尖りと、その三角形の下に二本の切込線を彫り込んだところは板碑と要らない。そして長方形身部の上部に南無阿彌陀仏の念佛称号を記し、左右に死者夫婦成名、死没年月日、下部中央を彫りくぼめ、その中に一石五輪を浮彫して板碑と五輪塔を巧妙に調和させている。坂田家初代君は高さ一・三六m、二代君は上部山形と切込線の板碑特徴がなくなり、五輪形態は初代のものより写実的な変化を見せてゐる。

瑞泉寺にはもう一基、内藤家墓地に一石五輪塔がある。高さ一・七一m、幅〇・五四m、石の厚み〇・一二mで、上部に山形の尖りの板碑型を、縁とり式に彫りくぼめたところは濃醇的に変化している。中央に南無阿彌陀仏の称号、その下に五輪塔を浮彫りにしたところは坂田家塔と同じで、また火輪の針先を逆三角にした点も、坂田家初代塔と似た形である。身部に彫られた死者の命日である寛永五年（一六二八）から推定すると、造立は坂田家塔よりやや下った時代であろう。

乙黒家墓地に一石五輪塔三基 上坂田の延寿寺は日蓮宗であるので、旧家の乙黒家の一石五輪塔三基には妙法蓮華經の題目称号が五輪に刻まれている。右寄りに第一基（写真10）は延宝五年（一六七七）、次の第二基は天和三年（一六八三）、第三基は元禄二年（一六八九）と刻った死者の命日が刻んであり、造立が七回忌頃とすればいずれも江戸中期の板碑型一石五輪塔の終りを告げた頃のものである。板碑型が優かに残るのは頭部の山形の三角形のみで、二本の切込線は消え、このかわりに切込線を湾曲に変化させて縁取りなし、やわらか味を出している。

詞形墓碑

磯部家の星敷墓　国玉町の磯部家は代々当主が玉諸神社の神主を継ぎて来た家柄である。国玉町歴寄（小字名）に磯部家の神官を継いだ男性ばかりの墓地がある（写真11）。夫人や子女の墓は女墓といい、共同墓地の奥の一画に一〇数基の墓碑が並んでいる。夫人の墓碑には「」氏と生家の姓が石祠に彫られている点は珍しい。来ても火家の姓を名乗るという武家の家風と同じであるが、男女別々に葬ることは磯部家の神に使える嚴格さからきており、共同墓地も国玉町の東隣接地上阿原町分にあるが、国玉町全体は玉諸神社の神域であるとして勝町地域に古くから墓地を設定したのは不淨をさらつたためである。

男墓の神主らは神事祭によって埋葬され、各「」^{みこと}の命という神名が附されて石祠によつられている。ここは神主廟のうちの元は畑になつていた所で、いわゆる別所（星敷墓）の形態をたどつてきた。「磯部家系譜」一巻によると、建武年中（一三三四—一五）武田信玄の弟、武田七郎信政の子、武田三郎が磯部族人保成の娘と結婚し、養父の神官を繼いだが、武田姓を名乗つたままの時代があり、磯部姓になつたのは武田勝頼が滅亡後の二郎三郎正元の時代で、正元を磯部家初代としている。その正元は寛永七年（一六三〇）に没し、その石祠が星敷墓東面に立つてある。一代の正吉は貞享二年（一六八五）に没し、北寄りに埋葬せられた。三代正盛は宝永四年（一七〇七）に没し、最も南に石祠にまつられてある。このように第一代正佐まで石祠が一行三つずつ四通りに並ぶ形となり、第一代は昭和四年に没しており、近代の時世でこのように星敷墓が継続使用され存在するものは珍しい事実である。

寺墓地の石祠型墓

石祠型墓が現われるのは全国的に元禄時代と

いわれているが、甲府では磯部家の寛永七年の初見に次いで、湯村の松源寺墓地に寛文八年（一六六八）と元禄二三年（一七〇〇）の夫婦らしき石碑座を中心に納めた大きな石祠がある（写真12）。七回忌に建造したとしても宝永四年（一七〇七）となるが、笠の屋根桟下に下り藤枝二つを彫り込み、両側の鬼瓦には鬼面を浮彫りし、軒に直木を施し、台石にも石段をつくって登るようにした神社建築物の形式を巧みに石造にした。

同じく寛文二三年（一六七三）に没した塙田家の大石祠が太田町一蓮寺にある。中に信士と大姉の双体石像がまつられた總高一・三二メートルという大きさである。塙田家は甲府城築城前一条町に一蓮寺坊があつた時寺代官を勤めた家柄と伝えられる。石祠は笠（屋根）と塔身、台（基盤）の二段階の構成で、すと/orして笠に重点をおいて装飾しており、元禄を中心として華やかな時代へ墓碑は入つていった。

江戸中期以降の多変化

板碑型の二条の切込線は早く無くなつていつたが、その後の墓石の変化を見ていくと、山形の尖つた三角形が残り、宝珠型の尖りの線をそれに合わせて二重彫り等とりの大聖鑿石が城東二丁目教安寺の寺本墓地に立つてゐる（写真13）。高さ一・五〇メートル、延宝四年（一六七六）の在銘である。上部に梵字で赤陀^{シタ}尊（赤陀・觀音・勢半）が刻まれていて。

また板碑の二条の切込線を直線でなく、三角の山形のドヘ半門にして山線のやわらかさを出したものが多く現われた。また頂上の尖り型を四角の方柱状にもつて来たものもある。柱状石碑は最も単純に表面に死者戒名と没年月を記す墓標で、庶民にとつては石碑代が安価であり、この種のものは寺院の墓地をにぎやかに林立させた。この中で門光院平岡家墓地に笠付柱塔碑（一名笠付卒塔婆）を

つくり、墓の立派さを誇りにしたものがある（写真14）。笠には唐破風作りを前面に、また一方につけたりして豪華な神殿風つくり上げたものもある。

やがて頂上の尖りがすたれ、四角方柱状の頂上をおだやかに丸味をつけたものが反射現象のように現わしたものもある。特に甲府医学校頭取宇佐美通義の墓は四角立方体柱状型で（写真15）、石柱の表面は死者名であるが、周りの三面に死者の顕歴や功績をこまかく綴った墓石である。こうした学者や医官、文人階級につくられたのも江戸末期の文化的興隆をよくあらわした歴史的なものである。

高遠石工の作品

岩瀬町の武田信玄の造被を火葬にした所に高さ一・四五mの「法性院大僧正上臈山信玄之墓」と文字も深く彫られた方柱が四段の基壇の上に建てられている。武田君支が天正元年信玄の胸像の胸像を笠し、遺骸を廟守役の土屋右衛門、附座敷に運び、ここで火葬にしたものである。武田家が滅亡後、ここは野草の繁茂にまかせきりであったため、魔除祭と呼ばれていたのを怪しみ、着任した代官中井清太夫が振り返させたところ、信玄の火葬場所と判り、安永八年（一七七九）武田家臣ら五十二名が高遠の石工らを招いて碑を立てたものである。高遠石工は優秀な技術を持ち、台石に北原寺平治、北原源八、同源内の名が彫られてある。

高遠は耕地が狭く、四隅の山に石材が多く産出するところから石彫技術が発展した土地である。近世では守屋貞治と太良兵衛の作品（石仏）が有名になっており、甲府で最初の技術を残した北原らは守屋の二〇年前の先人である。高遠の人々が甲府へ移り、北原平蔵が天保一〇年（一八三九）鳥上条村（敷島町）に住んでいた記録が高遠に残っている。

信玄の火葬場碑建造以降、高遠石工らが手押し作成した作品は明和五年（一七六八）の元祐屋町華光院の重制宝塔（写真16）、天明六年（一七八六）塩浦二丁目の開屋地蔵像、文化八年（一八一一）上落部の子安地蔵像、文化八年（一八一一）湯村の湯谷神社常夜灯、嘉永元年（一八四八）の桜井町道善院の重制宝塔がある。このうち目立った作品は華光院の高さ四mの宝塔、道善院の六mにおよぶ大宝塔であり、これは甲府の誇り得べき石彫美術品であろう。

近代の墓石型

歴史後著しく墓石・供養塔類は変容した。五輪型（復古調風や笠を薄くした新型）、舟型（仏像の光背型）、笠付型、上部の将棋駒型、柱状型、箱型（箱の蓋状）、丸形型（像容の全体像を刻む）、自然石型等さまざまに変わった。趣向・情意いろいろである。

注

（1）柳田国男編「葬送習俗語彙」昭和一二年民間伝承の会発行。「先祖の話」定本柳田国男集第一〇巻 昭和三七年筑摩書房発行

（2）奥中惣悟共著「石仏研究ハンドブック」昭和六〇年雄山閣発行

（3）川勝政太郎著「新版 石造美術」昭和五六六年誠文堂新光社発行

（4）山梨県教育委員会編「県指定 山梨県の文化財 改訂第二集」昭和五七年発行

（5）庚申懇話会編「日本石仏事典 第二版」昭和六〇年雄山閣発行



(1) 塩沢寺の重制無縫塔

在鎌 応安 7 年 (1374)、總高 130cm、
塔身高 52cm。湯村三丁目 17-2



(2) 一蓮寺の代々住職等の単制無縫塔

甲府市太田町



(3) 塩沢寺の宝篋印塔

鎌はないが推定鎌倉期、高さ 130cm、
笠の長さ 57cm、塔身各面 27cm。湯村三
丁目 17-2



(4) 円光院の宝篋印塔

武田信玄室三条氏墓、元亀元年(1570)
死没、死後造立、總高 139cm。岩槻町
500番地



(5) 法泉寺の武田信武の墓
宝篋印塔に風空輪を載せたのは誤り。
甲府市和田町



(6) 逍遙院の五輪塔
在銘 寛永 9年 (1632)、総高152cm。
桜井町999



(7) 塩沢寺の弥陀種子板碑
在銘 貞和 6年 (1350)、高さ215cm、
幅93cm、県指定文化財。
湯村三丁目17-2



(8) 瑞泉寺の板碑型一石五輪塔
坂田家墓、在銘 天正11年 (1583)、
高さ136cm、幅47cm。中央三丁目 7



(9)瑞泉寺の板碑型一石五輪塔
坂田家墓。在銘 慶長 11 年 (1606)、
高さ124cm、幅47cm。中央三丁目 7



(10)板碑型一石五輪塔
乙黒家墓、右より第一基在銘 延宝 5
年 (1677)、高さ121cm、幅41cm、厚さ
16cm。坂田五丁目延寿寺



(11)国玉町後部家の屋敷墓 (男性墓)
甲府市国玉町飯寄



(12)松原寺の江戸期の石祠墓碑
高さ68cm、中に寛文 8 年 (1668)・元
禄13年 (1700) の位牌を納める。湯村
二丁目



13 板碑型墓石

寺本家墓、在銘 延宝4年(1676)、高さ150cm、幅55cm。城東二丁目教安寺



14 円光院の笠付墓石

平岡家夫婦墓。岩窟町500



15 教安寺の四角立方体型墓碑

在銘 宝曆13年(1763)、高さ73cm、幅32cm。城東二丁目8



16 華光院の重制宝塔

在銘 明和5年(1768)、高さ425cm。元紺屋町33

高芙蓉における絵画的側面と 出自に関する若干の考察

守屋正彦

没年 天明四年（一七八四）

はじめに

本研究は高芙蓉の画家としての側面を充実したもののとするため、文人画家としての高芙蓉を浮き彫りにし、今まで不明瞭であった芙蓉の出自、また絵画作品の集成を第一の目的として調査を進めてきたものである。

本稿では調査した事項のうち芙蓉の画家としての評価を文献にあたって引き出した絵画的側面と出自に関してこれまでの調査資料をもとに可能な範囲で押さえ、今まで体系化されなかつた芙蓉の一断面として位置づけることができたらと纏めた次第である。

△高芙蓉について

既に高芙蓉については「市史（編さんだより）」（第二号昭和五九年八月一〇日発行）に「柳里恭と高芙蓉」と題して簡単な紹介をしてあるので、ここでは芙蓉の基本的なデータを示す。

芙蓉は享保七年三月一五日、医師大島尤軒の子として甲斐に生まれるが、現在出生の場所は不明しない。本姓＝大島、通称＝逸記、名＝孟麿、字＝麟皮、後に源、近藤を名乗る。落款・印譜に見る別称には次のような名乗りが見られる。

芭翁居、高翁、士典、水窓、水窓山人、芙蓉軒、因東、甲斐、岐中逸民、三岳道者、芙蓉山人、中岳菴史、宮祇山房、近藤玄窓、用九、高麿など。

芙蓉の著述は印人としてのものが多く、没後に纏められたものを併せると次のようになる。

『篆原』、『篆鑑千字文』、『古今公私印記』、『采真印譜』、『印草例考』、『指印叢』、『游漫日記』、『芙蓉軒』、『中嶽稿』など。

一 高芙蓉の絵画的側面について

高芙蓉 生國 甲斐國
享保七年（一七二二）

高芙蓉の本業は儒者である。其の跡に從えは「昇龍坊誠吉公」、

「三典故頃儀之子」とあり、現在知り得る最初の仕官は加賀藩前田

候源子付官官、また美濃にはやはり先祖銘に「天明免卯、宍戸侯開生名、而覆」。乃戸別封也。生源忠祐先と所山而應之」とあり、このものも宍戸侯の江戸藩邸に向うが「俄進」族、就藩部、数々面見。」と云ふ道を伝えている。

しかしながら、今日美濃がその名を最も良く知られているのは江戸時代中期の篆刻家の第一人者としてあり、柴野栗山は「印學」として美濃を評価している。美濃は秦、漢の古銅印に学び近世古体派として一派をなした。彼の門には葛子琴、橋茂齋、源美草、稻毛尾山、源惟良など世評に高い印人が学んでおり、蘿門十哲という言葉も生まれている。

美濃は印人としてだけでなくまた文人墨客としても知られる。美濃の画家としての評価は余り見られない。「餘西叢書」によれば第七三巻に「燕村と美濃」として「大雅堂の時に南宗畫風の一機輪を出だし名手斐然として袂を拂ぬ番長鹿舎、高孟頫美濃其軽にして大雅の微手と稱し一世に囁く共に其重書の妙なる者に至ては風韻紙外に溢れて大雅磊落の氣以て之に加ふる能はじ幾と異體同筆の思ひあらしむ」と記している。これは過分な評価である。これまでの美濃の略伝には、彼の画業について記していよい例もある。美濃の伝記を伝える文献中、彼の多才な絵業を記してある箇所を引用してみる。

「畫法一家、能ヲ美トス、印ヲ刻スルヲ以テ、其名高シ」（『木朝古今畫書便覧』）

「以「識筆」爲上業、寫「山水」」（『畫業要略』）

「畫法一家、能ヲ美トス、作印篆刻ヲ以テ、其名高シ」（『増補

近世逸人畫史』）

「畫法甚氣耐アリ、又識筆ニ精巧ニシテ、其名大イニ振フ」、
（『古今墨蹟鑑定便覧』）

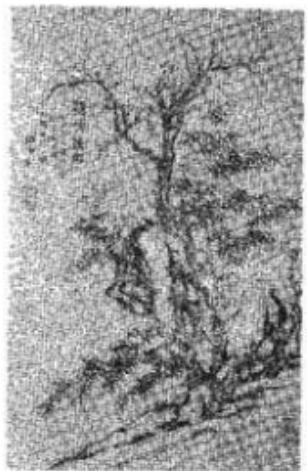
「篆刻筆跡を以業とす。またよく山水を畫がく」（『扶桑名畫傳』）

右に見られる如く、美濃の画家としての個性を伝える文献が少ないが、「先哲叢談統編」（國史研究会・大正六年）では、美濃の繪画觀を次のように伝えている。「美濃好みて古謹を為す、其筆を下す時に當り、意匠經營、形跡に在らずして、運筆に在り。粗大疏密、亦たぐ意の漏する所なり。是を以て、時ありて書すれば、或は古の用筆に似たり、書けば或は書の傍毫に似たり、成は兎兒の奔鳴、駿馬する所は、恬として意に入りせず、常に権衡圓滑と號す、字は里恭、王桂。池大雅（名は無名、字は貨成）の愛人なり。池大雅九篠山德と號す、京師の人なりと友とし善し、二人皆書畫を善くし、其持論、立説、美濃と同じ門を此に専らにする者、今に至りて、遺訖を奉際せざるなし」と記している。

「池大雅家譜」寛保元年の条に「初チ高孟頫ト友タリ」とある。大雅と美濃の親交については既に有名であり、大雅作品「勝利院香勝因巻」の巻首に「勝利院香勝」の題字を書き、「高雅」と表している。このような例はいくつか見られるが、この両者の付き合いは單に文人同士といふことでなく、美濃が大雅の妻玉瀬に「梅竹清友園」（写真）を送っていることからも伺い知れる。

美濃の画業は大雅と共にあり、「三岳道書」の号を大雅、兼天詩と共用している。この号は富士、白山、立山を踏破するにあたっての号で寛延二年（一七四九）より使用されている。またその一二年後

米が上代のことである。



高芙蓉畫 海竹清友図

芙蓉の絵画について、「先哲叢談」中にも触れており、「父書貴の忠定に長じ、一見立どころに真偽を辨ず、今時貴賤を以て家を成す者、其道義を傳へ給して我土木、元以降の古書古を風流するの滋潤と為す」とある。芙蓉の文人的態度は印人として、また画家として中国の古典に学ぶ姿勢が見られ、絵画においても画風が本格的な南画を追求するものであるだけに、芙蓉の絵画は極めて手本に則ったものである。こうした芙蓉の絵画的側面は画家としての評議より、秀れた絵画家として当時の画壇を代表する池大雅や青木木水に大きな影響を与えたものと思われる。

注

(1) 加賀藩前田侯綱子付の癌官については、彦城百川が、芙蓉に「山溪水闇圖」を贈っており、添書に「彦城百川山溪水闇絹上墨絹幅、向高延吉、延北越時、所言而後物、今為七倍居士號、余所謂防海沙洲筆、其墨絹林木繁茂之處最有妙、實是平生之合作也。丙子歲春三月八日、鴻鵠名三岳道者題」とある。

二 高芙蓉の出自について

芙蓉の絵画における鑑識、芸術家を見抜く眼は相当であつたらしく、芙蓉晩年の詩書における弟子青木木水が、中國の絵画の技法書として知られる「陶說」の序本に付して、奥殿城主松平乗淡に贈呈した「奥殿城主上巻」に記された自伝に高芙蓉に中國美術について学び、「劍器玉附鏡貨之類」の鑑賞、あるいはそれに関する語本を読んだことが伺える。芙蓉は天明四年（一七八四）に京都から江戸に移っているので、芙蓉が木水の才能を見出しそう成したのは木

高芙蓉に關する記事を抜いた文獻の全てが彼の出生の地を「甲斐國高梨郡」としている。また、「高を氏とするは郡名より取りしもの」とする文獻まで見られる。

しかしながら甲斐の国には郡名に「高梨郡」ではなく、古米、「山梨郡」あるいは「巨鹿郡」が盆地における郡名であつて、「高を氏

米が十代のことである。



高芙蓉筆 梅竹清友図

芙蓉の鑑識眼については「先哲叢談」中にも触れており、「又書畫の鑑定に長じ、一見立どころに真偽を辨ず、今時賞賛を以て家を成す者、其遺論を傳へ給して我土宋、元以降の古書畫を鑑識するの滋潤と為す」とある。芙蓉の文人的態度は印人として、また画家として中国の古典に学ぶ姿勢が見られ、絵画においても画風が本格的な南画を追求するものであるだけに、芙蓉の繪は極めて手本に則つたものである。こうした芙蓉の藝術的側面は画家としての評議より、秀れた鑑識家として当時の画壇を代表する池大官や青木木米に大きな影響を与えたものと思われる。

注

(1) 加賀藩前田侯爵付の備考については、彭城百川が、芙蓉に「山溪水闇圖」を贈っており、添書に「彭百川山溪水闇絹上畫横幅、向高益宣官遊北越時、所寫而餌物、今為七僧居士藏、余所調仿梅沙解筆、其墨經林木秀麗之處最有妙、實是平生之合作也。丙子歲春三月八日 池無名三岳道老題」とある。

二 高芙蓉の出自について

芙蓉の絵画における鑑識、藝術を見抜く眼は相当であつたらしく、芙蓉晩年の繪画における弟子青木木米が、中國の製陶の技法書として知られる「陶說」の写本に付して、奥殿城主松平秉謙に贈呈した「奥殿城主上ル書」に記された自伝に高芙蓉に中國美術について語り、「銅器玉財錢貨之類」の鑑賞、あるいはそれに関する諸本を読んだことが伺える。芙蓉は天明四年（一七八四）に京都から江戸に移っているので、芙蓉が木米の才能を見い出し育成したのは木米が十代のことである。

芙蓉に関する記事を扱った文献の全てが彼の出生の地を「甲斐國高梨郡」としている。また、「高を氏とするは郡名より取りしもの」とする文献まで見られる。

しかしながら甲斐の郡には郡名に「高梨郡」ではなく、「古米」、「山梨郡」あるいは「巨摩郡」が盆地における郡名であつて、「高を氏

とせるに都名」とするのは、甲斐國の郡の在り方からするなら、後世の懐測による記載といわねばならない。

こうした美濃の出生における誤間は、あるいは美濃が甲斐の國の出身であることも疑いを抱くことになるが、これまで美濃の出自については明確に言及されることはなかつたのである。美濃の甲斐の國における記録は、彼の没後二〇年を経て完成した『甲斐國志』には全く記されていない。

高美濃が甲斐國の人であるとするのは、前記したように多くの文献によつて知られるところであるが、これらはいずれも後世の孫引により潤色されたきらいがあり、彼の出自の原拠は、現在、東京都港區愛宕下にある天德寺の墓誌銘に依つたもので、その銘文を典義に多くの美濃の経歴を伝える文跡が記されて來たのである。

従つて本稿ではこの墓誌銘を中心に出身について考察したい。

美濃の墓誌銘は現在天徳寺にあるが、戦前は小石川の無量院にあつたもので、天明六年丙午四月に刻まれ、下つて文化壬申一〇月に建立されたことが同われる。美濃の没年が天明六年であるから二年後に刻まれ、三十有余年を経て建立されたものである。

選文は次海常(一七九一八〇一、相国寺大典碑)で、その書を親友の幹天寿が書いて、門弟であった橋茂齋(一七三五・七九四、初代源村藏六)が刻んでいる。墓表の「美濃大島先生墓」は池大島の字を遺傳より集めて、やはり門弟の福毛屋山(一七五五・一八二二)によつて刻まれたものである。

美濃の生いたちは、池大島の生いたち以上に不明といわねばならないが、歴文より美濃の出自に関する箇所を拾い出して見ると、

「甲斐高架人」

「某先為上毛新田氏之族」

「王父某仕水戸義公司車載坐事免職 去而居甲之高梨」

「父尤那業徳本氏之醫」

右の箇所をあげることができる。

このうち「甲斐高架人」については先述したとおりであるが、後述のこととし、ここでは「某先為上毛新田氏之族」から検討して見ることとする。

美濃の姓は生懶に「大島」・「近藤」・「高」・「高」の名乗りがあるが、基本的には歴文に記された「大島」が最初の姓であり、「近藤」「源」「高」については詳細は後述するが後から美濃の名乗つた姓である。「大島」姓は「尊卑分風」によれば、上野國新田郡の大島七郷を苗字の地としたものと考えられているが、この歴文ではそれを引用したもので、高美濃の本来の姓が「大島」であることを証しているのである。

また、このことは次に記された「王父某仕水戸義公司車載坐事免職 去而居甲之高梨」にも関連がある。

「大島」姓で水戸義公の時に「司庫藏坐事免職」となった先祖に

大島長兵衛
正勝
庄廟門内
見道悦某男也

松平栗麿
正勝
四郎衛門仕
石川秀政
五郎兵衛

猪垣平之允
弟十左衛門重元
修就
善子

つては「水府系譜」に碑文と符合する記載が見られる（芙蓉院牒史部小川知二氏の御教示による）。

『水府系譜』によれば、「大島庄衛門某」の記載がそれで、これによると父「正勝」の子に「某 庄衛門」があり、「實成見道院某男也」とある。系図のあとに、「大島庄衛門某實成平和泉守采壽醫師逸見通悦某カ男ニテ采壽家士外祖父大島長兵衛正勝娶子トナリ大島ヲ昌ス實成奥方・系仕ヨリ故シ以て寛文年中義公白石・賜テ夷力トナリ八年戊申正月十九日土藏番トナリ九年己酉六月二十五日山口宗兵衛來・共ニ改易セラル事ハ第三卷山口宗兵・」と書かれており、丁度芙蓉の碑文に相応する内容である。

碑文にいう「土父」は通常死んだ祖父を尊称しているが、ここに記された庄衛門は寛文八年（一六六八）に土藏番となり、翌九年には改易となる。この時が庄衛門の何才の頃であったかは記されていないが、二〇歳の頃とするならば西暦で一六四八年頃には既に彼は生まれていることになる。芙蓉が生まれたのは享保七年（一七二二）のことであるから、王父の生年を一六四八年として差し引くと七四年の間きがあるので、ここに言う「王父」が祖父にあたるかはしさか判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさしたものとも考えられる。

しかしながら碑文と「大島庄衛門」の経歴とは一致することであるから、芙蓉の「王父」が水戸義公に仕えていた「大島庄衛門」に相当することは恐らくまちがいのないところであろう。

このことは「水府系譜」の「山口宗兵衛」の箇所にも記され、改易の内容が庄衛門の条より詳しく記されている。「……九年己酉六

月二十五日大島庄衛門某ト共ニ葬奉ノ時夜中賊徒入テ御金藏ヲ破ルトイヘト物ヲ盗み奉叶ハスシテ遂ニ逃去ル同人はソ不知逃去シムル

ヲ以テ共ニ改易セラル」とあり、改易の理由を詳しく述べてある。

この両名の改易がどのようなものであつたかを知る直接の史料を今のこと見い出しえないが、山口宗兵衛の系図には四人の男子が記され、「男吉久の子については詳細に記されており、宗兵衛の跡に家督が続いたことが伺える。大島庄衛門の場合に改易後について何も記れていないが、碑文に「去而活甲之高梨」に移住と見做すことができる。このことは、やはり碑文中に記されている「天明癸卯、穴口候開生名、而時之。乃水戸別封也。生還恩詔允所由而應之。」とも符合している。

芙蓉の父については碑文に「父尤軒業德木氏之暨」とあるが、尤軒については「甲斐国儒医列伝」あるいは「甲斐縣志」の関連する論所にも見い出せない。

以上芙蓉の碑文における出自に關連する事項を検討したわけであるが、碑文以外で芙蓉の事蹟を詳細に記したものに「先哲叢談（続編）」がある。本書は國史研究会が大正六年に発行したもので、文中碑文以上に詳述している箇所が見られる。

例えば、碑文では「王父某」という箇所は「祖父六郎某」となつており、また「甲斐高梨人」は「甲斐の高梨郡名取邑に」生まれたこととしている。これらは何を典拠とした記載であるのか現在のところはつきりしないが、「甲斐の高梨郡」のほかに「名取邑」と加えたり、祖父も「六郎某」とするあたりは碑文以外に詳述の芙蓉伝があつたものであらうか。

先述したように中野の郡名は「山梨郡」あるいは「巨摩郡」が固

中地方、いわゆる甲府盆地における郡名であるから、ここでは、芙蓉の出身地が高麗のいずれであるかが焦点となるが、音としての類似では「高麗郡」と「山梨郡」が近似しているといわねばならない。ただ「名取田」とあるのは、山梨郡に見当らず、巨摩郡に「名取新田」（現、竜王町名取）の地名が見られ、この地は近世においては「郡下大下条村の一部に所轄していたものと考えられている。

しかしながら郡名「高麗」を疑い、「名取邑」という村名はなく、この場合の地名もこの頃の入植による開拓された土地名であるから「名取邑」と「名取新田」が符合するものであるかはやはり疑うところである。このことは芙蓉の同時代の親友の手になった勅文が最も信頼に足りうる資料であるがその後の潤色の過程でいくつかの芙蓉を紹介する文書が生まれたものと考える。

芙蓉が甲斐國の出身であることは先に示した墓誌銘や「水府系譜」によて推察されるが、このことは芙蓉自身の使用印や作品からも伺い知ることができる。

芙蓉の使用印については「芙蓉印譜」に詳しいが、この中に芙蓉の弟子である源惟良の刻んだ印に「甲斐源玄巣印」、「甲斐源氏家譜」があり、また、「映中逸民」の印も別に見る。映中は甲府盆地を指し、芙蓉が生まれた享保年間に既に「映中」の名前は一般化しているものと見え、この頃には御沢吉原結成が生れ、も来甲して「映中逸民」を著わしている。また「逸民」は中國の階級でいえは士大夫、処士といった社会的に言うところの上流階級に所属しない人であり、あるいはその地位を棄てた人を指す。既て芙蓉の出身がこの使用印によって甲斐の映中と書きえられよう。このことは、作品の上からも伺い知ることができ、松下英勝氏が『高芙蓉

記』の中で「芙蓉と甲斐との關係はおぼろであるが、自ら『腹東』（大井『陸奥』）と記し、また「甲斐」（『春溪松』）と自署した作があるので、生國は当然甲斐とされなければならない。』と指摘している。

以上、高芙蓉の出自について考察したが、芙蓉が甲斐國出身であることは、蜀文を裏付ける文獻（印譜等）により恐らくはまちがいのないところであろう。また、芙蓉の甲斐における事蹟についてはこれまでそれを伝える文獻は見い出せないが、このことは蜀文に「父尤軒英之徳本氏之賢、而生不肖醫、與冠道、京師、遂至成名。」とあるように、芙蓉の上京がかなり早い時期であったことが伺える。松下英勝氏は前出の『高芙蓉彌紀』の中で「私はこの芙蓉の遊学が、同國の先輩である加賀美櫻坂（名は光真、甲斐國山工神職、元和二年五月役、年七十二）に關係ありはしないかと思うが、まだ何らの資料を見ていません。」と、甲斐の儒学者加賀美光真が芙蓉の上京に關係したのではないかと指摘している。しかし乍ら芙蓉の櫻坂師事についての記録は見られず、本来芙蓉が前述の名取新田の出身と考えるならば、極めて近くに同年配の山縣大武あるいは彼の兄である野村昌樹がおり、しかもこの兄弟は共に加賀美櫻坂の門下であるから、もし芙蓉が櫻坂門下であるならば因縁する文獻（資料）が有る筈である。我念なら芙蓉の櫻坂師事については見い出し難く、また芙蓉の父尤軒についてもあるいは祖父に關連する文獻も現在のところ見い出せないのである。

注

(1) 芙蓉の出自に関する文献

「姓は源、大島氏、高氏。木氏、名は孟懿、字は孺皮、芙蓉

矣、また水器、また墨器と號す、通稱逸記、甲斐源人

(「天叢名鑑」卷四十五、雜家)

「美義、高氏、後源氏ニ改ム、名ハ孟慈、字孺八皮、一ツノ號ハ永堅、通稱大島逸記、甲斐ノ人」(「本朝古今書籍便覽」五十九)

「大島夫謙、名矩、字孺皮、甲斐人」(「東叢要略」卷下)

「高夫謙、本姓近藤、白ラ修シテ高トス、後源ニ改ム、名孟慈、字孺皮、俗稱ハ大島逸記、甲斐ノ人」(「增補近世逸人錄」卷上)

「大島夫謙、名ハ孟慈、字ハ孺皮、天寶ト號ス、甲州高架ノ人、自稱シテ、高ワ氏ノ如クス」(「古今墨蹟鑑定便覽」卷之部)

「祖父六郎某に至りて、始めて水府に仕ふ、後、事に坐して跡を辱はれ、去りて甲斐の高梨郡名取色に居る」(「先哲叢談」続編)

「芙蓉名ハ孟慈字ハ孺皮、芙蓉ハその号なり甲州高梨の人にして高氏なり」(「參照堂雜錄」卷一)

「大島夫謙名ハ孟慈字ハ孺皮芙蓉ハその号なり甲州高梨の

人なり」(「名家異同」)

(2) 「高芙蓉墓誌銘」

所在地 深土宗光明山天徳寺

東京都港区々西久保四丁目

淡海吉常撰 妹人壽書 楠茂吉建并刻

芙蓉生者、名孟慈。字孺皮。姓大島。甲斐高梨人。其先

為「上毛新田氏之實」。有「故故昌之姓名」而芙蓉之號、始於不

史。海内實不識而稱以芙蓉也。為人敏亮有才。嘗從坊城貢公、國三典故朝鏡之事。尤耽二雅好、愛古董。凡石室金匱之秘、名臘碑記之類、旁搜而委究。博物強記、兼無比也。以故、風流人上、益而歸之。資其圖說、利其鑑定。其名價甚」(「舊海內」云。半)。於篆刻之妙絕于古今、固不待論。海內者觀之而珍焉。王父」(碑側)某仕水戸義公。司庫職。坐事免職。去而居于之高梨。父尤軒季三德木氏之號。而生不好醫、弱冠選京師。遂至成名。天明癸卯、穴戸義聞二生名、而聘之。乃水戸別封也。生遇感、祖先所由而應之。

甲辰三月、葬妻子于水戸。俄罹重病。哉誠之薄醫、數日而歿。寔天明四年甲辰四月二十四日也。年六十三。葬于小石河之無量院。云。矣家悲其急、特為歸廟以表葬事、祀之上士之例。妻奥田氏。一女年十三。男久吉、甫六歲。此其凱氣可知也。門人橘茂吉並相為謀、立石碑表焉。因請余錄之。余與之生相識二十年。以「周易」官刑「無」暇、久不相面、終至「水訟」。問其諭道、為「碑陰」。之謂惄惄之心。既又感茂吉之誠厚也。雖「周易」官刑「無」暇、猶謝其諭之請、其於斯學一也。安能忘然。略叙其狀、系之第廿一日。
據故士之令。志不遠。哉。就仕勿。身戴隱。厥夫石之小分。爾制者千百葉。石之大今。胡為乎獨勤。爾。

正面（十四行、行八字）

橋茂喬、晉唐北美容大島先生急勦。有故不復立。墮火災、埋諸地ト有年矣。終不遂其志而復。今茲、其子

參興、直道相謀、將續其志焉。偶得羽倉君之助、而此舉

成矣。君名湖。字太冲。性典雅、敦厚、固貴、欽慕先生二者

深矣。因及於此。

文化壬申十月

謹岐稿毛直道識

男三千書

あとがき

(4) 島中の板については、萩生徂徠が『島中紀行』の中で「貢水内成秋。余與者書。田中省吾奉使到島。甲斐之名為中空。地皆灰。故得名。而行久矣。人不識其為映也」とあり甲斐=島としている。

右側（十一行、行八字）
先生孤高無名、與天壽、有兄弟之交。其遊名山、攀蘿、涉水、必三人相携而同行焉。因三人同号曰三游道者。無名先生、沒、天壽尚存。而書此墓碑。今廣就無名之書、後來、以作題字。蓋追成其志也。

樹毛直道再筆

左側（八行、行八字）

此碑刻成。而不復建者、殆三十年。今偶然成矣。顧先生遺德、益顯之時也。余深感之、乃謀寺主、而約永世不可改移。之言。遂錄以為識云。

羽含潤識



内山應舉筆 高芙蓉肖像

(3) 「甲州信譽列傳」には「在京都東山一心院」とある。

影響下にあつた一人であろうし、大雅の晩年における画題には芙蓉の題としたものも少くない。時代における中國繪画通としての芙蓉は大雅、堺天香と共に京都東山における画壇の駆け出しとして、自らも製作しつゝ、大きな影響力を持っていたのではないだろうか。草稿であるが、今後に芙蓉作品の多くを調査し、また芙蓉の刻んだ印譜を整理することで、画家としての芙蓉並びに画壇における影響力や関連する画家について論述できるものと思う。

なお、本稿は昭和六〇年度文部省科学研修費助成研究課により調査した「高芙蓉に関する研究」の一編である。

本稿を草するにあたり、本研究調査の為に近世絵画研究会の諸氏、茨城県歴史館小川知二氏、藏本莊五郎氏、小林秋泉堂、山梨県立図書館郷土資料室の御協力を得た。記して謝意を表する次第である。

(市史編さん専門委員)

市史の広場



黒平の里

玄法院の石臺

金九平甫

北口の天神町に玄法院という真言宗の寺がある。戰災で焼ける前は、境内に小形ながら美しい五重の塔が建っていて、秋の夕暮れなどには塔の上空を雁が飛んだりして、甲府の街に風情を添えていたものである。

その玄法院の本堂の前庭に二本の石灯籠が立たれており、その上部は真新しいが、六角形の石を三段に積んだ高さ九〇cmほどの基壇に向って右の一基に、「明治廿一年一月廿八日 当山住職 稲本祐善代」と刻まれている。

そのほか、この基壇の下から一枚目の石には「石龕 云縫中 下町」、更に「六軒の置屋と各々の抱え雲波三〇人の源氏名が次の通り彙り込まれている。

村田屋 小みつ・小てる・小きん
中川 小たつ・小たけ
新中川 小その
大和屋 千代松・とん子・てつ

ここで「下町云縫」というのは、明治初年から古府中の増山町と柳町だけにその居住が許されていたのが、明治一五年以来下町

万屋	豆太・米太
新村田	小ます
柳屋	荔吉・○○○(解説不明)
宮土屋	みか
桜屋	小なか・あい子
桜田	小梅
中村田	小もん・小まつ
田中屋	小加弥・小しん
梅之屋	小きん・小花
三井屋	福治・○○(解説不明)
花田屋	くら・と代松
森田屋	とね八・八代吉
月番	村田屋喜三郎
坐話人	大和屋兼三郎
万屋	佐吉
中川治左エ門	



石塚法院の法書

に住むことが許され、おもに桜町・春日町辺に移って商店としていた芸妓のことである。明治十五年頃の芸妓の数は一歳以上六四人・以下二人となつており(当時の県会の記録)、それが「前番(所謂遊女)」と「後番(今の芸者)」とに分れていて、その後代の者達が下町に転出したものであるといふ。

こうして芸妓連が移つて来ると、甲府の

黙坐街にも朝から三昧線の音が鳴り、腰鼓の音が響くのは当然の帰結で、早速翌一六年・一七年の県会に「甲府市内芸妓居住ヲ禁ズルノ建議」が提出され、いずれも可決されている。けれどもこの建議は、時の県令藤村繁邦の採択するところとならず、更にこれと同趣旨の建議が一八年と二年に提出されたが、その時は二回とも前回と異つて否決されている。(後者の議決について、「山梨県議会史」は二一年一二月一四日、「通常国会議事録」二七九頁では同年二月一三月の議決となつてある。)

その後二六年三月、桜町・春日町の下町

茅無尽に寄せて

相原眞洋

機会を得て甲府市北部・上黒平の古文書を整理していたとき、「茅無尽規約書」という文書が目にとまつた。日付は明治二九年なので、それ程古いものではないが、茅無尽なるものに興味をおぼえた。

そもそも茅無尽とは、都會人でなくとも

現代人には不可解な言葉であろう。

広辞苑によれば、茅は「茅・草・チガヤ・スゲ・ススキなどのイネ科草本の總称。根を茎よく用いる。」とあり、また「茅草」は「茎を茎よく用いる。」「茅札」は会山の茅を取得する一人分の権利札。」など

黙坐街にも朝から三昧線の音が鳴り、腰鼓の音が響くのは当然の帰結で、早速翌一六年・一七年の県会に「甲府市内芸妓居住ヲ禁ズルノ建議」が提出され、いずれも可決されている。けれどもこの建議は、時の県令藤村繁邦の採択するところとならず、更にこれと同趣旨の建議が一八年と二年に提出されたが、その時は二回とも前回と異つて否決されている。(後者の議決について、「山梨県議会史」は二一年一二月一四日、「通常国会議事録」二七九頁では同年二月一三月の議決となつてある。)

云々は、たまたま前年一二月に焼失した若松座の湯川沿いの跡地に移され、若松町芸者として現在に至っているのである。

こうした、何時その住まいを追われるかも知れぬ情勢の中で、下町芸妓は閉結して行末安かれど、もと古府中に住んだ頃から信仰していた玄法院の本尊不動明王の御前に、あの石臺を奉納したのではないか。

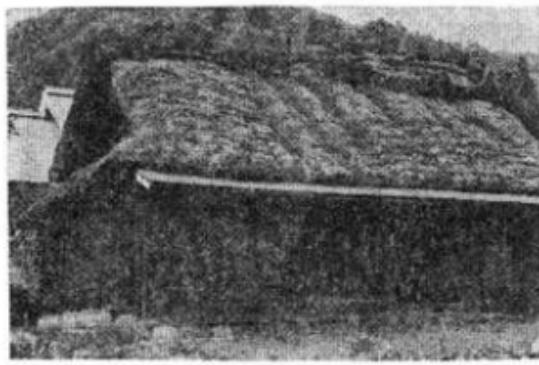
そのほか明治十九年にも下町の西屋九軒と云々三人とが大形の賽錢箱を奉納している。

(山梨郷土研究会会員・投稿)

関連した言葉もあって、茅自体が重要な役割を果たしていたことが窺われる。

したがって茅無尽とは、茅葺屋根を葺き替えるための資材・資金や労力などを互いに融通仕合うための相互扶助組織のことである。

この組織は、おそらくもっと古い時代から受け継がれたもので、何かの事情があつ



てこのとき明文化されたものと思われる。

黒川の外、草薙表・猪狩・高町等の集落においても茅葺屋根が多数あり、昭和二〇年代までは、多少の違いはあったとしても存続していた筈である。

それぞれの集落において入会権又は所有権を持つ茅山があり、毎年定められた量の茅を刈り取り、取主の家へ届け、屋根の葺き替え、下働きは無尽仲間が無報酬（少い）で奉仕していた。

この規約書をみると食事についても定めがついて、主食は白米又は麦を、副食代は現金で持ち寄り、取主の負担を軽減する措置が取られている。

茅葺の家は断熱性が高いので、夏は涼しく、冬は暖く、屋根の耐用年数も四・五〇年はあると言う。

今でも山間の村々には茅葺屋根造りの家も若干残っているが、その殆んどがトタンで覆ってあるので、若い人達の中には茅葺屋根を知らない人もいるのではないだろうか。

ともあれ、この茅無尽規約書によつて、山深いこの里の生活の厳しさとともに、そ

こに育まれたほのぼのとした生活の知恵を知ることができる。

茅無尽規約書

一 今般明治十九年九月廿二日双方中
美会ヲ得協議之上今回新規茅

無尽発起スル事ヲ決定致シ茲ニ
決議左ノ如シ

一 無尽集会ノ時ハ取主ヲ世話人トナ
シ其取主ヨリ準序一世話説トシ

後世話説立合ノ上取扱可仕事
一 無尽贋品之節毛ヶ年内武戸
宛トス

但古茅未鼠者アル内ハ各年
内ニ參戸迄ハ不苦ノ事

一 茅メ之類ハメ羅振リ之外六
尺羅ニテ參メ宛トス

一 茅葺ハ各戸普請様上迄、白米
老介及余給錢充贋品可致事
右之條々堅ク可相守候也

藤原元定外三十二名連名

(市史編さん調査協力員上投稿)

市史編さん関係出版物のご案内

近世甲府城下の背負商人の運上と赦免額
昭和初年に於ける若尾一族の企業経営活動の実態

飯田文弥

一若尾財閥経営史研究序説

齋藤康彦

甲府市における町内会組織の変遷とその機能
昭和二〇年代後半の甲府市財政の推移

西木伸也

北原達
磯貝正義

西木伸也

古代の甲府—春沼・春門二堀を中心として—
明治中後期に於ける甲府市の商業構造

西木伸也

一九二〇—三〇年代における甲府市周辺の農村生活

島袋善弘

西木伸也

湯村温泉の歴史
新発見の穴山信吉文書

島袋善弘

西木伸也

甲府市域の古墳分布と二、三の課題 田代孝

秋原三男

西木伸也

湯村温泉の歴史
新発見の穴山信吉文書

島袋善弘

西木伸也

謝恩碑
向村文書にみる五月節句の検約令

島袋善弘

西木伸也

合縁奇縁
糸目をつける

(A5判八四頁 昭和五九年一〇月発行 残部無し)

島袋善弘

西木伸也

▼甲府市史研究 第2号

近世甲斐における甲府代官

島袋善弘

西木伸也

國玉神社所蔵、精信文書の年紀推定

伊藤祖孝・秋山服部治

西木伸也

勝善寺仏像調査報告
戰国期の都市「甲府」

伊藤祖孝・秋山服部治

西木伸也

平岩親吉と御歎歌

高木利秋

西木伸也

一金桜神社所蔵「神前文書」を中心として—

高木利秋

西木伸也

◆市史編さんだより 第1号

無尽で架けられた荒川橋

斎藤典男

西木伸也

座談会「民衆史のねらい」

磯貝正義・安達満・伊東壯・服部治則・高木伸也

西木伸也

市民の声

三井清子・鈴木利秋

西木伸也

湯村・庄原家「享保一九年南都相場訴訟」文書より

(B5判8頁 昭和五九年三月発行 無料配布)

事務局

◆市史編さんだより 第2号

御一新「見聞誌」に触れて
戦国・平安社会における婚約・結婚
柳沢源國と高美泰

坂本徳一
なかざわ・しんきち

市民の二冊の旅日記から
開拓地三ヶ石をたずねて
甲府地名めぐり「酒折」

歴史豆知識「厄の木祭りとまよい子しるべ石」
(B5判8頁 昭和五九年八月発行 無料配布)

守屋正彦
増田廣實
坂俊子
事務局

市史編さんだより 第3号

甲府革新党のこと
小丸精十郎と小丸精十郎

有泉貞夫
守屋正彦
伊藤祖孝
植松光宏

社寺の建築及び彫刻の調査について
蓮くさ

歴史豆知識「甲府御墨水」
(B5判8頁 昭和六〇年三月発行 無料配布)

◆市史編さんだより 第4号
占領軍政と甲府市政の関連を求めて
市議会選挙の推進策について

竹山義夫
伊東社

花嫁の入家儀礼

大里町古市場発見の土器について
こせみち散策

(B5判8頁 昭和六〇年八月発行 無料配布)

小沢秀之
田代孝
米倉政則
保坂俊子

◆市史編さんだより 第5号

開府創後の甲府
上矢越氷に触れて
お聖堂様について
古代の山葵を知る会の活動から
甲府地名めぐり「羽黒」

柴辻俊夫
清水茂夫
山木政雄
中込茂樹
斎藤紳悟
高橋悟

歴史豆知識「時の鐘」
(B5判8頁 昭和六一年三月発行 無料配布)

近日発売

甲府市史 近世町方史料編 (全3巻)

A5版/各巻約七五〇頁/上製箱入/価格未定

『甲府市史』全14巻のトップを切る近世町方史料編には、武田氏滅亡以降、幕末までの貴重な歴史・文学史料が、平易な解説を付して収録されています。

甲府市史編さん関係者名簿（昭和六二年一〇月一日現在）

市史編さん委員

○印

委員長

○印

副委員長

○印

顧問

○印

監修

有泉貞夫
伊藤祖孝
植松光宏
小沢秀之
北原道立
齋藤康彦
坂本徳一
柴辻俊六
鳥袋善弘
清水茂夫
山梨大学名譽教授
甲府市文化財調査審議委員
甲府市考古学研究会会員
日本考古学会会員
山梨県立女子短期大学助教
山梨県立女子短期大学研究会会員
山梨大学名譽教授
甲府市考古学研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
（市史編さん担当）
主　　幹　　小池富士雄
（市史編さん担当）
事務　　事務　　高木伸也
嘱　　託　　数野雅彦
平川俊子
飯原り子
芝田翠代
渡辺正利

秋山慎次郎
吉屋高治
山本政地
樋口光治
米倉政則
落合四郎
久保寺泰雄
山岡正夫
相原真洋
元甲巡村村長
郷土料理研究家

東京商船大学教授
山梨県文化財審議委員
山梨郷土研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
山梨大学助教授
山梨大学助教授
山梨郷土研究会会員
山梨県立女子短期大学助教
山梨大学名譽教授
甲府市考古学研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
甲府市考古学研究会会員
日本考古学会会員
山梨県立女子短期大学助教
山梨大学名譽教授
甲府市考古学研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
（市史編さん担当）
主　　幹　　小池富士雄
（市史編さん担当）
事務　　事務　　高木伸也
嘱　　託　　数野雅彦
平川俊子
飯原り子
芝田翠代
渡辺正利

前甲府市議
黒川文化協会郷土研究部員
元武田神社神官
山城文化協会会長
五瀬土地改良区理事
元甲巡村村長

古屋高治
元武田神社神官
山城文化協会会長
五瀬土地改良区理事
元甲巡村村長

山本政地
樋口光治
米倉政則
落合四郎
久保寺泰雄
山岡正夫
相原真洋
元甲巡村村長
郷土料理研究家

秋山慎次郎
吉屋高治
山本政地
樋口光治
米倉政則
落合四郎
久保寺泰雄
山岡正夫
相原真洋
元甲巡村村長
郷土料理研究家

東京商船大学教授
山梨県文化財審議委員
山梨郷土研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
山梨大学助教授
山梨大学助教授
山梨郷土研究会会員
山梨県立女子短期大学助教
山梨大学名譽教授
甲府市考古学研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
（市史編さん担当）
主　　幹　　小池富士雄
（市史編さん担当）
事務　　事務　　高木伸也
嘱　　託　　数野雅彦
平川俊子
飯原り子
芝田翠代
渡辺正利

前甲府市議
黒川文化協会郷土研究部員
元武田神社神官
山城文化協会会長
五瀬土地改良区理事
元甲巡村村長

古屋高治
元武田神社神官
山城文化協会会長
五瀬土地改良区理事
元甲巡村村長

山本政地
樋口光治
米倉政則
落合四郎
久保寺泰雄
山岡正夫
相原真洋
元甲巡村村長
郷土料理研究家

秋山慎次郎
吉屋高治
山本政地
樋口光治
米倉政則
落合四郎
久保寺泰雄
山岡正夫
相原真洋
元甲巡村村長
郷土料理研究家

東京商船大学教授
山梨県文化財審議委員
山梨郷土研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
山梨大学助教授
山梨大学助教授
山梨郷土研究会会員
山梨県立女子短期大学助教
山梨大学名譽教授
甲府市考古学研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
（市史編さん担当）
主　　幹　　小池富士雄
（市史編さん担当）
事務　　事務　　高木伸也
嘱　　託　　数野雅彦
平川俊子
飯原り子
芝田翠代
渡辺正利

古屋高治
元武田神社神官
山城文化協会会長
五瀬土地改良区理事
元甲巡村村長

山本政地
樋口光治
米倉政則
落合四郎
久保寺泰雄
山岡正夫
相原真洋
元甲巡村村長
郷土料理研究家

秋山慎次郎
吉屋高治
山本政地
樋口光治
米倉政則
落合四郎
久保寺泰雄
山岡正夫
相原真洋
元甲巡村村長
郷土料理研究家

東京商船大学教授
山梨県文化財審議委員
山梨郷土研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
山梨大学助教授
山梨大学助教授
山梨郷土研究会会員
山梨県立女子短期大学助教
山梨大学名譽教授
甲府市考古学研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
（市史編さん担当）
主　　幹　　小池富士雄
（市史編さん担当）
事務　　事務　　高木伸也
嘱　　託　　数野雅彦
平川俊子
飯原り子
芝田翠代
渡辺正利

古屋高治
元武田神社神官
山城文化協会会長
五瀬土地改良区理事
元甲巡村村長

山本政地
樋口光治
米倉政則
落合四郎
久保寺泰雄
山岡正夫
相原真洋
元甲巡村村長
郷土料理研究家

秋山慎次郎
吉屋高治
山本政地
樋口光治
米倉政則
落合四郎
久保寺泰雄
山岡正夫
相原真洋
元甲巡村村長
郷土料理研究家

東京商船大学教授
山梨県文化財審議委員
山梨郷土研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
山梨大学助教授
山梨大学助教授
山梨郷土研究会会員
山梨県立女子短期大学助教
山梨大学名譽教授
甲府市考古学研究会会員
甲府市文化財調査審議委員
（市史編さん担当）
主　　幹　　小池富士雄
（市史編さん担当）
事務　　事務　　高木伸也
嘱　　託　　数野雅彦
平川俊子
飯原り子
芝田翠代
渡辺正利

古屋高治
元武田神社神官
山城文化協会会長
五瀬土地改良区理事
元甲巡村村長

市史編さん専門委員

秋山敬

山梨県土研究会会員

市史編さん調査協力員

埴原福貴

甲府市社会教育委員

◇強らのたもの祭典、かいじ固体も終り、うたげのあとに秋は深まっていきます。市史研究第三号をお届けします。

本号には、七編の論考、史料・調査報告二編、他に「市史の広場」に小品二編をそれぞれお寄せいただき、一座談会を収録しました。

◇巻頭の竹山委員の論文は、政党政治家大蔵の書簡七通を新たに世に出すものであつて、明治後半、改革派・非改革派で揺れ動く中央政局、またそれに連動する県内の政情を生きしく伝えてくれる貴重なご発表であります。

白石委員には、山梨に縁の深い太宰治とその作品に表われる甲府をテーマにご執筆願いました。生の不安、生存の危機を製作のセーフとしていた太宰が、甲府に住んだ前後は最も安定していた時期といわれ、彼が作品を通じて表わす甲府の様々は、本論で明らかにされる、モデルとなつた町名や建物などを交えてみると興味深いものがあります。

◆中井委員「川更府中標榜」は前号飯沼論文の批評。本論が、地方史研究がより深化するための「場」となることは、当初から期待するところであり、その意味からも甲斐府中を例に義理城下町の都市像を試論された飯沼論文、またそれに対して「私見の開陳」とされた中井論文は、大変意義深いものがあります。

◆小沢委員「甲府にみられる墓碑・墓石の変遷」は、鳥脚・墓石のうつりと時代の特徴を考察された異色の論考といえます。

◆守屋委員は、田代ともいわれる江戸中期の篆刻家高美義に關しての研究で、とりわけ説とされる出自についての論究は注目されるものでしょ。

◆考古に關するものは二編。田代委員「一の森緑地発掘報告」は、昨冬、市史編さん委員会が行つた甲府市北部上積翠寺町の遺

跡発掘調査の報告です。小吉舞う歴冬の発掘から、出土品の整理・分析、報告書の作成まで、終始担当された田代委員の御労苦的土地位所有にあつたと感謝されます。

清水氏「明治中期における甲府の学校沿革史」は投稿。「学制頒布」以後の初期近代教育体制の展開が一瞥できます。

◆中井委員「川更府中標榜」は前号飯沼論文の批評。本論が、地方史研究がより深化するための「場」となることは、当初から期待するところであり、その意味からも甲斐府中を例に義理城下町の都市像を試論され

た飯沼論文、またそれに対して「私見の開陳」とされた中井論文は、大変意義深いものがあります。

◆座談会。こうした聞き取りは、戦後史を総括的に捉えるうえで、史料の空白部分を補う面で有効でしょう。坂木委員には多くお書きありがとうございました。

◆「市史の広場」には、相原、金九のご両氏に小品をお寄せいただきました。岡氏とも市史に必要な史・資料の調査活動では、日頃御協力を頼つておりますので、この機会にお礼申しあげる次第です。

◆市史本編の編集は、編員委員長はじめ市史委員の先陣を切る近世部会各委員方の歴史的な御努力により、着々と進んでおりました。現在、近世史料編(町方)全三巻が再校の段階にありますので、年内、遅くとも

新年早々には配布できる予定です。

どうか御期待いただき度く存じます。

(高木)

甲府市史研究

第3号

編集 甲府市市史編さん委員会

発行 甲府市役所市長室

〒400 甲府市丸の内一丁目18-1

☎ 0552 (37) 1161 内線 315

発行日 昭和61年11月1日

印刷 株式会社 少国民社

(題字 甲府市長 原 忠三)

